

会報

第81号

国立大学協会

昭和53年8月

教育・研究のための助け人 広根徳太郎 5

事業報告

●諸会議議事要録 (昭和53年5月～6月)

理事会 (5.25) 11

会務報告
協議

昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について
第62回総会日程(案)について
常置委員会委員(教員)の選任について
各委員会委員長報告と協議

第62回総会 (6.20) 22

会務報告
協議事項

昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について
昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について
昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について
各委員会委員長報告と協議

同 (6.21) 38

各委員会委員長報告と協議
その他

第29回事務連絡会議 (6.23) 42

会務報告
(総会) 議事概要
文部省連絡事項
その他

第1常置委員会 (6.21) 47

医学に関する修士課程の設置について
助手問題について
技術専門官問題について

第2常置委員会 (5.25) 50

大学の履習課程の弾力化について
共通第1次学力試験について

同	(6.21)	55
昭和54年度国公立大学入学者選抜共通第1次学力試験の二段階選抜について 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について 学科課程について		
第3常置委員会	(5.9)	56
学園における秩序の維持等について		
同	(6.21)	60
委員会の審議事項について		
第4常置委員会	(5.24)	62
総会に提案する要書望について 学寮問題について 通学定期旅客運賃の改定について		
同	(6.21)	65
委員会の審議事項について		
第3常置・第4常置委員会合同会議	(6.19)	68
学寮問題について 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書について 第3常置委員会の委員の解任について		
第5常置委員会	(6.21)	71
外国人教師を国公立大学の専任の教官に任用する制度について オーストラリア3学長の招待について その他		
第6常置委員会	(5.18)	75
昭和54年度国立学校特別会計予算(概算要求)について 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について 研究休暇制の新設に関する要望書(案)について		
同	(6.21)	79
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について 研究休暇制の新設について 専門官制度問題について 定員問題について 財政問題について 学費問題について		
医学教育に関する特別委員会	(6.20)	81
医学および歯学の修士課程について		
同	(6.22)	85
医学および歯学の修士課程について		
教養課程に関する特別委員会	(6.19)	89
報告書のまとめについて		

図書館特別委員会 (6. 9)	96
-----------------	----

小委員会の設置について	
委員の補充について	
専門官制度について	
大学図書館の振興についての予算に関する要望について	
図書館職員の処遇について	
学術情報の処理の問題について	
学術図書館構想について	

特別会計制度協議会 (6. 6)	102
------------------	-----

昭和54年度国立学校特別会計予算の概算要求編成方針について

●第62回総会国立大学協会事業報告書	106
--------------------	-----

●諸 会 合 (5月～6月分)	114
-----------------	-----

要 望 書

大学卒業(中退)者で入学する学生の既修科目の単位認定 について(要望)	115
大学保健管理施設の増設・充実についての要望書	116
国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書	116
大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書	118
学生部関係職員の待遇改善に関する要望書	118
通学定期旅客運賃の改定について(要望)	119
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	119
調整額に関する要望書	121

資 料

各大学における第2次試験のあり方等について	123
二段階選抜における共通第1次学力試験の成績の利用について(通知)	124
要望書の提出について(事務連絡)	125
大学の履修課程に関するアンケート結果の報告	126

そ の 他

学長等の異動	135
寄贈図書	136

教育・研究のための助け人

山形大学学長 広根徳太郎
国大協第3常置委員会委員長

*

人間ドックという制度があることを知って以来、筆者は毎夏一日半のコースで入院、テストを受けるのがいつとなく習慣ようになってきた。このコースは私の感じでは、世の中から一日半だけほぼ完全に切り離され、一個の生物としてその色々な構成部分——心臓、肺臓そのほか——の性能のテストを受けるのが主たる内容のようで、しかも愉快（あるいは当然）なことにその性能といわれるものの大部分は数字で表われてくるのである。そして病気でも発見されない限り、数週間後にそのデータの説明とともに“酒量はこのままでよい”とか、太りすぎなので“カロリーを減らし少し運動せよ”という風にドクターのアドバイスが与えられる。

これらのアドバイスは一枚の紙に○×式で極めて無造作に記入してあるのだが、これらは前記各臓器の能力を示す諸データの上に立っているもので、きわめて説得的である。いつ頃からこの方式が開発されたものかはわからないが、病院には検査部という部局があって、諸測定器械とこれを駆使するテクニシヤンの貢献は大したものといわなければならない。無理をいってこの検査部を見学してみたところ、これは一つの大きな超精密工場の印象で、この補助があってドクターのアドバイスも始めて（やすやすと？）出せるのではないかと考えた。この検査部の見事な活動ぶりを見ながら大学の各部局の中にはこれに相当するところがあるのかどうかを、振り返ってみる気になった。

大学の教育・研究というものは、人をあてにしてやるものではなくて、どこまでも自分で拓いていかなければならないということは、私ども学生時代以来、いやというほど説教されてきたし、また現在私どもは学生諸君に対しては繰り返しこの Do it yourself なり、自学自修なりを説く立場に立たされていることはいうまでもない。

しかしそれはとにかく、教育・研究といった仕事をよくやるには、多くのこれを助けてくれるいわばサービス部門又は機関といったものの充実が渴望されるのもまた久しい以前からである。その一つは大学図書館であろう。周知のように図書館のサービスの主なものの中には、よく言われるように主として教育のためのものと研究のためのものがあると言われている。前者に属するサービスの一つに久しい以前から指定図書、詳しくは教官指定学生専用図書を設けることになっている。

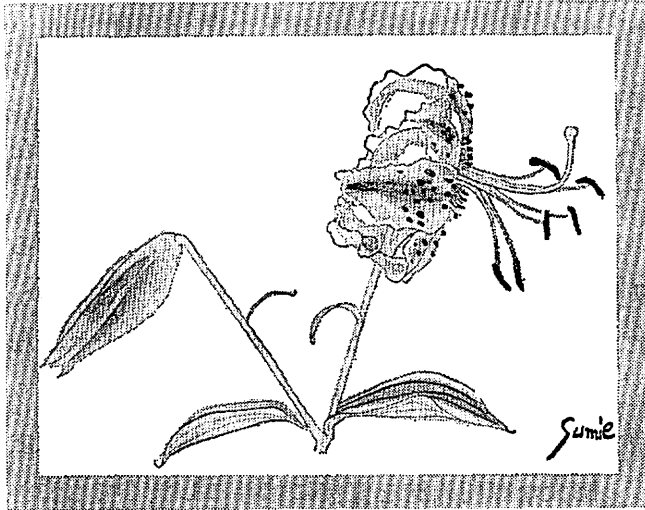
しかし、この制度が導入された十数年前には、その受けとめ方に若干ニュアンス的な相違があったようだ。今まで新学期の講義のはじめに、参考書を内外にわたって説明される教官に対し、ペンを置いてポカンとしている学生がままみられるとしても、その心情を察すれば、これらの貴重な書物も学生にとっては入手が必ずしも容易ではなく、つまりは“絵に画いた餅”あるいは“高根の花”かもしれないと思うと、叱る気持もしなくなるというわけだが、今度は先生の指定される書物は何十冊でも図書館に整えるというのだから、こんどこそは講義に対しても一定の責任は持てるという先生方の積極的な一つの評価があったようだ。

しかし半面、これは全くうわべの上だけのことで、研究方法は各人各様に学生が開拓するのでよいので、第一、指定図書のレッテルを貼ったのでは他の書物の方がかえりみなくてもよいという印象を与えることになるのを恐れる。指定図書とは実は一わたりのものであるということをよく言っておかないと逆効果になりはしないかという説である。

つまり、これはかつてよく見られた〇〇省指定旅館のような形で、この指定図書が受けとられないように運営に気をつけろというご意見と解してよいのだろう。

筆者の属する山形大学に大学博物館がある。これは本学教育学部に存続されていた“郷土室”が博物館法付則に基づき“博物館に相当する施設”として指定されているもので、この“類似施設”をお持ちの国立大学は十指にのぼる由である。

この博物館は、当初北方日本の出土品、古文書、古農器具の数々から始まり、東北地方からもようやく消えつつある宿場町の諸道具など古代並びに近世の庶民の生



活を偲ぶおびたしい資料から、各専門学部で集められた標本類，更にかつての本学研究陣によって開発された測定又は試験装置に至るまで学部からの要請に応じて保存・分類・展示・利用など当事者は図書館と同じレベルのサービスを考えている。

さてこの博物館は、後述の専門家の研究そのものに大役を果していることは、上に述べた内容からして想像できるが、一方で教育上にも、私のような素人には想像も出来ない大きな影響を及ぼしているようである。この博物館から時々館報が出されるが、それに各先生の苦心談、成功談が興味深く述べられている。

博物館の事業として奥羽地方の旧庄屋などの資料整理に大勢の学生諸君が村に合宿をし、村人に接し現地の歴史的地理的環境の中で歴史感覚のトレーニングを受け、素晴らしい教育的効果を挙げた話はオーソドックスな博物館の効用であろう。またある時、ゼミの学生の一隊を何となく博物館の古道具類の見学をさせ、そのあとで例のレポート提出となったわけだが、その内容は昔の庶民生活を学生諸君の若い感覚で見た生の感動となって現われてきたようで、それからはその講座の行事の一つとなっている。

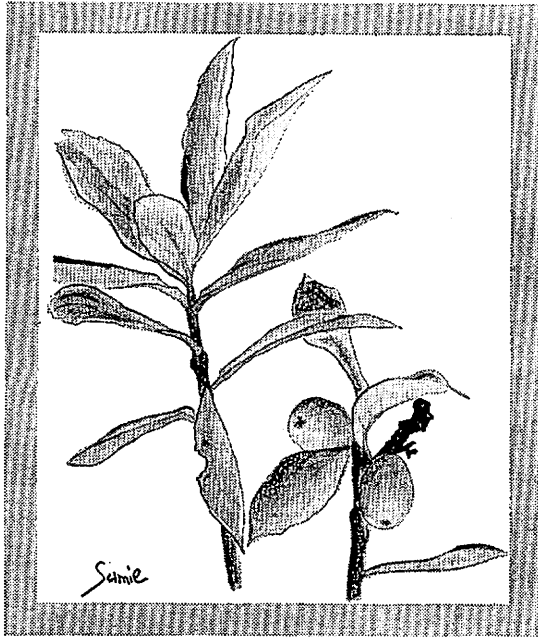
さて大学での研究ということになると、学内外の機関の助けにたよる部分がぐっと増えてくる。まず何かの論文を発表すると間もなくその“別刷”とか“抜き刷”をくれといったはがきが舞い込む。ご丁寧にもたいてい送ってくれることを期待し、あらかじめ“お礼を述べておく”といった添え書きまで印刷してある。もちろん、当方は同業の誼もあって大抵航空便でお送り申し上げることになる。もっともこうした中にはいくらか収集癖といった動機も混っている場合もあるらしく、請求主を

訪ねて行くと中には研究室の中にピジョン・ボックスまがいの立派な棚があって、著者名のアルファベット順に見事に整理されていて、著者の方で忘れかけたような古い印刷物の話しまで引き合いに出されるのには全く驚きの他はない。

さてこのような敏速な対応はいうまでもなく図書館—研究図書館—のお蔭であろう。〇〇アブストラクトとかペリヒテといった二次学術情報誌のサービスもあろうが、リファレンス・ライブラリアンによって、登録された研究者に対し、それぞれ必要とする専門分野の発表論文リストの提供サービスが物を言っているのであろうが、このサービスは電算機の利用方法が進むとともにその実用化の範囲が著しく広がったことによるものであろう。膨大な専門雑誌を直接に相手にしなくても済むものだけに、この文献調べは誠にうまい方法であることは言うまでもないが、レフェレンサーの苦心やシステムの開発などご苦勞の多いことと感謝申し上げている次第である。

さて情報が集められ、いざ研究開始となると、自然系ではまず試験材料が問題となるが、これらもものによっては、また、分野によってはそれぞれ専門の会社（業者）にたよることもできるという便利な世の中になりつつあるようだ。私の専攻分野（金属物理学）などでは、例えば色々な物質の結晶とか特定の純粋度を保つ物質といったものは、物ごとを処理する上に多くの場合、専門メーカーに依頼した方がはるかによいものを入手できる場合が多い。もちろん、手作りのよさはものの素性を特定できるなどいい面も多いが、物を作るということの中にはいわゆる経験が物を言う場合が多い関係上、よいものを作るには2～3年はすぐ経過してしまう場合も多く、専門業のよさにはかなわない場合ははるかに多いのが、いつわらない私の実感である。

昔の測定装置には欠くことのできないガラス細工ものがあつた。このガラス細工の製作については、今から半世紀も昔のこと、私どもは種々の秘伝の伝授や特訓を受けた憶えがあるが、今はこの種のもものは教室のサービス部門の中に組み込まれ、あるいは街の業者を利用すればよいことになっていること周知のとおりである。



次に、こうして入手した試験材料を使って試験や計測をしなければならないが、その主要部分を設計又は手作りすると、場合により相当の労力をかける必要が生じてくるのはご経験済みの方も多と思われる。この設計はメーカーが引き受けてくれる場合が多いとも考えられるが、むしろ分野によっては、測定の専門のところがあって個別にしかも安価に引き受けてくれ

るところも現われているようで、これらを巧みに利用すれば実験室などもかなりセーブできる可能性がある。また装置が巨大なもの時には運転要員が配属されて、居ながらにしてチャートそのほかを手に入れることもできる。これらの試験すべき物が（生物の場合もあるかもしれない）入手できたとする、次に入用なのは試験設備又は装置のたぐいである。装置のたぐいにも手作り、少なくとも設計は手許でやれば、それなりの良さはあることはもちろんだが、この分野ではメーカーの製品にたよる場合が圧倒的に多いことはここに記するまでもない。

殊に巨大科学とかいわれる分野での巨大装置については手作り又は手許での設計は不可能で、こちらのアイデアをメーカーに生かしてもらいよりほか手はないであろうことは周知の事実であって、ここで詳述する必要はない。もっとも巨大装置の場合には分業化しているので、遠慮なく装置利用又は寄生することが出来るので、かえってこの方が気は楽というものである。

さてこのように文献調べから測定までそれぞれライブラリアンから測定業者までにたよれるとなると、研究者の出番はどうなるだろうか。

まず第一に、文献資料のたぐいを読むのはもちろん研究者であって、リーダーではない。多くの資料の中、重要なものを手分けして読み、グループ討論のようなこ

とになるので、労が省かれ、能率とか便利さというものは著しく増すことはいうまでもなかろう。しかし筆者のような純理科系は便利だとかのんきなことを言っておれるかもしれないが、利害関係が複雑にからむとか、主観が著しく関与するような場合に、本来的前記のリファレンス・ライブラリアンが参助すべき文献を集めつくすことが出来るのかどうか、危惧の感がないでもない。

次に整えてもらった試験材料などをもとに測定又は検査してもらうわけだが、この場合、検査装置などは結果を自記する方式でチャート又はこれを整理したものを送ってくるのであろうから間違いはないはずだ。しかし往年のある分析化学研究所で起った事件のように捏造データに振り回されるおそれはないのかとなると、何しろ新分野であるので心配がないわけではない。もっともこの事件の起こった年は、原子力船むつ漂流事件のほか原子力界に予想をはるかに越えることが続発した特別異常な年で、平素こんなことは夢起るわけではないであろう。

さて、研究者としての腕のみせどころは何といってもあがってきた測定結果のデータの整理から結論を引き出すという場面であろう。予想どおりの結果というのではあまり面白くないが、一見ランダムに分布した結果が実は一つの理論や法則のもとに統一することが出来たなどというのは、いわゆる“人のフンドシですもうをとる”（実は高い料金を払っているのだが）以上の愉快さがあるであろう。例の捏造データではこんなことはまず起こり得ないので、その証しにもなろうというものである。

このように、サービス部門が充実しているということは大学の研究者の活動を著しく強めることになると断言してよいと思われる。しかし、筆者がわかり切ったことをここにながながと書いたのは、サービス部門は多く特定の学部・研究所のシステムの中に組み込まれていたり、メーカーの副業であったりして、その組織、利用方法などのシステムは、研究者即ち大学側でもっとよく論議してもよいことではないかと思ったからである。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和53年5月25日(木) 13:30~17:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長
岡本, 香月両副会長
今村, 大池, 前田, 畑, 岡本, 斉藤, 北村, 林, 石塚,
佐野, 若槻, 須田, 小坂, 山田, 芦田, 武谷,
池田, 蟹江各理事
広根(第3), 山岡(第4)各常置委員長
蓼沼監事
(大学入試センター) 加藤所長, 田保橋管理部長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から、本日は本協会の決算関係事項及び来る6月総会の日程その他について審議をお願いするためお集まり頂いた、と挨拶が述べられた。

次に、竹下事務局次長より配付資料の説明があった後、議事に入った。

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 東京教育大学の閉学について

東京教育大学は、筑波大学の設置に伴いその母体としての役割を果し、本年3月末をもって開学以来106年の歴史を閉じることになり、去る3月15日に閉学式が挙行されたので、私が出席して挨拶を述べた。

(2) オーストラリア大学副学長協会からの学長招待について

本年度の学長の国際交流計画については、前回理事会で、第5常置委員長に代って私から、フィリピン、オーストラリア両国を招待する予定で先方と折衝中である旨ご報告したが、過般オーストラリア大学副学長協会(AVCC)から第5常置委員長あてに、先方でもわが国の国立大学長を招待したいとの申出があった。その内容は、4月から7月までの期間中に3名の学長を3週間招待したいというものであった。それで、その訪問時期の決定と人選を急ぐ必要があるため、先方の希望条件を勘案し文部省とも協議の結果、来る5月29日より6月18日までの3週間、佐々木東京水産大学長(第5常置委員長)、石塚名古屋大学長、須田神戸大学長の3名がオーストラリアの各大学等を訪問視察することに

なったので、よろしくご了承願いたい。

(3) 中日友好協会からの日本学術代表团招待について

中日友好協会では、国際大学協会日本協力会を通じ、昨年、日本学術代表団の招待を行ったが、それに引続き本年も再度の招待があり、本協会関係からは岡本京都大学長（団長）、香月千葉大学長、若槻大阪大学長の3名がこれに参加することになり、去る5月3日より同月17日までの2週間、中国各地を訪問視察されたので、ご報告する。

(4) 教育系大学・学部における大学院問題について

前回の理事会で、本問題について教員養成制度特別委員会の須田委員長が、去る1月20日記者会見を行った旨ご報告したが、その後、去る4月18日に、衆議院文教委員会の要請により同委員長が参考人として出席し、教員大学の創設に関し意見陳述を行った。また、去る4月18日に文部省記者クラブの求めに応じ、同委員長が再度記者会見を行い、教育系大学院問題について同委員会の見解を説明した。

(5) 中教審「教員に関する小委員会」での意見陳述について

中央教育審議会の「教員に関する小委員会」の座長より、同小委員会が審議を進めている教員の養成・研修の問題に関し、関係団体から意見を聴く会合を5月2日に開催するので、本協会からも代表者を出席させてほしい旨の要請があった。それで、この会合の趣旨にかんがみ、本協会の代表者として教員養成制度特別委員会の須田委員長に出席願うことにしたので、ご報告する。

(6) 特別会計制度協議会について

去る5月19日、第36回特別会計制度協議会を

開催し、文部省側から「昭和54年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」についての説明を聴くとともに相互に隔意のない意見交換を行った。

(7) 日教組との会見について

去る4月24日、日教組からの申入れにより、私が日教組榎枝委員長ほか3名と共通入試の問題について会見を行った。なお、その結果を第2常置委員長に連絡し、提起された諸問題について同委員会で検討されるよう依頼した。

(8) その他

① 大学設置審議会（大学設置分科会）委員の推薦について

かねて当協会から推薦している大学設置審議会（大学設置分科会）委員のうち、任期満了となる委員の補充について、文部省から3月末日までに候補者（複数）を推薦されたい旨の依頼があったので、両副会長とも協議し、4人の学長を推薦したところ、岡本埼玉大学長と宮島筑波大学長が発令となったので、ご報告する。

② 大学入試センターの評議員について

本協会の北海道・東北地区代表理事として大学入試センターの評議員を委嘱されていた臼淵（前）弘前大学長が、去る1月末をもって学長を退任されたため、その後任について同地区理事の間で協議の結果、今村北海道大学長が選出された。これについて、去る3月2日、大学入試センター所長あて同学長の評議員発令方を依頼し、今般発令をみたので、ご報告する。

以上をもって会務報告を終り、引続き協議に移った。

Ⅱ 協 議

1. 昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局より資料4「昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)」について説明があり、ついで蓼沼監事から会計監査の結果について次のとおり報告があった。

去る5月12日に昭和52年度の国立大学協会歳入歳出決算(案)およびこれに関連する諸帳簿、証憑書ならびに銀行預金について監査し、その結果すべての処理は適切かつ正確であることを確認したので、ご報告する。なお、今後考慮されるべき事項として次の2点をご報告する。

その一は、退職給与引当金についてである。これは、本来正規に積立てられておれば1,250万円の額でなければならないのであるが、積立額は、536万円にすぎないので、約700万円の不足という計算になる。このように正規の積立額より700万円不足という差は開き過ぎるのではないかと思われるので、今後の問題として考慮されなければならないであろう。

その二は、役職員の給与についてである。国大協の役職員は文部省関係を退職後に再就職した者が多いわけであるが、そのことを考慮しても、役職でない職員の給与との間のバランスについて考慮されるべきであろう。このことは他の官公庁等にも類似の例があるので、それらとのバランスも考慮に入れて是正されるべきではなからうか。

以上の報告に関して会長から、退職給与引当金については今後、積立額を増額することにする。また、役職員の給与については文部省の意見もあると思われるので、それも考慮に入れて検討する旨が述べられた後、52年度決算(案)は

異議なく承認され、6月総会にこれを提案することになった。

なお、前回(2.23)に承認された53年度各大学学会費調の一部修正について事務局から説明があり、了承された。

2. 第62回総会日程(案)について

これについて竹下事務局次長から資料5により説明があり、了承された。

3. 常置委員会委員(教員)の選任について

これについて竹下事務局次長から次のとおり報告された。

第1常置委員会教員委員今井賢一教授(一橋大)には、在外研究員として1年間米国に滞留することになったため、その後任補充が必要となった。教員委員の選任は、地区の選出による建前になっているが、今回は任期半ばである関係もあり、前例により同委員所属の一橋大学に後任候補者の推薦を依頼したところ、同大学の宮川公男教授(商学部)の推薦があったので、同教授を教員委員に選任することについてお諮りする。

なお、教員委員は理事会の審議で決定することになっているので、本日も承認があれば直ちに委嘱の手続きをとりたいと思うので、ご了承頂きたい。

これについて異議なく承認された。

3. 各委員会委員長報告と協議

(1) 第1常置委員会

北村委員長より次のとおり報告があった。

第1常置では大学院問題の検討を進めており、次の作業として大学院問題懇談会の答申内容を検討することにしていった。ところが、この

3月に出される予定の同懇談会の最終答申が未だに出ないのでそれを待っている状況である。

この懇談会の答申については、去る1月11日に開催した第1常置において、文部省の方からその原案の要旨を抜粋した「博士課程の新設・拡充について(案)」の内示があった。その際、第1常置は、博士課程の新設には「慎重」に対処するという文部省の姿勢に対し、ただ慎重に対処するにとどまるだけでなく、前向きに検討するよう極力要望した。そのような経緯もあったためか、文部省は国大協の要望を重視し多少前向きに動きつつあるようでもある。いずれにしても総会までには懇談会の結論をもらって検討し、何等かの報告をしたいと考えている。

以上の報告に関して次の意見が交された。

- この問題は過般の特別会計制度協議会でも話題になった。それによれば、5月30日に開かれる懇談会では何等かの結論が出るのではないかということであった。前回の懇談会では、国大協の要望を取上げ、これを相当重要視して検討しているが、現在の時点で大学院をどうするかという積極的意見がないので、結局、答申には至らなかったようである。おそらく30日の懇談会においては答申案が提案されるものと考えられる。54年度の概算方針(資料配付)にも、博士課程の設置について従来より前向きの姿勢が示されており、このことは国大協の要望に即したものと考えられる。
- 私立大学には大学院設置が認められているのに、それらの大学よりは組織の充実した国立大学には認められないという現実の問題もある。
- その問題が懇談会でも問題になり、現在、

大学院問題の焦点になっているその問題に触れずして、答申案をまとめるのは適当でないということになった。答申案には国大協の意見の一部をそのまま取入れているが、それでも「慎重」という言葉は取去られていない。

- いわゆるオーバードクター問題との関連で、民間企業では、現在の博士課程に対しどのような考えをもっているかについてアンケート調査をした。それによれば、企業のプロジェクトは刻々変化するので、既設の博士課程を終えた研究者は、企業の要望に対応した研究を提供することができない状況にあるという結果がでていいる。そこで、企業の要望をまとめ、企業が要望している博士課程というものがどういうものであるかということを理解してもらうために、この資料を文部省に提出しておいた。

このように、社会の要望に対応できる新しい大学院の設置を要求する理由もあるわけである。また、このように既設の博士課程が企業の要望に対応していないところから、オーバードクターという問題がでてくることにもなる。

- 54年度の概算方針では、博士課程の設置についてやや前向きに触れてはいるが、これを地域的な視点から配置するという考えには疑義を表明したにもかかわらず、それがそのまま残されている。この地域という概念はどこのどの範囲を指しているのか、解釈の仕方によっては違いが生ずる不明確な表現である。

なお、もう一つの問題は、28年から49年までの約20年の間に私立大学には52の博士課程を設置したが、いわゆる新制の国立大学にはこれが一つも設置されていないことである。修士課程までの大学と博士課程のある大学の

間には研究費に大きな格差があり、また助手の定数にも差がある。そして、この格差が20年もの間放置されていたために、その間に累積した格差は余りにも大きなものになっている。したがって、ここで政策の転換を図り、国立大学にも学術を推進させるために、博士課程を置くという政策の方針が打出されなければならない。

- それらの2つの大きな問題を答申の中に押出さなければ意味がないということが、前回の懇談会で答申案がまとまらなかった理由であった。一度答申が出ると後々まで影響があるので、それらの問題に触れた答申を出してもらいたいと思う。
- この大学院問題は、6月総会の際に行われる文部省との懇談会の席でも提起することにした。

以上で第1常置委員会関係事項の報告と協議を終り、ついでこれに関連して研究技術専門官制度の問題について前田理事（専門官制度問題小委員会委員長）より、資料11〔研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案に関するアンケート〕をもとに次のとおり報告があった。

本小委員会では研究技術専門官制度についての検討を進め、その構想試案がまとまったので、これに対する意見を徴するため、先般各大学に対し「資料11」のようなアンケート調査を行った。この研究技術専門官制度は、大学における研究教育補助職員の処遇の改善を図るための方策であるが、この問題が取上げられるに至った事情や経緯は次のとおりである。

研究教育補助職員については、大学においてその果す役割が大きいにもかかわらず、その身分は現在、行一、行二、教務職員（教一）等雑

多であり、しかも低いランクに抑えられていて給与の頭打ち等のこともあり、そのため有為の人材を確保する上に大きな支障を来している。このような実情から、第1常置でも制度上の問題としてこれの改善策を検討し、第6常置でも給与改善の立場からこれらの待遇改善を要望してきた。また、これらの職員を多数擁する文部省直轄・大学附置研究所の方面からも所長会議の名で同様な要望が出されている。一方、文部省もこれらの要望を考慮し、これらの職員の優遇策を講ずるため専門官制度の新設を要求している。このような状況の下で、この改善の早期実現を図るためには、具体的な改善策の提示が必要ということになり、昨年11月第1常置と第6常置の合同による専門官制度問題小委員会が設置され、この問題の検討に当ることになった。

この検討の過程において、この研究技術専門官制度の検討に当っては、①講座制には影響を及ぼさないことにする、②教育系職員だけを対象とする、③給与の頭打ちを解消するための対策とはしない、等の原則が立てられた。そして、検討の結果、研究教育補助職員については「研究技術職員」として職務内容を明らかにし、新俸給表を設け、明確な職群として区分するという構想がまとまった。それで、関連資料を添付してこの構想に対する問題点についての意見照会を行った。この回答締切は6月10日であるので、来る6月総会にはその結果の中間報告をしたいと考えている。その上で更に検討を重ね、成案を得たら文部省、人事院等関係方面に要望したいと考えている。

(2) 第2常置委員会

若槻委員長より次のとおり報告があった。

第2常置では、履修課程の弾力化の問題と共

通第1次入試に関する問題があるが、まず、履修課程の弾力化の問題について報告する。

現在の大学教育の実情にかんがみ、大学の履修課程の弾力化についてできる方法はないかということで、これまで2回のアンケート調査を行った。その内容については、すでに報告したので省略するが、最近、大学を一度卒業または中途退学した者で、改めて他の大学学部に入学者が増えてきた。特に医学部や歯学部はその例が多く、しかも年々増加の傾向にある。このような学生の場合にも、学生は所定の全単位を再履修しなければ卒業できないというのが文部省側の見解になっているが、このような既修科目の再履修は、本人にとってもまた大学にとってもむだな面がある。それで、その大学が教育上有益と認める場合には、既修科目のうち30単位を越えない範囲で、これをその大学において修得したものと認定することができるようにしようというのが本委員会でも考えた提案である。この提案に対しては照会の結果85%の賛成が得られたので、これの実現を促進するため別紙のような要望書を提出したいと考えている。なお、この措置は外国の大学において修得した単位についても認めることにするものである。この既修科目の単位認定を認める措置は、修業年限の短縮に関わる面もあるが、これに対する各大学の意見は賛否相半ばする結果となっているので、このことは今回の要望書には含めていない。また、本委員会の第2の提案の「学部3年修了時に成績優秀な者に対しては大学院入学受験資格を与える」に対しても各大学の意見は賛否半々であるので、これも保留することにした。

以上の報告について次の質疑があった。

○ 学生が大学において将来の方向を変えることは、必ずしも好ましいことではないと思う。また、そのような学生が入ってくれば、大学は迷惑にもなるのではなからうか。

○ 確かに、一度大学を終えた者が、その方向を変えて他の方向に進むことにはむだもあるので好ましいことではない。しかし、そのむだを覚悟のうえで他の方面をやることには、それなりの理由もまた熱意もあることと思われる。それで、そのような学生には例えば外国語等を一からやり直すというむだを省き、その分だけ他の選択科目や専門科目の履修に充てることによって、学習・研究内容の豊富化を図ろうという趣旨である。もともとこの制度は特殊な例外の措置であるので、この制度が実施されることによって、これが他に波及してそのような学生がふえるとは考えられない。なお、この制度の適用については「当該大学が教育上有益と認める時」という条件がついている。

○ この制度は公・私立大学を卒業（中退）した者にも適用されるのか。

○ 国・公・私立の差別はない。大学が有益と認めた場合、学力判定をしたうえで適用することになる。

以上のほか、なお若干の意見交換があったのち、この要望書案を承認した。

ついで第2の報告事項として、共通入試に関する問題について次のとおり報告があった。

去る4月24日に日教組委員長から共通入試の問題に関して申入れがあり、会長と日教組委員長との会談が行われた。その際、日教組側から提議された問題点は主として次の3点である。

①共通第1次試験の実施期日を2月下旬以降

に延期すること

②第2次試験は科目数を減らし、内容の改善をはかること

③足切りを中止すること

そのほか、共通第1次試験の内容についての要望もあったが、これは除き、以上の3点について会長から第2常置で検討するよう付託されたので、その検討の結果を報告する。

第1点の試験期日の延期の問題については、われわれとしても2月下旬以降の方が好ましいと思うが、しかし現在の日程は私立大学の入試時期との関係あるいは国立大学の1次・2次試験の実施に必要な日程等から慎重に検討した結果でてきたものであり、既に軌道に乗っているので、いまこれを延期することは不可能である。しかし、大学の入学時期を9月にするなどの課題も必要となれば今後検討する用意はある。

第2点の第2次試験の科目数の問題については、第2次試験のあり方と足切りを中止することが密接に関連しているので、同時に議論せざるをえなかった。大学が第2次試験において記述式試験、小論文あるいは面接、実技等により慎重に受験者の適性を究める方法をとるとなれば時間的制約があり、ある程度の足切りはやむをえないということになる。この第2次試験のあり方については、既に各大学で作業が進んでいるが、各大学は安易な足切りはやめる、また難問・奇問は出題しない方向で検討してもらうことが適当であろう。

このほかにも幾つかの議論があったが、要点はこの2つの結論になった。

そこで、できればこの2つの事柄を、各大学の正式な入試要項が発表される7月前に、会長から各大学にご通知されることを要望したい。なお、日教組に対しては、そのような措置をと

ったことを通知されればよろしいのではないかとと思われる。

ついで、加藤入試センター所長から次のように報告があった。

去る5月13日、入試センターの方にも日教組から全く同じような申入れがあった。私の印象としては、日教組はこの制度そのものには反対ではないようである。ただ、昨年7月各大学から公表された「第2次試験の基本的事項」をみると、高校側の意向が取入れられていないということから、それらの問題が改善されるまで共通入試を延期してほしい、ということのようであった。このことは、昨年7月の資料を論拠とした議論であり、その後各大学が第2次試験のあり方について更に検討を進めていることを知らないためであるので、入試センターとしては、各大学はいまなおこれらの問題の研究を進めておられるはずである、というように回答しておいた。なお、入試センターとしては、今回の申入れに対し文書回答をすることは考えていない。

以上の報告に関して種々意見が交されたのち、会長から日教組ならびに各国立大学に対し、次のような趣旨の回答または通知をすることになった。

○ 日教組に対する回答

1. 共通入試に関し日教組より申入れのあった諸点に関しては、第2常置委員会で検討した結果を基に次のとおり見解をまとめたのでお知らせする。

(1) 実施期日については、国大協としてもなるべく遅らせる方向で検討した結果、実施上可能な限り遅い期日が決定された。これ

以上遅らせるには、私立大学などの協力が不可欠で、国立大学だけの力では不可能である。

(2) 二段階選抜、いわゆる足切りが望ましいとは考えていないが、第1次テストを多肢選択方式で行う以上、第2次テストは論述式、小論文などで適性能力を丁寧に見る必要がある、そのためには、いわゆる足切りをやらざるを得ない場合もある。しかし、足切りは決して安易にやらないことは、国大協内で合意している。

(3) 第2次テストは、各大学独自の方法、内容でやる建前であるが、難問・奇問に類する問題を出さぬように努めることについても合意がみられている。

2. 昭和54年度からの実施を延期することは、現時点では、既に国大協の協議しうる範囲外のことと考えられる。国大協としては、一応実施ののち、更に改善の努力を重ねる以外ないと考える。

○ 各国立大学に対する通知

日教組より共通入試制度に関し申入れがあり、別紙のとおり回答したので各大学においては、同文書の趣旨を了承のうえ、第2次試験のあり方について、更に慎重に検討されるよう格段の配慮をお願いする。

なお、以上の問題の協議の過程で、共通入試実施に際しての検定料のことについて、次のような点が論議された。検定料は1次と2次の分を別個に納付することになっており、第2次試験の検定料は足切りにより受験できなくなった場合にも返還しないということになっているが、これは常識的にみて納得しがたい点があるので、検討の要がある。

この問題について協議の結果、文部省にこの

件についても一度説明してもらい共通理解をしておきたい旨が了承された。

次に、加藤入試センター所長から次の要望が述べられた。

公立大学が共通第1次試験の成績を利用することになったことに伴い、共通第1次入試の実施には公立大学が協力することになっている。その関係でまず入試センターと公立大学との間でその関係の取決めをする必要が生じたが、これについては資料「各公立大学と大学入試センターの取決めについて(案)」のとおり、入試センター評議員会で承認された。

ついで、各地区においても国立大学と公立大学との間の取決めをお願いすることになる。その際の参考までに資料「共通第1次学力試験の実施に当たっての取決め(公立大学・国立大学間)(案)」のようなものを作ったので、各地区の関係大学はこの資料を参考にして取決めをお願いする。

この要望について多少の修正意見がでたほか特に異議なく了承されて、これを入試センターから関係の大学に送付することになった。

続いて、加藤所長からこの取決めの内容にかかわる「不測の事態の処置」の問題について、次のとおり述べられた。

公立大学は、その地区の実施委員長である国立大学長の統轄のもとで試験実施に当るわけであるが、その公立大学に起きた不測の事態に関する限り、その公立大学長が当該大学の管理規程により、直接責任をもってその処置に当たるといように、昨年8月の段階で申合せができた。ところが、去る5月19日の公立大学協会の総会において、この申合せに疑義が提起された。

その疑義は、共通入試の実施に当って、公立大学は国立大学に協力することになるので、入試に携わる公立大学の教職員は、その間は一時的にせよ国立大学長の委嘱によって国家公務員的立場の者になるわけである。そのような体制にあるのに、不測の事態が発生した場合には、いきなり公立大学長の統轄下に入らなければならないというのは不合理ではないかということである。また、実施責任者は国立大学長であるということで、公立大学の中に非常事態の対応（例えば機動隊導入）を決定し実行できる国立大学の職員を置く場合に、その実行が、その公立大学の管理規程の上で許容されず入試を中止せざるをえなくなった場合の責任は、国立大学長に帰属することになるのか、というように、この申合せには多くの問題を含んでいるという疑義である。

なお、この問題については、国立大学事務局長会議の方からも疑義が提起されている。それは、学長を全面的に補佐する立場にある事務局長の責任範囲は、公立大学で起きた問題にまで及ぶのかどうかという疑義である。

この問題は、重要な問題であるので十分に審議をつくし、国立大学と公立大学との間の意思疎通をはかられるよう要望する。

以上の要望に関し次のような意見が交された。

- この試験実施の際の「不測の事態の処置」の問題は、具体的には警備当局の常駐とか機動隊の導入とかということだけであるので、これの処置方法は昨年の取決めによるのがよいと思う。これを入試実施委員長である国立大学長の命令で処置するのは不自然である。これの処置の責任は国立大学長にかかるが、

実施上のことは公立大学長に委任することにしてはどうか。

- 事が起った場合、国立大学と公立大学の両者間で判断が違ふと処置に感うことにもなるので、筋を立てておく必要があるというのが公立大学側の言い分である。

以上のような意見交換が行われたのち、この問題については、会長の方で、公大協会長と基本的な方針について話し合いを行うとともに、第2常置委員会と公大協の入試制度委員会との間で折衝をすることとなった。

次に加藤入試センター所長より資料「昭和54年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項(案)」(部外秘)について、次のとおり説明があった。

さきに示された実施要項(案)のうち2つの事柄が変更になった。その1つは、出願期間が「10月1日(日)から10月15日(日)まで」であったのが「10月2日(月)から10月16日(月)まで」というように1日ずれることになった。もう1つは、「成績の請求及び提供」のところ、「大学入試センターは、公立大学に成績を提供するときは入学志願者1人につき150円の成績提供手数料を当該大学から徴収する」ということになった。

(3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

本委員会関係の事項として2つのことをご報告する。

① 学寮問題

この問題については、前総会に第3・第4常置合同委員会から「学寮に関するアンケートの集計報告」のほか「今後の学寮のあり方」とい

うものを参考資料として提出したが、この「参考資料」のその後の問題については、なお検討することになっている。

② 学園における秩序の維持等について

最近における学生運動等の動向にかんがみ、去る4月20日付で文部事務次官から依命通知の文書が各国公私立大学長に出されている。また、これに関連して一部の国立大学の事務局長および国公私立大学の学生部長を招集した会議も開かれた。そこで、第3常置としてもこの問題を国大協の立場で検討する必要があると考え、去る5月9日に委員会を開催してこの問題を討議した。その結論としては、48年12月に大学運営協議会から出した「大学改革に関する調査研究報告書」の該当部分に依拠して対応すればよいのではないかということになった。

(4) 第4常置委員会

山岡委員長より次のとおり報告があった。

第4常置では例年のとおり、次の要望書(案)について了承が得られるならば、これを関係方面に提出することになっている。

①国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書

②大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

③大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

これは、いずれも従来のものを現在の状況に合わせて若干文言の修正を施しまとめたものである。(了承)

次に、このほか「通学定期旅客運賃の改定について」の要望がある。これは、国鉄が普通旅客運賃の改定に合わせて、通学定期についてはその割引率も引下げて一挙に40.8%という大幅な引上げを行うということであるので、このこと

に対し考慮方を要請するものである。(了承)

なお、「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」も、例年どおり第3常置と連名で提出したい考えであるのでご了承をお願いする。

(了承)

(5) 第5常置委員会

会長から、佐々木委員長が欠席であるが、第5常置関係は先程の会務報告で述べたとおりの状況であるので、改めての報告は省略する旨が述べられた。

(6) 第6常置委員会

今村委員長より次のとおり報告があった。

① 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)

これは、基本的には昨年のもので変りはない。ただ、昨年までは俸給水準の「大幅引上げ」ということを表面に出していたのであるが、今日の情勢に合わなくなったので、このような意味を前文に織り込むこととした。

そのほかの主要なところの1つは、助手を3等級に格上げし、俸給表の等級数の縮減を図ることである。しかし、これについては、助手問題検討の基礎的資料とするため過般行った助手の実態調査の結果では、必ずしもこれが簡単にはすすまないことが明らかになったので、なお、検討することになっている。

もう1つは、最後の項目の「研究教育補助職員の待遇の抜本的改善を図ること」である。今回は、この所に、目下検討中の技術専門官に関する事項を付加し、<こうした問題を抜本的に改善するために、国大協は「専門官制度問題小委員会」を設置し、「技術専門官」職階という別建の俸給表の新設を検討中である>という文言を記載することにした。なお、総会においてこの考え方が承認されたならば、これは国大協の方針であるということにして、<「専門官制

度問題小委員会」を設置し、>の部分は削除することにしたい。

② 研究休暇制 (sabbatical year) の新設に関する要望書(案)

教官の研究休暇制のことは従来から言われている問題であるが、教官の待遇改善の一環として今回要望書にして提出したいと考えている。この問題については具体的な実施の段階での問題が残されているが、一応このような希望を表明しておいて今後検討することにしていく。

③ 助手問題

これについては、先般実施した実態調査の結果を、配付資料のとおり「国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書」にまとめたので、総会で採択されたら、これを各大学に配布することにしていく。(了承)

なおこの助手問題は、実態調査の結果報告をするだけでは問題の解決にはならないので、今後は制度と給与の両面から究明することにし、第1常置と合同の小委員会を設けて検討を始めたいと考えている。しかし、今回は助手問題に検討の中心をおくのであって、かつて第6常置が「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究」を行った場合のように、問題を教官全体に拡散するものではないことをご理解願いたい。ただ、この助手問題から議論が展開し、場合によっては講師あるいは助教授についても、派生的な問題提起もありうることについてはご了承を得ておきたい。(第1常置委員長同意)

④ 定員問題

これについては先に「第4次定員削減と国立大学の实態」を各大学に報告し、それについて意見を求めたところ多くの大学から意見が寄せられた。そこで、これを整理し、それによって更にこの報告を補完し、「国立大学における定

員削減の困難性」という表題にして総会に報告する予定にしている。そして、これに基づき議論を頂いたうえで、秋の総会までに、国大協として懸案になっている問題、すなわち第4次定削の初年度の積残しの0.2%の処置についての対応策をまとめて提案することにしていく。

⑤ 学費問題

学費問題については、これの検討の一環として、去る5月18日に授業料問題に関するシンポジウムを行った。これには講師として各分野の専門家を招くことにし、法律関係は神戸大の山田教授、経済関係は一橋大の大川教授、教育関係は国立教育研究所の市川研究室長の3人が出席され、それぞれの立場からの見解を伺うことができた。ただ、この3者の見解は、国大協の従来の考え方にはかなり批判的であって、国立大学の授業料について受益者負担あるいは教育投資的な考えを考慮に入れるべきであるという見解であった。これに対し自由討議のかたちで意見が交され、授業料については教育の機会均等ということも併せて考えに入れるべきであろうという意見も述べられた。そこで、これらの意見を踏まえ学費問題小委員会で検討をすすめることにしている。

(7) 教員養成制度特別委員会

須田委員長が他用のため退席されたので、竹下事務局次長が須田委員長報告メモを朗読した。その要旨は次のとおりである。

第1は、衆議院文教委員会で述べたところは、前回理事会で報告した範囲であるので、当日の議事要録を参照されたい。なお、その経緯については、国大協4月27日付の文書をもって、委員長から各大学長に報告してあるので、それによりご承知をお願いする。

第2は、5月2日、中教審の「教員に関する

小委員会」で述べたのは、昨年11月の教員養成制度特別委員会が発表した報告書の一小部分についてである。

(8) 教養課程に関する特別委員会

武谷委員長が他用のため退席されたので、竹下事務局次長から次のとおり報告された。

本委員会では目下調査研究を進めている教養課程に関する問題をまとめて6月総会に報告する予定であった。その作業内容としては、すでに教養部の改革を行った大学についてのケース・スタディのまとめのほか、教養部のない大学ならびに単科大学の教養課程の問題をも取り上げることになっている。その作業は進められているが、この報告書をまとめるについてはその実態を十分に把握する必要があるため、予定より時間を要することになり、秋の総会を目標に作業が進められている状況である。

(9) 大学格差問題特別委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

過般の委員会では、大学間の「格差是正」ということに限定された「大学格差問題特別委員会」という本委員会の名称自体が適当か否かと

ということが問題になった。しかし、最終的にどのような名称にするかは決ったわけではない。

次に、本委員会としては、いわゆる新設大学の拡充整備を促進することが本来の目的であるので、その方策について協議し、第一段階として次のことを実施することにした。

これまでの国大協の努力によって、修士課程まではかなり多くの大学に置かれるようになったが、その修士課程は従来考えていた修士課程の内容からすれば、まだ十分なものとは言えない。そこで、取敢えずその実態調査をすることになった。そして、その成果をみたうえで、各大学についても調査を依頼することにしたいと考えている。

(10) その他

山岡第4常置委員長から次のことが述べられた。

学生教育研究災害傷害保険が今回かなり有利に改正され、これに伴い文部省からこの保険の加入促進を要請する文書が出された。ついては、各大学はこのことを学生便覧に登載するなどの方法により周知されることを希望する。

第 62 回 総 会 (第 1 日)

日 時 昭和53年6月20日(火) 10:00~17:30

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、代理出席について、大阪教育大学から安藤学長に代り田中図書館長が出席された旨の披露があった。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、去る5月25日開催の理事会において協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、以下の諸事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 前回総会以後における学長の交代について

(大学名)	(前学長)	(新学長)
北見工業	松本 秋男	小池東一郎
弘前	臼淵 勇	大池彌三郎
宮城教育	山本 義一	大塚 徳郎
東京商船	小山 正一	谷 初蔵
京都工芸繊維	増尾富士雄	吉田徳之助
神戸商船	南 正巳	南 正巳
山口	中村正二郎	小西 俊造
九州芸術工科	太田博太郎	吉武 泰水
琉球	金城 秀三	宮城 健

なお、昨年12月4日、中村山口大学長が急逝されたことに対し、この機会に謹んで哀悼の意を表す。当協会としては、去る12月19日の大学葬に小坂岡山大学長に会長代理として参列願い弔辞を捧呈し、花輪をお供えた。

2. 東京教育大学の閉学について

東京教育大学は、筑波大学の新設に伴いその母体としての役割を果し、本年3月末をもって閉学以来106年の歴史を閉じることになり、去る3月15日に閉学式が挙行されたので、当協会を代表して挨拶を述べた。

3. 前総会以後のその他の主な事項の報告と追認について

(1) 要望書の提出等について

④ 大蔵省主計局長との懇談等について

昨年12月5日、昭和53年度予算編成に関連して岡本・香月両副会長、今村第6常置委員会委

員長とともに大蔵省の長岡主計局長等に面談し、昭和53年度の教育研究予算および定員問題について配慮方を要望するとともに、授業料改定問題についても意見交換を行った。また同日、これらの問題について文部省木田事務次官とも懇談した。翌12月6日には、今村第6常置委員会委員長、畑学費問題小委員会委員長、その他の専門委員の方々を煩わし、大蔵省の担当主計官に授業料についての当協会の考え方を説明した。

⑤ 授業料改定に関する要望書提出等について

国立大学授業料の引上げ問題については、前回総会の意向を受けて上述のとおり関係当局に対して口頭をもって配慮方の要望を行ったが、諸般の情勢にかんがみ早急に要望書を提出する必要が認められたので、急遽12月12日会長、両副会長も同席して第6常置委員会を開催して要望書の作案について協議し、翌13日に会長、両副会長、第6常置委員会委員長、学費問題小委員会委員長が砂田文部大臣、木田文部次官に面談して提出し、国立大学の授業料の増額改定については、特に慎重な配慮をされたい旨強く要望した。

その後、12月22日開催の特別会計制度協議会において、文部省から大蔵省との折衝経過について説明をきき、これを中心に同日午後開催の理事会において授業料問題について今後とるべき措置について協議し、翌12月23日に大蔵省からの予算内示に際し文部大臣あて重ねて要望書を提出し、更に努力を要請するとともに会長談話を発表して世論に訴えた。しかしながら、昭和53年度授業料は、現行の50%増ということになった。

なお、以上の経緯については、当時事務局長から各大学に「事務連絡」でお知らせしたとお

りである。

② 大学院問題懇談会に対する要望書について

第1常置委員会では、大学院のあり方について審議中の大学院問題懇談会に対し、昭和51年11月と昭和52年2月の2回に亘り大学院構想と大学院設置促進に関して意見を具申してきたが、その後の検討結果を踏まえて更に総括的な意見を取りまとめ、これを去る1月20日同懇談会の第1部会伊藤主査に手交し、同懇談会の資料とされるよう要望した。

(2) 共通入試について

④ 共通第1次学力試験実施期日について

このことについては、前回総会で試験期日の繰下げの可能性を第2常置委員会に検討願うこと、これの正式決定は理事会に一任することが了承された。その後第2常置委員会では、その検討のための資料として各大学から「共通第1次学力試験に伴う第2次試験の処理日数」について報告を求め、これを基に検討を行い3つの試案を作成し、昨年12月22日開催の理事会に提出した。

理事会ではこの3つの試案に基づいて検討を行い、これをA、B2つの案に取りまとめ、この両案について各大学の意見を徴したうえ、去る1月11日の理事会で最終的審議を行った。その結果、B案（共通第1次学力試験を1月13日（土）—1月14日（日）とする案）が採択されたので、翌12日付で各大学長にこの旨を通知し了承を求めた。

その後、文部省の入試改善会議においては、この案どおり決定され、大学局長名をもって1月30日付で各大学に通知のあったことはご承知のとおりである。なお、この共通第1次学力試験実施期日の繰下げに関連して、出願受付期間も「前年度の10月1日から10月15日まで」と改

正されたが、本年はたまたま初日と最終日がともに日曜日に当り業務遂行上支障があるため、本年に限りこれを「10月2日（月）から10月16日（月）」に変更する措置がとられることになった。

⑤ 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について

共通第1次学力試験の実施責任は、主管大学の国立大学長にあるが、この試験の成績を公立大学が利用することになったことに伴い、これに参画する公立大学が設定する試験場において試験妨害等の不測の事態が生じたときの処理方法が問題となり、これに関しては「試験実施委員長である国立大学長と協議のうえ、当該公立大学長の責任において処理することが妥当である」との了解が関係者間で成り立っていた。ところが、去る5月19日に開催された公立大学協会総会において、この分担方式は、国立大学と公立大学が共通第1次学力試験を委託方式によって実施する場合には妥当であるが、協力方式の場合には成立しないのではないかとの疑義が提起された。また、5月22日の国立大学事務局長会議においても「公立大学内の試験場における不測の事態の発生に際して、その措置を公立大学長の責任として分担させているが、国立大学長が公立大学の試験場における全面的な試験実施の責任をとり得ないのに、これを責任の範囲内とするのは不合理な点がある」との指摘がなされた。

以上のような経緯から、この国立大学と公立大学の責任分担の問題については、両者間で更に調整を行う必要が生じたため、去る5月25日の理事会の議に基づき、国立大学協会と公立大学協会双方の入試問題担当者をもって構成する連絡機関を設けてこの問題の処理に当ることと

した。

㊦ 日本教職員組合との会見について

去る4月24日、日本教職員組合からの申入れにより、私が榎枝日教組委員長ほか3名と共通第1次学力試験の問題について会見を行った。その結果は第2常置委員会委員長に連絡し、提起された諸問題（実施期日の繰下げ、足切りの中止、第2次試験の科目数の減少等）について同委員会で検討されるよう依頼した。

同常置委員会ではこれを受けて、小委員会及び常置委員会を開いてこの問題を検討し、その結果を去る5月25日の理事会に報告し、理事会はこれを了承したので、同日付をもってその見解を記した文書を会長名で日教組委員長あて送付した。

以上の経過は、同回答文書を添付して6月6日付で各国立大学長あて通知した。

なお、共通第1次学力試験に関する事項については、後刻第2常置委員会委員長および大学入試センター所長から詳細に報告があるので、ご了承願いたい。

(3) 大学卒業予定者のための就職事務開始時期について

昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学団体の申合せについては、昨秋来数次にわたり大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、本年度の実情や企業側の採用計画等の関係から、結論としては昭和53年度においても昨年度同様10月—11月の線で実施することになった。これについては、2月15日付で各国立大学長あて連絡し、趣旨の徹底方について配慮方を依頼した。

(4) 学長の国際交流について

① 日本側からの招待

数年前から毎年本協会が行っている学長の国際交流の行事として、昨年度はマレーシアから大学の副学長を招待する計画をたてたが、先方の都合によりこの計画は実現をみなかった。しかし、この計画のために準備された予算が本年度に繰越されることになったので、本年春に来訪されるよう再度同国に対し招待を行ったが、今回も成立をみなかった。そこでこれに代えてフィリピンから3名の学長を招待することとしたが、同国も春は都合が悪く、秋に来日することになった。

一方、本年度の行事としては、オーストラリアから学長3名を招待する計画が進んでいるので、今秋には2カ国から学長が来日することになる。なお招待の期間は、従来2週間という慣例であったが、オーストラリアについては、先方からの招待が3週間であった関係から、これと歩調を合せて3週間とする予定である。

本年度の外国学長招致計画は以上のとおりであるが、この両国からの学長の来日時期、来訪者等が決定次第、その具体的受入れ計画を策定するため、前例により「招待準備委員会」を設置したいので、ご了承願いたい。

② 外国側からの招待

一昨年、タイ国から学長3名を招待したことの返礼として、今回タイ国政府から3名の国立大学長を招待したい旨の申出があった。その期日は、2月18日から26日までの約1週間ということであったので、その人選は先方の希望をもとに文部省とも協議し、西川帯広畜産大学長、若槻大阪大学長、伊地智大阪外国語大学長の3名の方々に訪問視察をお願いしたので、ご了承願いたい。

次に、さきにも述べたようにオーストラリアからも、同国の副学長協会から相互交流の趣旨

で3名の国立大学長を4月から7月までの期間中の3週間招待したい旨の申出があった。そこで、これらの訪問時期の決定と人選を急ぐ必要があるため、先方の希望条件を勘案し、文部省とも協議のうえ、佐々木東京水産大学長、石塚名古屋大学長、須田神戸大学長の3名の方々に去る5月29日から6月18日までの3週間訪問視察をお願いしたので、ご了承願いたい。

なお、本協会と直接関係するものではないが、中日友好協会から国際大学協会日本協会を通じて日本学術代表団の招待があり、国立大学関係からは岡本京都大学長、香月千葉大学長、若槻大阪大学長の3名が参加し、去る5月3日から同月17日までの2週間、中国各地を訪問視察された。

(5) 特別会計制度協議会について

すでに授業料問題に関連して報告したように、昨年12月22日に第34回特別会計制度協議会を開催し、昭和53年度の国立学校特別会計概算要求に関して、文部省から大蔵省との折衝の状況をきくとともに、授業料問題についても意見交換を行った。

ついで本年1月12日、第35回協議会を開催し、年末に決定された昭和53年度予算案について文部省から説明を受け、これについて隔意のない意見交換を行った。

また、去る5月19日には、第36回協議会を開催し、文部省から「昭和54年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」についての説明をきき、これについて種々意見交換を行った。

(6) 事務局長の交代について

昭和50年1月以降、当協会の事務局長の職にあった丁子事務局長が、一身上の都合で去る3月31日付をもって退任されたため、理事会の議を経て、その後任に石塚前東京医科歯科大学事

務局長が就任したので、ご了承願いたい。

なお、以上のほか、その他の事項については「資料5」の事業報告書を参照願いたい。

II 協議事項

1. 昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、「昭和52年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料6)について説明があったのち、会長から、本案は理事会には事前諮り承認を得ているが、総会には従来慣行により事後承認をお願いすることに理事会でも了承されているので、追認願いたい旨が述べられ、異議なく追認された。

2. 昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局から、「昭和52年度国立大学協会歳入歳出決算(案)」(資料7)について説明があったのち、宮島監事から、適正に決算されていたが、退職給与引当金の額をもう少し増額しておいた方がよいと思われる旨、監査の結果について報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から「昭和53年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料8)について説明があったのち、会長から、本案についても理事会には事前承認を得ているが、総会には従来慣行により6月の総会の際諮りすることに理事会でも了承されたので、ご承認願いたい旨の説明があり、異議なく追認された。

4. 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（北村委員長）

④ 大学院に関する要望書について

本常置委員会としては、去る1月20日、大学院問題懇談会に対して「大学院に関する要望書」を提出した。大学院問題懇談会では、本年3月末までに答申を出すということであったが、いまだに出していない。本常置委員会としては、懇談会の案が正式に答申された段階でその内容を検討し、博士課程設置に関する具体的な実行上の問題についての見解をまとめて文部省に提出することになっている。

⑤ 専門官制度について

専門官制度については、本常置委員会と第6常置委員会との合同小委員会で検討しているので、同小委員会の前田委員長からご報告願いたい。

ついで前田専門官制度問題小委員会委員長より次のとおり報告があった。

専門官制度は、大学特有の専門職である研究教育補助職員の待遇改善を目的とした構想で、これによってこれらの技術系職員の身分を明確にするとともに、現在低水準に置かれている給与の改善を図って、人材の確保を図ろうとするものである。この問題は制度的な面と給与改善の面の両面を含むので、第1常置と第6常置の合同小委員会で検討することになり、昨年11月以来6回の会合を開き、その間に新俸給表設定による「研究技術専門官の構想試案」をまとめ、これについて「資料20」のようなアンケートを各大学に行った。

この資料にもみられるように、研究教育補助職員の処遇上の問題点としては、①処遇が不明確であること、②給与上いわゆる「頭打ち」が生ずること、③高度な技術者の確保が困難であること、④在職者の不満が多いこと、などが挙げられ、これを解決する方策として構想試案では「教室系技術職員」に対して「研究技術専門官俸給表」を新設し、これによってこれらの技術系職員の給与の大幅な引上げを図ることを考えた。なお、この制度は講座、学科目等の教官定員の変更は原則としてしないことを前提とするものであり、この技術専門官の身分は文部技官ということである。今般行ったアンケートは、すでに47大学から回答を得ているが、残りの39大学の分も含めてその結果を集計のうえ、原案を修正して次回の総会に成案を提案したいと考えている。

以上の報告があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 大学院問題懇談会の報告書は、先月末最終報告案がまとまったが、目下その文章の修正作業が行われている。この報告書には国大協から出した意見がかなり取入れられており、博士課程の設置について多少前向きな姿勢が示されているようであるが、具体的には文部省の昭和54年度の概算要求基本方針にみられるように、これが直ちに実現されるというまでには至っていない。
- 専門官制度の実施にはなお種々な問題がある。現在の職員をこの制度に当てはめると優遇しすぎる例とか、この制度に該当しない職員との処遇上のバランスなどの現実的な問題が出てくるので、各大学で十分検討する必要がある。

- 実際問題としてはむずかしい問題がある。技術者で現在助教授の待遇を受けている者などは、現在のままの方が有利なので、この制度ができて移りたがらないと思われる。また、オーバードクターの者で技術職員になっている者なども移りにくい。なお、この技術専門官制度は現在の講座制に影響を及ぼすようなものではない。
- 今回の総会に成案を提出することだが、もう一度各大学に意見照会をするのか。
- 今回の各大学からの意見を委員会で検討してまとめることにしたい。
- 最終的に小委員会の責任でまとめるのか。
- 最終的には第1常置委員会と第6常置委員会の合同委員会で決定することになる。

(2) 第2常置委員会(若槻委員長)

① 履修課程の弾力化について

本常置委員会で検討を続けている履修課程の弾力化の問題については、昨年の6月総会と11月総会にこれに関するアンケートの結果についてご報告した。本委員会が提案した履修課程の弾力化の構想は二つあるが、その一つは「すでに大学を卒業または中途退学した者が、新たに入学試験を受けて入学した場合、すべての者が1年次から4年間、所定の全科目を履修するのではなく、当該大学が有益と認めた場合には、30単位を超えない範囲で当該大学で修得した単位と認定することができる措置をとることができる」というものである。なお、これに関連して、これらの学生に対する修業年限短縮の措置の可否についても意見を徴した。いま一つの提案は「学部3年終了時に優秀な学生には大学院受験資格を与えることができる」というものである。これらの提案についての先般のアンケートの結果では、Iの提案である「既修単位の認定

について」は80%の大学の賛成を得たが、修業年限の短縮については、賛成が過半数に至らなかった。それで今回は、大部分の大学から賛成のあった「既修単位の認定」について、これが実現するよう文部当局に要望したいと考え、「資料10」のような要望書を作成したのでご承認を得たい。なお、この措置が認められた場合、それによって生じた余裕の時間は他の選択科目や専門科目の履修等に充てられることになる。なお、IIの提案である「学部3年次で大学院修士課程への入学受験資格を与えること」については賛成の意見が少なかったため、これについては要望等は行わない。

② 共通第1次学力試験について

共通第1次学力試験については、各方面からこれの実施期日の繰下げの要求が強く出されている。そこで入試センターと技術的な点について検討するとともに、私立大学等との関連も考慮して1月13日、14日の両日に決定した。これ以上繰下げすることは現行の体制のままではむずかしい。日教組からもこの実施期日の繰下げについて2月下旬以降とするよう要望があったが、現状としては困難である旨、会長より回答した。しかし、この実施期日の問題については今後検討の要があると思われる。

次に、公立大学が共通第1次学力試験を利用することに伴い、試験実施の際の責任分担等の問題が生じてきた。その他試験実施に際し全般的に取決めておくべき問題もあるので、それらの問題について検討するため国立大学側と公立大学側から、それぞれ2～3名の委員を選出して連絡協議のための小委員会を設けることが理事会で了承された。それで、国立大学側からは第2常置委員会から3名の委員を出すことにし、私のほか斎藤東京工業大学長、丸井文男名

古屋大学教授を委員としてお願いすることになった。なお、本協会としての考え方は、明日開催の本常置委員会で検討し、その上で連絡協議小委員会に臨むことにしたい。

以上の報告があったのち、加藤入試センター所長から、共通第1次学力試験の実施期日の繰下げに関し入試センターで検討を行った経過、試験場設定に関する事、今般公表された入試実施要項の要点、共通入試に関するブロック別説明会の日程等について説明があった。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 履修課程の弾力化については、今回要望する「既修単位の認定」以外の問題はどうか。
- アンケートの結果からは当面この問題だけを取上げることになったが、その他の問題も今後形を変えて出てくるかもしれない。それで、この要望書にはアンケートの集計資料も添付することにした。
- 共通第1次学力試験については検定料を第1次試験と第2次試験に分割して徴収することになっているが、足切りをした場合の受験生に対する対処方法を明確にしてほしい。
- 共通第1次学力試験の際の試験場に配置する監督者の人数が少ないのではないかと。監督者をふやすための予算措置が必要ではないか。
- 一応最大限、60万人の受験者を見込んで計画しており、1試験室最低2名として考えている。実際には受験者数はこれより下回ると予想されるが、一応その計算で準備はしている。なお、監督者は大学教職員だけでは賄いきれないので、1試験室2名のうち1名は高校職員を監督補助者とすることができるようにしている。
- 入学志願者は共通1次の出願時に2つの志望大学を書いて出すが、2次試験受験の際にその受験者が他の大学に出願していないことが掴めるか。
- 共通1次出願の際には志望大学を2つ書き、2次受験の際にはその中の1つを選ぶというのが原則である。しかし、特別の場合には志望大学を変更することもできている。それで、各大学では2次出願で自校の受験者を掴むことになる。なお、共通1次の成績請求は1大学1人しか出せないので併願している者はチェックできる。
- 身体障害者の場合、点字で受験する者には特定試験場を設定し、その他の身障受験者は一般受験者と同じ試験場で受験するという事になっているが、高校の施設を試験場に借りた場合、身障受験者のための特別室を設けることはできないか。
- そのことについては「受験案内」の16ページに詳細に書かれているので参照されたい。
- 公立大学との責任分担の問題であるが、公大協側がいう「委託方式であると責任はあるが、協力方式では責任がない」という理由がよく理解できない。協力方式だと責任がないということになると、公立大学内で起きた不測の事態に対して、国立大学長が独自に判断して処置せざるを得なくなる。しかし、一方の立場を無視して協力ということはあり得ないので、公立大学のキャンパスでのことは公立大学で責任をもって貰うというのが筋である。
- 公立大学で試験を実施する以上、国立大学と同じように責任を自覚しなければなら

い。ただ、国立大学と公立大学が提携するのは便宜上のことであるので、責任ということになると国立大学の方にかかってくる。しかし、公立大学の方にも大学の自治があるので、両者の協議が必要である。

- 雪害等の理由による遅刻の多い場合、どの程度まで開始時間をずらすことができるか。
- 受験生の退出は、試験時間中は認めないので、100分までの延長は学長の判断に任せ、それを超える場合には入試センターに連絡願って2週間以内に再試験を行うことになる。以上の意見交換ののち、「大学卒業（中退）者で入学する学生の既修科目の単位認定について」の要望書については、原案どおり採択された。

（12時30分から午後1時15分まで休憩）

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

④ 学寮問題について

本常置委員会は、第4常置委員会と合同で学寮問題小委員会を設けて学寮に関する調査研究を行ってきた。前回総会に「学寮に関するアンケート集計報告」と「今後の学寮のあり方（参考資料）」を提出したが、「アンケートの集計報告」の方は問題がないが、「今後の学寮のあり方」についてはなお問題があるので、昨日第3常置・第4常置合同会議を開いて更に審議した。その結果をここで報告する。

「今後の学寮のあり方」に関する資料は学寮問題小委員会がまとめたもので、必ずしも合同会議の統一見解とはいえないが、その中身は、従来の学寮のイメージを転換する必要があるということと、どのように改善したらよいかという2点について基本的な考え方を述べたものである。なおこれは、前回総会の時点では未定稿であったので、各大学からの意見を伺って更に

検討したいと考えていた。しかし、その後格別の意見もなく推移したので、今回、その原文の中の若干不適當な字句を修正したうえ「学寮問題小委員会の見解」としてこれを正式に提出したいのでご了承きたい。

なお、この資料の中にも書いてあるように、各大学の学寮は、大学(学部)の種類、規模、立地条件等により、あるいはそれぞれの学寮の歴史的経緯や慣行等によって、その性格を異にし、またその具体的運営も様ではない。ただ、学寮が大学の付属施設である以上、その管理責任を負う大学としては、国有財産等の諸法規に違背することがあってはならないし、また寮生についても、市民社会に自明の私生活費個人負担の原則が適用されるべきことは疑問の余地がない。しかし、これらの基本原則を除けば、各学寮それぞれ違った要素もっている。それで、合同会議では、学寮問題について統一見解を出すのが困難であるとの考えに立ち至ったので、この学寮問題小委員会の報告をもってこの問題の検討は一応打ち切りたいということになった。

なお、学寮問題としてはそれ以外に大学院学生寮の設置や食堂問題等各論的な問題もあるので、それらの個々の問題については今後とも検討を行う考えである。

⑤ 学園における秩序維持等について

去る4月20日付をもって文部事務次官から「学園における秩序維持等について」の依命通知がきたので、これについてどのように対応したらよいか意見交換をした。その時の結論は大體次のようなことであった。

この問題は学生の学外における政治活動に関係すると思われるが、このことについては、昭和45年2月の「大学問題に関する調査研究（中

間報告)」、昭和46年6月の「大学問題に関する調査研究報告書」および昭和48年12月の「大学改革に関する調査研究報告書」の3度に亘って当協会として検討している。

これらに述べられている趣旨は、現時点においても変更する必要はなく、依命通知の処理もこの報告書の趣旨を拠所としてやっていける。従って、この問題について、この際とくに掘下げて検討する必要はない。しかし、学生の過激な行動によって社会不安を起すことは重大な問題なので、大学としては年少な学生が熱情にかられて破壊的行動に走らないよう教育的配慮をすることが必要である。

ついで学寮問題に関し、山岡第4常置委員長より次のとおり報告があった。

学寮問題については長期間に亘り委員各位にご苦勞をかけたが、ただいま第3常置委員長から報告があったような結論で合同会議での検討は打切ることになった。大学院の学生寮の問題は、大学院生も多くなってきたので考慮する必要があると思われる。また、最近建設される学寮には食堂が設置されないが、この点は更に検討する必要がある。今後も必要に応じ学寮問題は検討していきたい。

以上の報告があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 学寮問題と学園の秩序維持と関係があるかどうか。また、先程の学園の秩序維持の対応策の内容を伺いたい。
- 学寮と学園の秩序維持との関係については、学寮が学生運動の拠点となるということがある。しかし、第3常置で学園の秩序の問題を検討したのは主として学外における政治

活動の問題である。これについては、昭和48年12月の「大学改革に関する調査研究報告書」に大学としての対応の仕方が述べられている。これは法に触れる行為は学の内外を区別することは意味がない、としている。しかし、法には触れない行為、例えば学内でのビラや立看板による教唆などは、学内規則で規制せざるを得ないと考えているが、その適用については慎重にならざるを得ない。

- 学寮については、各大学とも深刻な問題をかかえているが、これらトラブルの共通項に対する見解をもたないと、大学として困難な立場に追い込まれると思う。そのことから、学寮問題に関する議論の場がなくなることは困る。
- 学園の正常化において学寮問題は重要な意味をもっている。学寮の正常化が学園の正常化にもつながると思うので、学寮問題の検討を打切ることには抵抗を感じず。例えば、入退寮権と経費の負担区分の問題が大きいと思うので、大学の管理権の問題や2.18通達の内容についてももう少し具体性のある見解を示してほしい。
- 入退寮権の問題は、個々の学寮によって歴史的な事情もあり、一本化することは仲々むずかしい。基本的には国有財産法に則るということだが、この点については更に検討したい。経費の負担区分の問題については、寮生雇いの職員の扱いについては問題があるが、これを全国的に揃えることはむずかしい。学寮が学生運動の拠点となっているという点に関しては、事実の面もある。いずれにしても学寮の成り立ちをみると、統一の見解を出すことはむずかしいが、これがないと困ることもある。これについてどのように対処する

か、今後更に検討してみたい。

- 学寮の事情は種々雑多なので、統一見解を押しつけられると迷惑する向きもあろうと思われる。要はその大学で自治のかねあいを考えてベストを尽して貰うことである。
- 個々の学寮は、歴史的に相違点はあっても、共通の問題もあると思うので、各大学の状況を知らせてもらえるだけでも問題に対する大学の対応方法も確立されると思う。統一見解を出すことは実情になじまないということも分るが、具体的な問題についてはアドバイスもほしいので、何らかの形で検討されることを望みたい。
- 国大協の組織の中には、一般的議論の場である委員会と並んで、大学が困っている問題について相互協力する大学運営協議会という機関がある。学寮問題の具体的解決を図るためにこれを活用することも考えられる。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

本常置委員会としては、以下の各要望書を関係方面に提出したいのでご承認を得たい。

① 学生部関係職員の待遇改善について

これは第3常置との合同提案によるもので、昨年と同趣旨のものである。

② 大学保健管理施設の増設・充実について

大学保健管理施設については、すでに87大学中70大学にこれが設置され、保健管理センター所長の教授定員についてもほぼ実現しているが、早い機会に全大学に設置されるよう、本年度も要望書を出したい。

③ 国立大学共同利用研修施設の設置充実について

国立大学共同利用研修施設については、各地区に漸次できつつあるが、更にこの拡充整備を図りたい。なお今回の要望書ではその文案を若干改め、この施設の管理要員を定員化すること

を強く要求するとともに、建物面積は少なくとも3,000m²とすることにした。

④ 奨学制度の拡充について

大学および大学院の奨学制度については、貸与金額の改善と奨学用人員を更に要望することとした。

関連して、今後オーバードクターの問題も日本学術振興会の Fellow-ship との関連で考えていきたい。

⑤ 通学定期旅客運賃の改定について

今回、国鉄は普通旅客運賃の改定に合わせて通学定期旅客運賃の割引率をも改定し、一挙に40.8%という大幅な引上げをしようとしているが、これは学生生活に及ぼす影響が大きいので、すでに文部大臣も運輸大臣等に対し、通学定期の割引率の据置きを申入れている。それで、国立大学としても無関心ではいられないので、運輸大臣および国鉄総裁に対して割引率の据置きに関する要望をしたい。

以上の説明ののち、提案のあった各要望書については、いずれも原案どおり採択された。

(5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

① 学長の国際交流について

学長の国際交流に関しては、昨年度マレーシアの学長を招待したところ先方の都合が悪く実現しなかったのが、本年度に繰越して予定したが、本年も都合がつかなかった。そこでフィリピンから3人の学長を招待することに変更して準備を進めてきたが、先方の都合で10月頃、2週間程度来日することになった。なお、招待者の名前等は未だ決っていないが、早急に準備委員会を設けて準備を開始したい。

② 昭和53年度の国際交流関係予算について

昭和53年度の国際交流関係の予算について、去る1月20日開催の委員会において、文部省

から外国人教員の増員，在外研究員の増員，内地研究員の増員等の問題について説明を受け，これについて意見交換を行った。

㊦ タイ国からの学長招待について

一昨年タイ国から3名の学長を招待した返礼の意味で，本年先方から3名の国立大学長を招待したい旨の申入れがあったので，若槻大阪大学長，伊地智大阪外国語大学長，西川帯広畜産大学長が去る2月18日から26日までタイ国の諸大学を訪問視察した。その訪問記が今回の会報(第80号)に掲載されているのでご覧きたい。

㊧ オーストラリアからの学長招待について

オーストラリアの副学長協会から，日本の国立大学長3名を3週間程度招待したい旨の連絡があったので，須田神戸大学長，石塚名古屋大学長，佐々木東京水産大学長が去る5月27日から6月19日までオーストラリアの諸大学を訪問視察した。

なお，本年度の外国学長招致計画として，オーストラリアから3名の副学長を3週間程度招待することについて話を進めてきたが，その時期は先方の都合もあって来春となった。細部については今後先方と打合せていきたい。

以上のように，本年はタイ国およびオーストラリア両国から招待があり，相互交流が実現することになったことは同慶の至りである。

㊨ 外国人の国立大学教員任用について

外国人を国立大学の教員(公務員)に任用する途を開くための立法化の動きが国会にあるということで，これについて去る4月17日の委員会で文部省の関係官からその経緯や内容についての説明があり，これに対する国大協側の意見を求められた。その際，今国会で「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置に関する法律」の立法化の動きがあったが，

この問題は慎重に取扱う必要があるということで，現在，文部省で検討中である。その後の状況については，明日の委員会で文部省より説明があるので，改めてご報告したい。

以上の報告があったのち，次のような意見交換が行われた。

○ 学長の国際交流に関しては，第5常置委員会で相手国などを決めているのか。

○ 招待の相手国は，第5常置委員会が文部省と連絡をとって協議決定している。当面は東南アジア諸国からということで考えてきたが，今後は相手国を幅広く考えていきたい。

○ 在外研究員については，若い人にできるだけ多く海外出張の機会を与えるために，短期に重点を置いて増員してほしい。

○ 一方では，短期の在外研究員は廃止してはどうかとの意見もあるが，基本的には長期，短期を含めて増員を要求していきたい。

その他，発展途上国との学術国際交流事業，ユネスコ事業活動，帰国子女受入の問題等について意見交換があったのち，フィリピンからの学長招待のための準備委員会の設置については，了承された。

(9) 第6常置委員会(今村委員長)

④ 国立大学の財政の現状と問題点について

本常置委員会の大学財政小委員会が3年がかりで調査研究してきた「国立大学の財政の現状と問題点」がこのたびまとめられた。これは国立大学の財政の逼迫と問題点に論及したもので，今後はこの報告書を踏まえて問題を提起していきたいと考えているので，よろしく願いたい。

⑤ 概算要求に関する要望書について

例年のことではあるが，概算要求の時期(9

月～10月)に翌年度の概算に関して国立大学側の要望書を提出しているが、本年度も了承願えればその文案・提出時期については会長、副会長および第6常置委員会に一任願いたい。

㊦ 助手の任用および職務実態について

国立大学の助手の待遇改善については従来から問題となっていたが、助手については、その実態が多様であることから、このたびきめ細かな調査をして、これを「国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書」として取りまとめた。この調査は、「助手の任用」に関しては全国立大学に対する機関調査とし、「助手の職務の実態」に関しては第6常置委員会の構成員である大学に限定して個人調査を依頼したものである。

その結果、助手の実態は、職務内容からみて研究助手、実験助手、事務助手、臨床・研究助手の4種類に分類され、それぞれ問題点があることが明らかになったが、これの改善を図るには制度問題が絡んでくるので、今後第1常置委員会との間に合同の専門小委員会を設けて問題を掘り下げていきたいと考え、理事会にその趣旨を諮り了承を得た。

㊧ 専門官制度について

専門官制度については、先程第1常置委員会からも報告があったが、本常置委員会としては待遇改善の見地からこれを取上げた。大学の研究室、特に自然系における実験室には高度の知識、技術をもった技術系職員の確保が重要である。文部省でもこの点にかんがみ、図書館職員、技術系職員の高度の者を専門官として3等級昇格を進めているが、まだこの制度は実現していない。本協会の専門官制度問題小委員会で検討している構想は文部省の構想とは異なるが、第1常置とも協力してこの制度をぜひ実現

したいと考えている。

㊨ 国立大学教官等の待遇改善について

例年のことではあるが、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」を作成した。内容としては、大体昨年のもに準じたものであるが、昨年の要望書で第1項に掲げた「大学教官の俸給水準を大幅に引上げること」は、その後の給与改定や最近における一般の賃金状況の動きにかんがみ、これを独立項目としては出さないことにした。その他は大体昨年と同一内容であるが、最後の「研究教育補助職員の待遇の抜本的改善を図ること」の項目では、その後半の部分で、目下検討中の技術専門官制度のことを付言した。

㊩ 研究休暇制の新設について

この国立大学教官の研究休暇制(sabbatical year)のことについては、国大協でも従前から問題にしていた。この内容は、大学教官が研究に専念できるようにするため、在職期間8年に1回、1年程度の有休研究休暇を取れるようにする、というものである。これの実施については、なお詰めなければならない問題もあるが、基本的意向としてこのような要望を提出することにしたい。

㊪ 授業料問題について

授業料問題については、国大協としては従来、値上げには反対の姿勢をとってきたが、一般にはこれは必ずしも容認されていない。これには私立大学の授業料との格差という問題が関係している。一方、大蔵省の財政制度審議会でも、授業料に対して受益者負担的な考えや教育投資的な考えがある。そこで、このような状況に対する対処の仕方を考えなければならないが、その一環として、去る5月18日に各分野(法律、経済、教育)の専門家の意見をきくシ

ンポジウムを開いた。その要領は、3人の講師からおのおの30分程度意見陳述をして貰い、そのあと意見交換を行うというものであった。参加者は第6常置の委員を中心に20名程度の出席があり、大変有意義であった。そこでの話でも、授業料に対し受益者負担的な意見が強く出されたが、それに対しては、教育の機会均等の問題が関わってくる。これについては育英資金の増額で対処するとの意見であったが、その実現の可能性がなければ問題は解決されないことになる。そこで今後は、これらの意見を参考としながら、学費問題小委員会で更に検討を重ね、国大協の基本的姿勢の裏付けの論理を詰めていきたいと考えている。

④ 定員削減について

定員削減問題に関しては、これの対応の一環として第4次定削による各大学の影響の実情を調査して資料を作成した。これを各大学に送付したところ、すでに31大学から貴重な意見が寄せられた。第4次定削は52年度から55年度の4年間に亘って行われるが、大学の現状は深刻なものがある。この定員問題については、52年度における国立学校設置法の改正によって、昭和48年度以降の新設大学および医学部の職員は、総定員法から除外されて、国立学校設置法に定める定員に移行されたため、定員に多少の余裕が出てきた。それで、第5次定削は必至ではないとの見通しもあるが、大学としてはこれ以上の定員の削減は困るので、各大学の意見を取入れて前述の資料を更に整備し、定員削減をくいとめるため材料としたい。この資料は次回の総会に提出し、これに対するご意見を伺って、定員問題に対する作業を進めていきたいと思う。

以上の報告があったのち、次のような意見交

換が行われた。

- 教官の待遇改善の一環としてのサバティカル・イヤーの問題は、教官の任期制導入等現行制度を改めないと実現はむずかしいのではないか。
- 教官の任期制の問題は、教官の待遇改善と関連して以前第6常置から提起されたことがあるが、国大協としては保留となった。教官の待遇改善と任期制ということは必ずしも直接的に結び付くものではないと思う。
- 任期制の問題は、大学教官の待遇を裁判官なみに改善するには裁判官と同様に任期制を設ける必要があるとの考え方から出たものであるが、これを大学に取入れることは大がかりな作業となりむずかしいということで賛成が得られなかった。
- 8年に1度のサバティカル・イヤーということは、1割強の教官が教育と管理運営から除外されるということになる。その1割強の教官の穴埋めをどうするか。それをやれる余裕が大学にあるであろうか。それができないと教育の質を低下させることになるが、そのような犠牲を払ってもこれを償うだけの効果が研究休暇制にはあるのであろうか。それらの点について十分説明できるだけ用意が必要である。なお、1割強の教官に休暇をとらせる余裕があるとすると、定員削減との関わりも出てくることになる。
- 研究休暇制は、それによって教官の質的向上が図られ、大学の研究教育が充実できるというメリットはあるが、その休暇の穴埋めは同僚なり非常勤講師で補わなければならないので問題点はある。もう少し検討するため、この要望書提出は11月総会まで延ばしてもよい。

- この教官の待遇改善の要望書は全般的にはよいが、講師という職階をなくすということには疑問がある。講師の俸給を上げることはよいが、講師を助教授にすることには問題がある。
- この要望書案では講師をなくすことは考えていない。俸給表の上で講師を助教授（2等級）に合体しようという案であって、これは昨年度と同様の案文である。
- 助手の中には4種類あるとのことだが、実験助手は専門官に切替えるとしても、研究助手の処遇を考えなければならない。研究助手の中には古い人もおり、これを助教授にすると2階級上ることになる。それで講師というポストは残しておく必要がある。
- その点は明日の委員会で検討する。
- 管理職手当の適用対象の拡大については、全学段階の学生委員、補導委員以外にも激戦に携わる者がいる。入試委員もあり、学科主任等もある。
- その適用対象のことは問題にした。それで今回は評議員を新たに加えた。学生委員以外のものについては「学生委員等」ということで含めたつもりである。学科主任のことはやや性質が違うと思う。なお、この管理職手当の適用については、ここにも書いてあるように「その職務の内容や任用の手続を明確化する」ことが前提になる。

① 以上のような意見交換があったのち、「研究休暇制の新設に関する要望書(案)」については、次回総会までになお検討することとなり、「国立大学教官等の待遇改善」に関する要望書については、明日なお検討したうえ、改めて本会議に提案することとなり、「昭和54年度概算

要求に関する要望書」については、その文案および提出時期は会長、副会長および第6常置委員長に一任された。

(7) 図書館特別委員会（今村委員長）

本特別委員会は、例年図書館の予算に関する要望書を提出しているが、本年もご了承願えれば予算編成時期に昨年と同趣旨の要望書を提出したい。なお従来は、財政に関する要望書提出にとどまっていたが、今後は図書館改善のための活動を積極的に取上げていきたいので、国立大学図書館協議会等とも密接な連絡を保っていきたい。それで、当面、本委員会委員のうち在京の図書館長と図書館の事務部長をされている方をお願いして専門小委員会を設け、問題点を整理して要望書を作成したい。現在、図書館の大きな問題としては学術情報の処理の問題がある。この問題は学術審議会の分科会でも、図書館協議会でも取上げているので、当協会としてもこれを検討し一定の方向を見出して大学全体の問題として取上げていくことが望ましいと考えている。

以上の報告に関し、要望書提出の件は了承された。

(8) 教員養成制度特別委員会（須田委員長）

本特別委員会は、教育系大学・学部の現状をどうするかについて検討を続け、昭和47年11月に「教員養成制度に関する調査研究報告書」を、昭和49年11月に「教育系大学・学部における大学院の問題」の報告書を、昭和52年11月に「大学における教員養成」の報告書を出している。その後、教員養成の大学院問題についてその具体的構想とこれの推進の方策について検討を続けることにしたが、この問題を検討するに当たっては、いわゆる新構想教育系大学院の問題が密接な関連をもつため、これに対する検討を

も併せて行うことにした。その結果、新構想教育系大学院の問題に関しては、かつて当委員会が表明してきた幾つかの批判を文部省側が受けとめて検討されていること、また既設の教育系大学・学部の大学院設置については積極的な姿勢がみられることが明らかになったので、その状況を一般に公表するため委員長が記者会見を行った。その内容は上述の委員会の審議経過を述べたものであるが、当時国会で教員大学設置の問題が審議されていた関係から、一部の新聞には、新構想大学院について当協会が賛成であるというように誤報された。しかし、その時の話は、新構想教育系大学院に対する懸念は一応払拭されたということであって、これに賛成とか反対とかいうことではなかった。

そのような経緯があったが、その後開かれた4月18日の委員会では、これまでの検討結果を踏まえ、更に新構想教育系大学院についてそのカリキュラムなどについて検討するとともに、既設大学・学部の大学院構想が実現されるよう努力することとなった。

(9) 教養課程に関する特別委員会（武谷委員長）

前回総会の際に、当委員会で教養部改革を実施した大学についてのケース・スタディを行っていることを報告したところ、その結果を報告書にまとめてほしいとの要望があった。それでこの報告書の作成にとりかかったが、その内容としては、既に教養部の改革を行った大学についての実情調査を主とし、そのほか教養部をもたない大学における一般教育の問題点、単科大学（特に医科大学）の教養課程の問題等についても取上げることにした。当初は本総会に報告する予定であったが、検討に時間を要したため次回総会に報告書を提出するつもりである。

(10) 大学格差問題特別委員会（岡本委員長）

本特別委員会は、昭和51年6月に「格差是正に関する中間報告」をまとめた。そこでは、大学間格差としては大学院の有無によって学部段階の予算、定員等に格差があること、大学内格差としては教育学部、教養部の研究教育条件が他学部より劣悪であること、などの問題が上げられ、これの是正が提起されている。これの是正を実現することは仲々むずかしいことであるが、大学院問題については第1常置委員会で、また教育学部、教養部の問題は教員養成制度特別委員会および教養課程に関する特別委員会で、それぞれ検討が行われているので、当委員会としては別な立場からこの問題に取り組むことにした。それは修士課程の問題に関することであって、近年修士課程をもつ大学が増加してきたが、これは旧制大学の大学院に比して科学研究費や特別設備費、教官定員等で不利な状態に置かれている。それで、これらの点の現状を調査し、充実した修士課程を作る方向で検討しようということ、当委員会のメンバーの所属大学に調査を依頼した。これがまとも次第、修士課程の改善ということで要望していきたいと考えている。そのようなことで、いわゆる「格差是正」ということではなく、充実整備という前向きの姿勢でこの問題に取り組みたい。したがって、この委員会の名称についても再検討したいと思っている。

(11) 医学教育に関する特別委員会（北村委員長）

文部省から、医・歯学系の修士課程設置について打診があった。この問題は「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善」に関連して51年初め頃に本委員会でも若干検討したことがあるが、この医・歯学系修士課程設置の趣旨という

のは、基礎医学の分野に他学部出身者が多いということから考えられたものである。文部省ではこの問題について大学設置審議会の大学基準分科会に諮っており、早急に国大協の意向をき

きたいということで、本日昼休み時間中委員会を開いて審議したが、本日は意見がまとまらなかったもので、明後日更に文部省を含めて話し合う予定である。

第 62 回 総 会 (第 2 日)

日 時 昭和53年6月21日(水) 13:00~15:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

事務局から、本日の追加配付資料について説明があった。

1. 各委員会委員長報告と協議について

各常置委員会委員長から、本日午前中に開催された各常置委員会の審議結果について、大略次のとおり報告があった。

(1) 第6常置委員会(今村委員長)

④昨日提案した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」については、一部字句の修正を行った。主な点は、講師と助教授の俸給表の一本化は、講師の職を廃止する趣旨ではなく、あくまでも待遇改善のための措置であることが明確になるように書き改めたこと、および管理職手当については「学生委員、補導委員」の例示をやめ、これを「全学段階の委員等」と改めたことである。

なお、「研究休暇制の新設に関する要望書」については、今後更に検討し次回総会に提出したい。

⑤今後、本常置委員会としては、次の諸事項を検討したい。

定員削減問題については、先般まとめた資

料に対する各大学からの意見もあるので、それを含めた資料をまとめ、今後の対策を検討したい。

助手制度については、第1常置との合同小委員会の構成員となる本委員会関係の5名の委員を決定したので、第1常置選出の委員と共にこれから作業を進めていきたい。

授業料問題については、先般のシンポジウムの結果も考慮して積極的に検討したい。そのため学費問題小委員会委員を増員したい。

大学財政については、今回「国立大学の財政の現状と問題点」についての報告書をまとめたが、これに基づいて検討事項を整理したい。

専門官制度については、今後更に具体的検討を進めていきたい。

以上の報告に関連して畑第6常置委員より、「待遇改善に関する要望書(案)」の中の助教授と講師の俸給表の一本化の点について補足説明があり、ついで次のような意見交換が行われた。

○ この要望書の助教授・講師の俸給表の一本

化は、待遇改善が主目的なのか、組織面で助教・講師を一体化することなのか。

○ 現在の制度でも「講師は助教授に準ずる」ということで、両者には本質的な差はない。第6常置としては待遇改善を考えているのであるが、実体にふさわしいものとするということであって、単に給与引上げだけを考えているのではない。

○ 助手や講師の制度については、講座定員のあり方にも関係するので、組織体系に関する問題は第1常置にフィードバックしてほしい。

○ 定員問題にからんで、定員外職員の問題は、重要であるので取上げてほしい。

○ 第6常置では定員問題を検討しているが、非常勤職員の問題はそこから直接には出てこない。第6常置でこの問題を取上げるといふなら検討はするが、むずかしい問題である。

概ね以上のような意見交換があり、「待遇改善に関する要望書」については承認された。

(2) 第1常置委員会（北村委員長）

今後、本常置委員会としては、次の諸事項を検討したい。

④大学院問題については、博士課程に関しては大学院問題懇談会の答申をまって具体的検討に着手したい。教員養成系の大学院修士課程の問題は、既存の修士課程の設置基準が明確にされたので、各大学が検討する段階である。医・歯学系の大学院修士課程の問題は、早急には結論が出ないので、基準分科会に諮ることを延期して貰い、医学教育に関する特別委員会と相談のうえ、早急に検討したい。

⑤第6常置と合同で検討している専門官制度については、各大学からのアンケートの回答結

果をまって更に検討したい。

⑥助手問題については、待遇改善とともに組織問題とのつながりがあるので、本委員会から4名の委員を出し、第6常置の委員とともに合同で検討していきたい。

(3) 第2常置委員会（若槻委員長）

①共通第1次学力試験の問題に関連して、二段階選抜（足切り）における共通第1次試験の成績の利用の仕方が問題となった。これについては次のような結論となった。共通第1次学力試験の本来の性格は「高等学校における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定する」という趣旨からすると、二段階選抜の際には共通1次の成績の「総得点」を利用すべきであって、ある特定科目の得点に軽重を加えることは原則に反することになる。しかし、場合によってはそのような方法をとることも考えられないことではない。ただ、受験生の側は、共通1次の成績の利用はその「総得点」によるものと理解しそれぞれ自己採点を基に志望大学を決定しているので、もし大学が二段階選抜の際に、共通1次の特定科目の得点に軽重を加える方法をとるなら、そのことを7月に発表する募集要項等に明記して受験生に周知させることが適当と思われる。

次に共通第1次学力試験実施の際における国立大学と公立大学の責任分担の問題については、この問題に関する公立大学側の意見に不明な点があるので、今後双方から委員を出して小委員会を設け、協議することになった。

そのほか共通第1次学力試験に関する問題について、大学入試センター側より次のような説明があった。試験実施に際しては、電話

ファックスを各試験場に取付ける予定である。これは同一大学でもキャンパスが違う場合には、それぞれのキャンパスに取付けることとしている。また、試験問題の保管については、大量になることでもあるので、ある程度の子算的措置を講ずる考えである。

- ⑩学科課程の問題については、単位制度が有名無実になっているので再検討の時期であると考えられる。例えば大学設置基準では「講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするもの」としているが、これは守られていない。また、一般教育科目についても検討の要があるが、これについては教養課程に関する特別委員会に関係があるので、同委員会とも相談して検討したい。

(4) 第3常置委員会(広根委員長)

- ①学寮問題については昨日の総会で種々発言があったが、各寮それぞれ事情が異なるので、いますぐ何らかの統一見解をまとめるということはない。しかし、学寮に関し緊急な問題が生じた時には、第4常置とも相談して対処するつもりである。なお、学寮におけるトラブルについての検討も必要であるが、これは学生の補導一般の問題として広い立場から、すなわち学生の意識の変化、教官と学生のコミュニケーションなどにも注意して、この問題を検討していきたい。
- ②学生の課外活動のための施設充実については、以前にも関係方面に要望してきたが、そのアフターケアの問題も含めて現時点に立って改めて検討したい。
- ③留年問題が大学教育を阻害していることにかんがみ、現状分析をしてこの問題を掘下げていきたい。

(5) 第4常置委員会(山岡委員長)

- ①学寮問題については、第3常置委員長から報告のあったように、学寮一般の問題の検討は一応打切ることにする。しかし、問題があればいつでもこれに取り組むつもりである。

次に第4常置委員会プロパーの問題としては、以下のような事項を取上げたいと考えている。

- ②学生の福利厚生施設の基準面積の問題を検討したい。これについては、従来、学生定員で積算されているが、大学の形態はいろいろ違う点があるので、それらのことも勘案し、また時代の変化も考慮して、新しい基準面積を考え、それによって福利厚生施設の整備充実を図りたい。

- ③共同利用研修施設の整備充実については、現行体制では担当大学の負担が大きいため、今後は管理要員増強を要望していきたい。

- ④保健管理センターの整備充実についても、向う1～2年の間に全国立大学に設置されるよう要望するとともに、これの要員の充実と運営費の増額を図りたい。

(6) 第5常置委員会(佐々木委員長)

- ①本年10月にフィリピンから3名の大学長を招待することについて、昨日の総会で、これの受入れに関して「招待準備委員会」を設置することをお諮りし、ご了承を頂いた。ところで、本年度の学長の国際交流の事業としては、このほかにも明年春にオーストラリアの副学長を招待する計画があり、これの準備も11月以前に始めなければならない。それで、今回設置する準備委員会の作業内容にオーストラリアの副学長招待のことも含めたいと思うので、よろしく願いしたい(委員構成は変わるが委員会としては継続する)。

④お手許に「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置に関する法律案」(試案)を配付したが、この件について本日の委員会で文部省の阿部大学局審議官等から最近における国会の動きや文部当局の検討経過の説明があった。文部省としては、この立法化は与野党一致しているので、当協会の意見もきいたうえで試案を作成し、9月の臨時国会に臨みたいということであった。この法案の骨子は、従来からあった外国人教師・講師の制度を更に拡充し、外国人にも正式に国公立大学の専任教官(一般職の公務員)にする途を開こうとするものである。ただし、外国人という特殊性にかんがみ若干の制限条項がある(例えば人事問題には関与できないなど)。文部省としては、この件について8月中に国大協としての結論を出してほしいとのことであるが、8月中となると次回総会に諮る時間的余裕がないので、当協会としての意見のまとめは、会長、副会長にご一任願いたい。この問題の基本線は日本の大学を国際的に開かれたものにするというところにあるので、細かい法律的問題は別として基本的な考えについて各大学で検討され、ご意見があれば8月中にお寄せ頂きたい。

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- この外国人教員は教官定員の枠の中に入るのか。
- 大学の定員の枠内に入る。
- この「試案」は文部省が作成したものか。
- 文部省が法制局の意見をきいてまとめたものである。
- 助手もこの法案の対象となるのか。

- 助手以上と理解している。
- 外国人を正式に公務員として任用すると定年まで勤められることになるが、最初から定年まで勤めてくれということになると、余り長期間では困るといわれる場合が出てくる。また、それとは逆に、定年までは勤められるのだという受取り方も出てくる。その国の風習によって種々の場合が出てくると思うので、それらの点をよく検討しておかないと運用上困ることがある。
- この立法の趣旨は、優秀な人材を国籍のいかににかかわらず受入れる途を開くということであるので、その趣旨に賛成ならば運用上のことは任せてよいのではないか。

以上の意見交換ののち会長より、この「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置に関する法律案」に対する取扱いについては、第5常置委員会に一任することにしたいと述べられ、了承された。

以上の各常置委員会の報告ののち、教員養成制度特別委員会に対して、①教育学部以外の学部で教員免許取得の希望者がふえてきたので、これを受入れる実習校の拡充の問題について検討願いたいこと。②単科大学では教職課程担当教官のスタッフが十分でないので、教職免許取得希望学生に対する教育を他大学に依頼して行う途を検討されたいこと、などの要望があり、更に第4常置委員会委員長から、学生の教育研究災害補償の問題については、学校安全会の災害補償額の改善との関連からその補償額も本年度から増額されて有利になったので、全学生がこの傷害保険に加入するよう各大学において配慮されたい旨の依頼があった。

2. その他

会長から次のとおり発言があり、それぞれ了承された。

- ①次回(第63回)総会は昭和53年11月29日(水)、30日(木)の両日(事務連絡会議は12月1日)、神田学士会館において開催したい。
- ②日本教職員組合等大学関係7団体から、大学予算の問題、待遇改善問題、学生の厚生施設の問題等について来る6月24日に会見したいとの申入れがあったが、会長、副会長の日程の都合がつかないため、今村第6常置委員長ならびに市古第4常置委員に会ってもらうこととした。
- ③前事務局長の丁子尚氏が辞職されたので、有志による餞別を差し上げたいと思うので後日通知する。

- ④本日午後5時から、本総会で採択された要望事項等について関係委員長の同席を得て記者会見をする。
- ⑤本総会で採択された下記の各要望書を、明日関係各方面に持参して要望したい。

記

- 大学の履修課程の弾力化についての要望書
- 大学保健管理施設の増設・充実についての要望書
- 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書
- 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
- 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書
- 通学定期旅客運賃の改定について(要望)
- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

第29回事務連絡会議

日時 昭和53年6月23日(金) 10:00~12:30
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学事務局長
説明者: 大学入試センター田保橋管理部長,
事務連絡のため文部省から勝谷国際学術課長,
中村大学課課長補佐

開会に当り会長から次のように挨拶があった。

今総会において各常置委員会より提案のあった要望書は、例年のとおり昨日文部省をはじめ関係方面に出向いて提出した。ついては、今回の要望事項を実施に移す段階においては、各大学の事務局長のご援助が必要であるので、よろしくご協力をお願いしたい。

併せて、ここに平素のご尽力に対して、心から感謝の意を表する次第である。

次に、石塚事務局長より新任の挨拶を兼ね開会の挨拶があり、ついで昨日の人事異動で発令された3名の新事務局長の紹介があった。

大島 俊雄(弘前大学)
岩間 徹三(富山医科薬科大学)
大塚 喬清(京都大学)

ついで、事務局から、配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 会務報告

事務局長より、別紙資料「第62回総会概況」に基づき、総会における会務報告について、次のように説明があった。

(1) 前総会以後における学長の交代について
別紙（資料4）により報告があった。

(2) 東京教育大学の閉学について

東京教育大学は、本年3月をもって開学以来106年の歴史を閉じることになり、去る3月15日の閉学式には向坊会長が出席して挨拶を述べた。

(3) 前総会以後の主な報告と追認について

以下の諸事項について報告があった。（詳細は総会議事要録参照）

① 要望書の提出等について

- イ) 大蔵省主計局長との懇談等について
- ロ) 授業料改定に関する要望書提出等について
- ハ) 大学院問題懇談会に対する要望書について

② 共通入試について

- イ) 共通第1次学力試験実施期日について
- ロ) 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について
- ハ) 日教組との会見について

③ 大学卒業予定者のための就職事務開始時期について

④ 学長の国際交流について

⑤ 特別会計制度協議会について

II 議事概要

事務局長から、別紙資料「第62回総会概況」に基づき、総会における議事概要について、次のように説明があった。

1. 昭和52年度国立大学協会歳入・歳出追加予算、昭和52年度国立大学協会歳入・歳出決算、昭和53年度国立大学協会歳入・歳出予算について

以上3件について、資料6、7、8により事務局より説明し、いずれも異議なく総会で承認された。ついては、この件につき事務連絡会議においてもご了承を頂きたい。（了承）

2. 各委員会の委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長より説明があり、また、提案の要望書については、それぞれ審議の結果採択された。（詳細は総会議事要録参照）

なお関連して、事務局長より、今回第6常置委員会から大学財政に関する調査研究報告書「国立大学の財政の現状と問題点」が公表されたが、これは大学教職員の勉強資料になるのでご利用願いたい旨が述べられ、ついで、この会議で何かご意見があれば各委員会、理事会等に橋渡しもしたいと思うので自由に討議をお願いしたい、と述べられた。

このあと次のような質疑や意見交換が行われた。

- この「総会概況」や「事業報告書」などの文章に書かれていない各委員会等の審議のニュアンスなどについても話して頂きたい。
- 「各委員会の報告」に追加された医学教育特別委員会の「医学修士課程」の問題というのはどのような問題であろうか。
- 総会の資料を準備する段階では、この特別委員会が開かれることが決っていなかったため、「総会概況」にこれが落ちていたので、追加をお願いしたわけである。この医学・歯学関係の修士課程設置の問題というのは、文

部省の方から緊急に申入れがあったもので、その内容は概略次のようなことである。

基礎系の教官になるものが非常に少ないという現状から、その後継者を養成する必要性に迫られているが、この基礎系の教官は、臨床系教官と違って必ずしも医学の専修者でなくてもよい場合がある。それで、他の学部の卒業者であっても、更に基礎系の専門の学科を履修すればその方面の専門家が養成されるのではないかということで、主として基礎系の教官ならびに研究者の後継者を養成するという意味で修士課程を設けてはどうであろうかということである。そのような趣旨から、文部省は医・歯学系の修士課程の設置を大学設置審議会大学基準分科会に諮る運びとなったので、国大協側の意見を聴取したいということであったが、6月20日の委員会では結論は持越しとなった。

○ 今回関係方面に提出された要望書について、受取る側の反応はどのようであったのであろうか。

○ ①大蔵省では、幹部の異動等で省内があわただしい状況なので、面談は次の機会に譲り、取敢えず要望書だけを提出した。

②人事院では、総裁をはじめ人事官その他幹部と「教官等の待遇改善」の要望書の要点を中心に十分懇談ができた。人事院としては、前向きの姿勢で検討するということがあった。

③文部省では、次官以下大学局長その他数名と懇談した。その場で直接には確答を得ることはできなかったが、要望の趣旨は十分了解したということであった。

④運輸省と国鉄には、学生の通学定期旅客運賃の割引率を従来のまま据え置くようにと

いう意味の要望書を秘書官に手渡した。

⑤日本育英会には、後日改めて「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」を提出することになっている。

○ 大学における事務局長というのは行政上の責任を相当重く担っているものであるから、国大協総会で決められたことの報告を聞くということだけでなく、事務局長の意見が表明でき、それをまとめる場というようなものがあってもよいのではなかろうか。

○ 学長の意見は大学の総意であり、勿論事務局長の意見もそれに反映されているものであると思う。しかし、一つの考えとして各ブロック別の事務局長会議等で議論された重要な議題でもあれば、それを当方までお知らせ願えれば、国大協の場に伝えるというような労はとりたいと考えている。

○ 現在、国大協で検討中の専門官制度の問題についてであるが、図書館および施設部関係の職員は、この制度から除かれるということになるのであろうか。

○ この問題については、附置研（直轄研を含む）から、技術専門官の処遇ということについて、かなり強い働き掛けがあった。附置研にあっては、純粹に技術を援助している専門職が、行政職のような組織に乗っていないので、その多くは給与の頭打ちになっているという現状がある。また各省庁所管の研究所においても、研究職をサポートする技術系職員の処遇が恵まれていないという実情もあって、科学技術庁の中にもこの問題を検討する委員会が設けられている。以上のようなことから、これらの職員の処遇改善の途を開くということが、この制度の狙いである。

なお、図書館および施設部の職員について

は、現在一応行政組織による昇進の途が開けているので、今度の制度からは除いて、別途に考えてはどうかということであって、これを無視したわけではない。

3. 共通入試について

共通入試の問題に関する質問に関連し、文部省ならびに大学入試センターの担当官から次のような説明があった。

初めに、中村大学課課長補佐から次のように挨拶があった。

共通第1次学力試験の円滑な実施ということは当面の文部省の最大の課題であるので、各大学の事務局長にも、よろしくご協力をお願いしたい。なお、当面の問題について二、三お願いしたいことがあるので、大学入試センターの方から説明をお願いします。

ついで、田保橋大学入試センター管理部長より、配付資料「大学入学者選抜実施要項」等を基に次のような説明があった。

① 学力検査学施教科・科目等及び選抜方法等の決定・公表について

このことについては、実施要項にもあるように前年度の6月1日から7月31日までに発表することになっている。ただ、ここで注意して頂きたいことは、従来は12月25日までに受験者に募集要項を配付していたのであるが、明年度以降は、実施要項の10ページ(3)にあるように、

(ア)各大学の入学者選抜に関する要項の発表
(7月31日まで)

(イ)各大学の入学者選抜に関する細目の発表
(12月25日まで)

と2回に分けて、各大学は受験者にその要項を配布することになった。これが、例年と違

った点であるのでご留意頂きたい。

② 試験場の確保について

このことについて、去る2月1日付をもって大学入試センターから各大学長あてに依頼したが、これは、公立高等学校等の施設を使用して入試を実施する場合、各大学側においては各都道府県の教育委員会にまず協議して頂きたいという趣旨のものである。

このことについて、去る6月12日に行われた全国教育委員長、教育長会議において、大学側で教育委員会に相談なしで、各個の高等学校の方へ直接相談しているところがあるが、これでは県自体としての統一的な処置というものが取れないので、筋を戻して教育長の方へ相談してほしいという強い要望があった。以上のような経緯があったので、この点についてよろしくご配慮頂きたい。

③ 検定料について

二段階選抜を実施する大学を受験する者が、足切りされた場合にも検定料はこれを返還しない。その理由は、検定料は出願時に納入することになっており、足切りも選抜方法の一環であるという考え方によるものである。このことについて、あるいは問合せ等があるかもしれないので、よろしくご配慮をお願いしたい。

以上の説明について、次のような質疑応答があった。

- 募集要項を受験者に配布するのは、どのような方法で行うのであろうか。
- このことは、従来も行っていたことでもあり、特別変るわけではない。
- 国立大学と公立大学との間で連絡協議会を設けて話し合いを進めるということであるが、

これはどの程度進行しているのでしょうか。

- お手許に配付した資料「昭和54年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について(通知)」のうちの公立大学における「利用の手続き等」の(1)によって、現在、大学入試センターは、公立大学協会との間の取決め案文(関係大学へは発送済み)について協議をしている。これについては、公立大学の入試制度委員会での協議の結果が総会の決定事項となるが、近く公立大学協会の了解が得られることになっている。

その大凡の筋は次のようなものである。

- ① 共通第1次学力試験を公立大学が利用する。
- ② 試験場の提供、監督者の選出等、試験実施については最寄りの国立大学へ協力する。
- ③ 試験監督者の謝金等については国が負担する。
- ④ 入学志願者からの問合せ、もしくは受験案内等の配布について協力する。

以上のような点について入試センターと各公立大学との間で取決めを行い、これを基に各国立大学と公立大学との間で具体的な取決めを行うことになっている。

なお、不測の事態が生じた場合の処置については、52年8月に一応の了解が成り立ったが、なお問題が残されているので、国立大学協会と公立大学協会両者による連絡小委員会において、その責任分担について、これからその詰めを行うことになっている。以上が現在の状況である。

- 試験場について、私立の高校あるいは予備校等を使用対象としても差支えないか。
- その点に関しては、必ず公立高等学校でなくてはならないというようには考えていな

い。なお、試験実施についての細部の問題については、7月7～8日に実施担当者会議を開催し、実施提要に従って説明、協議することになっている。

III 文部省連絡事項

連絡事項として、勝谷国際学術課長から、配付資料「拠点大学方式による発展途上国との学術交流の実施に関する要綱」を基に、その要点の説明があった。

以上の説明について次のような質疑応答があった。

- 学術振興会に置かれる諮問委員会是何時頃設置される見通しであるのか。また、個々の大学が拠点大学というかたちになっていく、そのプロセスについて説明を伺いたい。
- 第1点については、6月20日に各大学に「拠点大学方式による発展途上国との学術交流の実施に関する要綱」を学術振興会の通知文と共に発送している。また、これと同時に学術振興会の方へも届けている。そこで、学術振興会では直ちに委員会の構成に着手されるものと思う。

第2点については、まず覚書を交換して大枠を決める。今までの例では、最初に窓口機関同士の実施機関合同会議(ジョイント・スタッフ・ミーティング)を設けて、研究領域ではこのようなものが望ましく、優先順位は斯く斯くであり、また、それぞれの分野における交流の研究者は長期何名、短期何名、共同研究はこのような内容で行いたいということが、主として先方国の方から提案される。そこで、日本側の窓口機関(文部省および学術振興会)としては、これの判断材料

としてその知識を得ておく必要もあることであるから、このような交流をしたいというような大学にあっては、日頃から日本側の窓口機関と折衝をしているいろいろな情報を提供しておいてもらいたい。このようにして、両国間で折衝の結果、拠点大学には双方の条件が相俟ったものが定められるということになる。以上のほか、「拠点大学」という名称が適当であるかどうかとの意見があった。

IV その他

吉川東北大学事務局長から、先般の仙台地震についてその見舞の謝辞があり、また、地震に際して留意すべき参考事項として次の諸点が述べられた。

- ①災害が生じた際に先ず第一報を連絡するところは、文部省管理局指導課である。
- ②今度の地震で死傷者が少なかったのは、皆がいち早く、机の下に身をひそめたというところにある。

③電話線、電線等が切断された中では、ラジオが一番の情報源となる。

④出火した原因に、薬品棚から薬品が転落して発火するというケースがある。これの対策としては、実験室のようなものは、できるだけ1階に設けるということが必要である。また、薬品については、発火性のものは、特別に分けて整理し、日頃は実験に必要なものだけを薬品庫から取出して使用するというように心掛けておけば安全である。発火すると、消火活動をしようとしても、いろいろなガスが発生したり、ガラス片などが散乱していて、それらが障害となって思うような消火活動ができない。

⑤書架のようなものは、全部倒れた。また、固定されていた書架からは、書物は全部転落した。この点については、今後どのようにすべきかは検討課題である。

⑥地盤の悪いところ（盛り土をしたところ等）では、建築の構造としては、5階以下が望ましい。

第1常置委員会

日時 昭和53年6月21日(水) 10:00~12:00
場所 国立教育会館第5研修室
出席者 北村委員長
竹内、前田、山田(伴)、金勝、宮川、館、脇坂、山田(敏)、須田、小坂、平木、武谷、井上、蟹江各委員

北村委員長主宰のもとに開会。初めに委員長から次のような報告があった。当委員会で検討中の博士課程設置の問題は、文部省側も慎重な態度をとりながらも、やや前

向きに取り組む姿勢が見られるようになってきた。また、教育系の修士課程については、その教育・研究体制が整備された場合には、設置される方針になっている。

国大協としては、大学院についてはその問題点を整理すると共に、大学院問題懇談会の答申が出た段階で文部省に対して具体的な要求をしていきたいと考えている。

以上のような経緯が述べられて議事に入った。

議 事

1. 医学に関する修士課程の設置について

最初に委員長から次のような説明があった。

医学に関する修士課程の新設問題については、既に何度か検討してきたが、10日程前に、文部省の方から、大学設置審議会に原案を諮る前（6月26日まで）に、国大協としての意見を出してほしい旨の電話連絡があった。そこで急遽、昨日（20日）医学教育に関する特別委員会を開催した。しかし結論が出なかったため更に明22日にも開くこととしている。

文部省は、医学関連分野の拡大化、高度化に伴い、医学部・歯学部以外の学部を卒業した者に対して病理学等の医学周辺分野の教育を施すことを考えているが、しかし、そこに新たな教官定員を付けることまでは考えていないようである。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- この医学・歯学修士の問題は、当初は「試行的」という考えであったが、その考えは変わったのであろうか。
- その考えは変わっていない。しかし、法律に規定するには「試行的」ということはできないので、大学基準分科会は、その趣旨を運用で生かしたいと考えているようである。
- 学位の名称はどのように考えているのであ

ろうか。

- 医科学・歯科学修士が考えられている。
- 他の修士課程は、学部教育を終えた者に更に高度の専門教育を施すのであるが、この修士課程は、他の学部を終えた者に学部程度の医学教育を施すということである。そのような修士課程を設けるのであれば、大学院一般の性格をくずしていくことになるのではないか。
- この問題を6月26日までに検討せよ、と言われても、余りにも時間が短い。
- 基礎医学者を養成するといっても、このような修士課程で果して十分な教育ができるのか疑問である。もし、学際的教育・研究というのなら、医学部卒業生も入学させることが必要であろう。
- この議題については、医学教育に関する特別委員会と合同で協議していきたい。

以上の意見交換が行われた後、国大協としてはこの問題を更に検討するため、6月26日までという期限を延ばすよう文部省に申入れることとした。

2. 助手問題について

初めに委員長から次のような説明があった。

助手には、いわゆる研究助手、実験助手、事務助手がいるが、事務助手についてはこのような者を助手として採用すること自体が問題であり、実験助手については、すでに検討がすすめられている技術専門官へ切り替えられる措置も考えられる。ところが、研究助手については、工学部、医学部については特に問題はないが、農学部、理学部では、長年にわたり助手を勤める者が増加しており、そこから助手の講師化と

いう問題が生じてきている。そこでこの問題を検討するために、本委員会と第6常置委員会から数名ずつ委員を選び、合同の小委員会を設けることとなった。

以上のように述べられたのち、この問題について、次のような意見が交された。

- 助手という官職が大学に必要なのか。つまり教授1, 助教授1, 助手1 (又は助手2) という機構が、果して本当に必要なのか否か、あらためて検討することも必要なのではないか。
- 助手の給与を上げて待遇改善をするということ、助手を講師にすることとは切り離して考えるべきではないか。
- 文部省は、ある講座で助教授を要求してもなかなか認めないが、助手の定数を助教授に振り替えることは認めている。従って、助手の数が相対的に少なくなってしまうという問題が起こっている。

以上の意見交換の後、この助手問題を検討する第6常置委員会との合同小委員会に加わる委員、専門委員各2名を連記投票によって選出することとし、その結果、次の4名が決定された。

金勝(埼玉大)、小坂(岡山大) 両委員
坂井(東京大)、福与(東京工業大) 両専門委員

なお、本日は、専門委員が出席していないため、専門委員については、もし都合の悪い人がある場合には、次点の白田専門委員に依頼することとした。

また、この合同小委員会における審議の経過や結果については、本委員会にフィードバックし、緊密な連携を保つこととした。

3. 技術専門官問題について

初めに前田委員より、専門官制度問題小委員会の検討経過の概要と、同小委員会が行った「研究技術専門官構想に関するアンケート」では概ね70~80%の賛成が得られた旨の報告があった。

ついで、各委員から次のような意見が述べられた。

- 新たな俸給表を作っても、実際にそれを個個人に適用する場合には、なかなか複雑でむずかしいことになろう。
 - 病院の技術者(技師長)などは、技術専門官とどのような関係になるのか。
 - 医療職俸給表の適用を受けているものは「技術専門官」には含まれない。ただ、病院の技術者でも、それ以外の者は「技術専門官」に入ることになろう。
 - この構想では、上級等級の者の職務内容については「研究」も行うことになっているようであるが、その場合、研究費、旅費はどうなるのか。
 - 研究費は原則として付かない。しかし、旅費は現在も付いているから、特に少なくなることは考えられない。けれども研究費も旅費も具体的には学内の運用と配分の問題になろう。
- 以上をもって閉会した。

第2常置委員会

日 時 昭和53年5月25日(木) 9:30~11:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 若槻委員長

山田, 帷子, 市村, 斎藤, 福原, 谷, 久保村, 五十嵐,

梶, 丸井, 片山, 深瀬, 浅原各委員

肥田野, 佐藤, 猪岡, 扇谷各専門委員

(大学入試センター)加藤所長, 田保橋管理部長

若槻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から事務局長の交代について紹介があり, 石塚事務局長の就任挨拶があった。

ついで委員長より次のように述べられた。

本日の議題は, 第1は来る6月総会に提出予定の「大学の履修課程の弾力化についての要望書案」の検討, 第2は明54年度実施の国公立大学共通入試に関する問題の検討である。これは, 過日日教組よりこれの実施に関し改善の申入れがあり, その申入れの事項について第2常置において検討してほしいと依頼があったものである。

なお, 日教組からの申入れについては, 大学入試センターへも同じような要望があったということである。そこで加藤入試センター所長および田保橋管理部長に出席願っているので, その方に関連する問題については, 後ほど説明をお伺いすることにした。

以上のような挨拶があって議事に入った。

議 事

1. 大学の履修課程の弾力化について

初めに委員長から次のように述べられた。

この問題については, 昨年の5月と10月の2回に亘って各大学にアンケート調査を行った

が, その主な調査内容は2点であり, その結果は概ね次のようであった。

①「他大学を卒業または中途退学の上, 入学した学生に対し, その学生が他大学で修得した単位を教育上有益と認めるときは, 当該大学において修得したものと認定することができる」という提案に対しては, 殆どの大学が賛成であった(約85%賛成)。

なお, これに関連して, 単位認定措置に伴って修業年限を短縮することの是非についても尋ねたが, これについては賛否相半ばという結果であった。

②「大学院の専攻により適当と認められた場合には, 4年制大学の第3学年修了見込時に大学卒業と同等以上の学力を有すると認められた学生に, 大学院入試受験資格を与えることができる」という提案に対しては, 賛成意見は少数であった。

この結果, 今回その実現を要望する事項としては, 賛成多数である第1項についてのみ行うものとし, 去る5月2日の小委員会でお手許に配付した資料のような原案を作成した。ついてはこの内容についてご審議をお願いしたい。

ついで, この原案の作成に当たった扇谷専門委

員より、配付資料「大学卒業（中退）者で入学する学生の既修科目の単位認定について（要望）」を基に、次のような説明があった。

この「大学の履修課程の弾力化」の問題に関しては、昨年5月と10月の2回に亘ってアンケート調査を行ったが、その結果を基にしてこの要望書を作成した。なお、参考までに調査データを添付することにした。本要望書に盛り込まれている趣旨は概ね次のとおりである。

最近、大学を一度卒業または中退した者で、改めて他の学部へ新入学してくる者がふえてきた。特に医学部や歯学部へ、その例が多く、しかも年々増加の傾向にある。このような学生の場合にも、学生は所定の全単位を再履修しなければ卒業できないというのが文部省側の見解であるが、これは本人にとっても、また大学にとってもむだな面がある。それで、その大学が教育上有益と認める場合には、既修科目のうち30単位を越えない範囲で、これをその大学において修得したものと認定する。なお、この措置は、外国の大学において修得した単位についても認めるものである。以上がこの要望書案の骨子である。

以上の説明に関し、次のような質疑応答があった。

- 外国の大学を卒業または中退したものであって、外国の国籍を有するものは、この条項は適用されないのではなからうか。
- 外国人学生で、特別に国立大学へ留学生として入学してくる者についてはこの条項は適用されない。但し、外国人学生であっても、正式に入学試験を受験して入学してきた者については、適用を認めるということである。

以上のような質疑があったのち、要望事項の第2項「外国の大学において修得した単位の取扱い」の部分の表現を一部修正した。

ついで委員長より、この要望書には、次の資料、

①大学の履修課程に関するアンケート(継続)結果の報告(昭和52年10月実施)

②同上——学部別分析

③履修課程に関するアンケート結果の報告(昭和52年5月実施)

を添付して提出するものとしての旨の提言があり、さきの要望書案ならびに、この提案についてこれを承認した。

2. 共通第1次学力試験について

(1) 日教組からの申入れについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

去る4月24日、日教組から国大協会長に対し、共通第1次学力試験について主として次の3点に関して申入れがあった。

①共通第1次試験の実施期日を2月下旬以降に延期すること。

②第2次試験は、二重負担を避けよう科目数を減らし、内容の改善をはかること。

③二段階選抜による足切りは中止すること。

以上の申入れについて、会長より、第2常置で検討されるよう依頼があったので、あらかじめ第2常置の小委員会で検討し、各委員の意見を求めた。お手許に配付した資料は、その主たる意見の集約である。これについて、そのまとめを担当された扇谷専門委員より説明を伺うことにしたい。

ついで、扇谷専門委員から配付資料「国立大学入学試験に関する日教組の要求について(第

2常置小委員の意見の集約)」を基に、その要点の説明があった。

以上の説明について、次のような意見の交換が行われた。

○ 実施期日を2月以降に延期のことについては、条件が許すのであれば2月以降にすることがよいのであるが、業務処理に必要な所要日数の関係と、いま一つは私立大学との関係からする合格者発表期限の制約からして、それが不可能となっている。その点をよく説明した方がよい。次に54年度からの実施を延期せよとの申入れについては、既に大学、高校においてその準備が進行しつつある状況からして、これの延期は無理である。ただし、足切りの問題、第2次試験の科目数を減らすこと等、受験生にとって、より有利になることについては、7月末の入試実施要項の公表のときまでに、各大学ができる限り配慮するようにと国大協総会でアピールすることはやぶさかでないということを付け加えてもよいのではないか。

○ 第2次試験の科目数を減らすこと、足切りを中止することの問題について配慮するというようなことを今度の総会に諮っていは、時間的に間に合わないので、会長から直接その旨を各大学へ文書でお願いするというようにしてもよいであろう。

○ この配付資料の中に、「足切りされた者に対する受験の機会を与えるために、第2次募集の途を開く努力をする」との意見があるが、これは実施に間に合うよう努力するという意味であろうか。

○ これは、将来に向けてそのような努力をするという意味である。

○ 第2次募集というのは、定員に充たない場合という意味なのか、あるいは、はじめから第2次募集の人数を定めておいて行うということであるのか。

○ これは、両方のことを意味するものである。

次に加藤入試センター所長から、この問題に関して、次のような報告があった。

去る5月13日、入試センターの方にも日教組から全く同じような申入れがあった。ただし、それは、文書で回答を求めるということではなくて、その場で意見を求めるといふかたちのものであった。私の印象としては、日教組は、この制度そのものに反対ではなくその内容を改善してほしいということのようである。そして、要望の3項目については、第1の実施期日の延期については殆ど触れず、第2の第2次試験の科目数のことと、第3の足切りのことに対し強く要望していた。

しかし、以上のことは、昨年7月の資料を論拠とした議論であり、その後各大学が第2次試験のあり方について、更に検討を進めていることを知らないためであるので、入試センターとしては、各大学はいまなお、これらの問題については研究を進めているはずであるというように回答しておいた。

なお、この「第2常置の小委員の意見の集約」の内容についてであるが、日教組からの申入れと関連することで、特に気付いた次の2点について申上げたい。

(1) まず、(II)の③項の「第2次試験は、……専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等の判定を目的とするが、学部教育の前提となる学力(とくに数学、理科)が共通第1次の出

題範囲を超える大学・学部においてはその学力確認のための試験科目が必要である」とあるが、新入生は教養部に入学することであるから、学部の主体性がもろに出てくると誤解を生ずることになる。日教組では共通第1次試験問題については大体適切であるとの評価をしているが、第2次試験で何が出るか分らない点を心配している。

- (2) (IV)項の足切りの問題については、もっと概念論的な回答でよいと思う。特に⑥項のところであるが、志願者数が、入学者定員の3倍以上を超えない場合は、もちろん足切りは行われたいということであろうから、その意味が十分反映されるような表現をなすべきであろう。

以上の報告および意見に関し、種々意見が交されたのち、委員長より、日教組からの申入れに対して次のように第2常置の見解をまとめられ、これを理事会に報告することが了承された。

- (1) 実施期日については、国大協としても、なるべく遅らせる方向で検討した結果、実施上可能な限り遅い期日が決定された。これ以上遅らせるには、私立大学などの協力が不可欠で、国立大学だけの力では不可能である。
- (2) 二段階選抜、いわゆる足切りが望ましいとは考えていないが、第1次試験を多肢選択方式で行う以上、第2次試験は論述式、小論文などで適性能力を丁寧に見る必要があり、そのためには、いわゆる足切りをやらざるを得ない場合もある。しかし、足切りは、決して安易にやらないことについては、すでに国大協内で合意していることである。
- (3) 第2次試験は、各大学独自の方法、内容で

やる建前であるが、難問・奇問に類する問題を出さぬように努めることについても合意がみられている。

(2) 公立大学の協力問題について

この問題について、加藤入試センター所長から次のような要望が述べられた。

公立大学が共通第1次学力試験の成績を利用することになったことに伴い、共通第1次入試の実施には、公立大学が協力することになっている。その関係で、入試センターと公立大学との間で取決めをする必要が生じたが、これについては、資料「各公立大学と大学入試センターの取決めについて(案)」のとおり入試センター評議員会で承認された。については、各地区においても国立大学と公立大学との間の取決めをお願いすることになる。その際の参考までに、資料「共通第1次学力試験の実施に当たっての取決め(公立大学・国立大学間)(案)」のようなものを作ったので各地区の関係大学は、この資料を参考にして取決めをお願いする。

以上の要望に引続いて、更に加藤所長から、この取決めの内容にかかわる「不測の事態の処置」の問題について、次のとおり述べられた。

公立大学は、その地区の試験実施委員長である国立大学長の統轄のもとで試験実施に当るわけであるが、公立大学の試験場で起きた不測の事態に関する限り、その公立大学長が当該大学の管理規程により直接責任をもってその処置に当るというように、昨年8月の段階で申合せができた。

ところが、去る5月19日の公立大学協会の総会において、この申合せに対し疑義が提起された。その疑義は、共通第1次試験の実施に当たって公立大学は国立大学に協力することになるので、入試に携わる公立大学の教職員は、その間

は一時的にせよ国立大学長の委嘱によって国家公務員的立場の者になるわけである。そのような体制にあるのに、不測の事態が発生した場合には、いきなり公立大学長の統轄下に入らなければならないというのは不合理ではないかということである。また、実施責任者は国立大学長であるということで、公立大学の中に非常事態の対応（例えば、機動隊導入）を決定し、実行できる大学の職員を置く場合、その実行が、その公立大学の管理規程の上で許容されず入試を中止せざるをえなくなった場合の責任は国立大学長に帰属することになるのか、というようにこの申合せには多くの問題を含んでいるという疑義である。

なお、この問題については、国立大学事務局長会議においても疑義が提起されている。それは、学長を全面的に補佐する立場にある事務局長の責任範囲は、公立大学で起きた問題にまで及ぶのかどうかという疑義である。

この問題は、重要な問題であるので十分に審議を尽し、国立大学と公立大学との間の意思疎通をはかられるよう要望する。また、今後も公立大学と国立大学との間には、その協力体制について相互の連絡事項、その他の問題等もあることであろうから、両者の連絡協議の場の設置を要望したいということが、公立大学側より提起されているのでよろしくお諮り願いたい。

以上の要望に関して次のような質疑があった。

○ 公立大学側より要望のあった連絡協議会と

いうのは、どのようなものが考えられているのであろうか。

○ 現在までは、この連絡協議会が設置されていないために、入試センターが、公立大学と国立大学間の仲介の労をとっていたわけである。しかし、これが設置されれば直接相互に協議ができるということである。

以上のような質疑があった後、委員長より、このような連絡協議会を設置することについて、別に異議がなければそのようにしたい、と述べられ、了承された。なお、人数は3名ずつとして、その人選については委員長一任ということになった。

次に加藤入試センター所長より、資料「昭和54年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項（案）（部外秘）」について次のとおり説明があった。

さきに示された実施要項（案）のうち、二つの事柄が変更になった。その一つは、出願期間が「10月1日（日）から10月15日（日）まで」であったのが、「10月2日（月）から10月16日（月）まで」というように1日ずれることになった。もう一つは、「成績の請求及び提供」のところで、「大学入試センターは、公立大学に成績を提供するときは、入学志願者1人につき150円の成績提供手数料を当該大学から徴収する」ということになった。

以上で本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 昭和53年6月21日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第6研修室

出席者 若槻委員長

伊藤, 山田, 帷子, 大塚, 市村, 斎藤, 福原, 谷,
久保村, 五十嵐, 榎, 丸井, 林, 深瀬, 浅原各委員
(大学入試センター) 田保橋管理部長

若槻委員長主宰のもとに開会。

議事

1. 昭和54年度 国公立大学入学者選抜共通第1次学力試験の二段階選抜について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

去る6月14日の衆議院文教委員会入試問題に関する小委員会の懇談会において、大学が二段階選抜を実施する際の共通第1次学力試験の成績の利用方法のことが話題となった。それは二段階選抜を実施する大学が、共通第1次学力試験の成績によって「足切り」をする場合は、5教科7科目の「総得点」を利用することが原則であるので、もし大学がその「総得点」によらずに「特定の教科・科目の得点に軽重を加える」方法を採用する場合には、その旨を各大学で発表する「入学者選抜実施要項」に記載し、受験生に周知させる措置を講じてほしい、というものである。ついては、この問題の処置についてご意見を伺いたい。

続いて、田保橋大学入試センター管理部長から、この内容に関し補足説明があったのち、それに関して意見の交換があった。

ついで委員長から次のような提言があり、了承された。

共通第1次学力試験の実施に当っては、受験

者の立場を考慮し、大学入試センターは、試験実施後その正解例ならびに科目別平均点等を公表し、それによって受験者が共通第1次学力試験の成績(総得点)を自己採点し、それを基に志願大学を決定し得るよう配慮を施している。

しかし、二段階選抜を行う大学が、共通第1次学力試験の成績を利用する際に、その「総得点」によらず、「特定の教科・科目の得点に軽重を加える」方法を採用する場合には、受験者が行う自己採点が十分な意味を持ち得ず、上述の配慮の趣旨が生かされないことになる。

よって、第一段階の選抜において、このような「特定の教科・科目の得点に軽重を加える」ような共通第1次学力試験の成績の利用方法を行う大学がある場合は、この旨を当該大学の募集要項等に記載し、予め入学志願者に周知させることが望ましいと思われる。ついては、このことを総会に報告するとともに、各大学には第2常置委員会委員長名で文書をもって通知することにしたいのでご了承を得たい。

2. 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について

このことについて委員長から次のとおり述べられた。

昭和52年8月23日付にて、大学入試センター

所長から国立大学協会会長あてに通知のあった「共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について（依頼）」において示されている「公立大学が設定する試験場における試験妨害等の不測の事態が生じた際における措置」について、その後公立大学協会側から疑義が提起されたので、このことについてご協議をお願いしたい。

続いて、田保橋管理部長から補足説明があり、これに関して意見の交換があった。

ついで委員長から次のような提言があり、了承された。

共通第1次学力試験の実施に際し、非常事態が発生した場合の国立大学と公立大学の責任分担については、公立大学側の意見が十分に分っていないので、国立大学協会と公立大学協会両者による連絡小委員会を設け、そこで更に検討して結論を出したいと思う。

3. 学科課程について

このことについて委員長から次のとおり述べられた。

単位制度については、現行の大学設置基準で定められている「教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとする」ということが有名無実となっている現況にある。一方、学生の質も変わってきているので、この際単位制度を考え直す必要があるのではないかと考えられる。

これについて種々意見の交換があり、ついで委員長から次のような提言があり、了承された。

今後この問題については、一般教育のあり方をいろいろの角度から取上げて、「教養課程に関する特別委員会」において学科目についての討論の際は、合同で検討することにしたい。

第3常置委員会

日時 昭和53年5月9日（火）13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

綿貫、岡本、坂本、福井、古屋、桑原、水野、南、
三谷、大賀各委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり述べられた。

去る4月20日付をもって文部事務次官から各国公私立大学長あてに「学園における秩序の維持等について（依命通知）」という通知が出されたが、学生の補導に関する事項を担当している本委員会としては、このような事態に対したる静観する立場にいるわけにもいかず、また、

6月の総会に向けての報告事項としても、一応の意見交換をしておくべきであろうと考え、本日急遽お集まりを願った。については、これを議題の中心にして意見を伺うことにしたい。今日はまた、時間が許せば学寮その他のことについても意見を伺うことにしている。

なお、議事に入る前に石塚（新）事務局長を紹介する。

以上のことが述べられて議事に入った。

議事

1. 学園における秩序の維持等について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

この、学園における秩序維持の問題に関して、去る4月21日、文部省で36名の国立大学事務局長を集めた会議が開催され、また、同月24日には国公立59大学の学生部長会議が開かれ、学園の秩序維持と暴力行為の根絶について協議が行われた。そして、その折に本日配付した資料と同じもの、およびその他の資料が配付されている。そこで、それらの資料を手掛かりにして学園における秩序の維持等について意見を伺うことにしたい。なお、この問題に関しての国会での質問内容は資料にあるとおりである。

ところで、この問題についての大学の対応策はむずかしいが、国大協は45年に「大学問題に関する調査研究（中間報告）」、46年に「大学問題に関する調査研究報告書」および48年に「大学改革に関する調査研究報告書」を公表し、その中でこの問題にも触れている。また、文部省は先に「大学の管理運営資料集」を出して、この問題についての考え方をかなりきびしく述べている。しかし、いずれにしてもこれに関する問題点はなお残されていることは確かである。

この問題についてのこれまでの対応は以上のようなことであるが、この問題には各大学とも関心があり、また、国大協の立場としても、特に第3常置としては関係が深いので、更に検討の要があると思われるが、これにどの程度のウエートを置くべきであろうか。あるいはこの問題は、全くそれぞれの大学の考えに委ねることでよいであろうか。そのようなことで、これの議論の進め方はむずかしいが、一応の手掛か

りとして、この文部事務次官の依命通知の内容検討から始めてはどうかと考える。

以上の提言に関し次のような意見が交された。

- これには二つの考え方がある。一つは、文部省の通知に示された事柄は当然のことであるので、各大学はこれにより適切な措置をとるべきであるとする考え方である。もう一つは、大学には従前から大学の自治というものがあるので、国大協としては大学の自治を尊重しながら各大学の自主性による適切な措置に任せるとする考え方である。
- 文部省の通知には4つの事項が記されているが、その中には現在でも各大学が実行しているものもあるので、これには特に問題はない。しかし、その他の事柄では問題がないとは言えず、大学では容易に実行しえないものもあるのではなからうか。
- 学生の政治活動については、48年に国大協が出した「大学改革に関する調査研究報告書」の中で「学生の政治活動」という一項を立てて、その場合の大学の対応のあり方についての考えが述べられているので参考までに紹介する(朗読)。
- この主旨は、大学外における学生の政治活動と、大学内における学生活動とに対する大学側の対応は、自ら異なるものがあるのではないかということ述べたものである。
- このような学生活動に対処して、大学として何等かの措置をとる場合には事実確認がなければならないが、実際問題として決定的な確認をとることは非常にむずかしい。また、大学外における政治活動を大学が干渉することは大学の守備範囲を超えることであって問

題がある。更に、学生が逮捕されたという場合に、その身元確認のために大学がある種の行動をとるとなると、場合によっては黙秘権を侵すことにもなりかねない。

- 学生ではなく、公務員の場合であるが、国会議員は起訴されても休職にはならないが、一般公務員はなぜ休職になるのであろうか。
- その問題は、国会議員には特別の身分保障があるが、一般公務員は国家公務員法79条により「刑事事件に関し起訴された場合は、休職にすることができる」ことになっている。ただ、教育公務員については教育公務員特例法により手続上の保障がある。
- 学生についても「学生の本分に反する場合には大学は処分できる」という学内規程があるが、刑事事件に関し起訴された場合という明確な規程はない。
- 学内掲示物等の撤去についても、どのようなものであれば特に犯罪行為をそそのかす、あるいは社会秩序の暴力による破壊を呼びかけるような掲示物になるのか、その判断はむずかしい。そして、一見そのように見えても、その撤去は大学の管理規程に従わなければならない。ただ、それが公共用物の毀損にかかわる場合であれば、問題なく撤去できるであろう。要するに、この問題は、学内の管理の徹底を図ることに帰するであろう。
- 最近では学外で活動する傾向が強くなり、社会に迷惑をかける事件が多発することが懸念される。これを未然に防ぐ方法が考えられないであろうか。
- 最近では、大学紛争当時と異なり、純真な若い学生で過激な行動に走る者が多くなっているから、教育の任務に携わる者としては、これら若い1年次の学生が、このような行動に

走らないように努力をしなければならない。そのような努力の積重ねが延いては社会不安の防止にもつながることになる。

概ね以上のような意見が交されたのち、委員長より次のような総括がなされた。

この問題については各大学の事情も異なることであるので、それぞれの大学がそれぞれの具体的状況に応じた適切な対応をとることを期待する。そして第3常置としては今日においても、先に国大協が公表した3回の報告書の中で述べている見解を拠所にするにすることにして、いまま特にこれを掘下げることはしない。それと、将来の問題としては、学外での過激な行動によって社会不安を起すことのないように、特に年少の学生に対する十分な配慮が望まれる。

2. その他

(1) 東京職業センター連絡協議会協議員の交代について

委員長から次のとおり述べられた承された。

これまで、このセンターの協議員であった東京工大の桜井厚生課長から、3月末日をもって辞任の申出があり、これに関し飯田橋公共職業安定所長からその後任者推薦方の申入れがあったので、次の方針により選考することにした。

- ①第3常置の委員所属の大学から選出する。
- ②地理的に便利な大学から選出する。
- ③就職に関する実務担当者を選出する。

以上の方針に基づき埼玉大の名古屋裕躬厚生課長を適任と認め、同大学長の承諾が得られたので、この旨職安所長あて回答した。なお、このセンターにおける議事について、当委員会に報告することがある場合は同課長に出席を依頼することになっている。

(2) 学寮問題について

このことについて委員長から次のとおり述べられた。

第3常置と第4常置の合同で検討を続けてきた学寮問題について、前総会において「学寮に関するアンケートの集計報告」（取扱注意）と「今後の学寮のあり方」（参考資料）の2つの資料を提出した。ところで、前者の方はともかくとしても、後者の「参考資料」の方は、いずれは完結した報告書にして、正式に報告すべき課題が残されているのではないかと考えている。しかし、この課題はきわめて困難な問題を含んでおり、この作業を新規まき直しでやることは非常にむずかしい。そこで、一つの考え方としては、この「参考資料」の内容を骨子として、これに手直しを加え、学寮に対する見解として正式の報告書にまとめ直すことはいかかなものであろうか。第4常置の方でもこの点について協議することにしていくとのことであり、本日は十分な時間はないがご意見を伺いたい。

以上の提言に関し次の意見が述べられた。

- この「参考資料」に対して、他の委員会等から、これを正式の報告書にまとめてほしいという要望があったのであろうか。
- そういうわけではないが、この学寮問題のまとめは総会からの委託があって検討を始めたので、今度の総会で報告書をまとめるよう要請があれば取組まざるを得ない。
- あの「参考資料」は、合同会議で数年にわたって議論を重ねた結果、各大学の学寮の現状からして、国大協全体の総意として統一の見解をまとめることができない状況にあるという結論になったため、「参考資料」というかたちで提出するに止めざるをえないという

事情になった。そのような経緯があるが、あの「参考資料」を見た上で、報告書をまとめてほしいという要望があるなら、再検討も必要となろう。

- 前総会で「アンケートの集計報告」と「参考資料」を提出し、それについて委員長から説明があった段階では、各学長からこれに対する不満があったとは思えなかった。
 - 「今後の学寮のあり方」（参考資料）は、正式の報告書として総会の承認があったものとは異なり、大学に対する拘束力はない。参考資料であるから大学としては扱いやすいという面もあろう。
 - 前総会には正式の報告書としてではなく、参考資料として提出したものであるから、国大協の正式見解というものではない。そこで、仮に将来、学寮問題について、国大協としての正式見解をまとめることになった場合には、この「参考資料」が役に立つかどうかという問題もあるが、手続的にはもう一度審議をやり直し、その審議過程において、この「参考資料」の内容が国大協見解になる、というようなステップを踏むことになるのではなかろうか。
 - 文部省はいわゆる新構想の学寮の建設を進めているが、これには学寮のフィロソフィーというものは余り明らかでない。また、この学寮には食堂の設置を絶対認めないことになっているが、この点には問題がある。
 - 私の大学では食堂をつくって貰った。食堂運営について問題が起きなければつくれるのではないか。学寮の形態は画一的でなく、各大学の特色に応じたものとした方がよい。
- 概ね以上のような意見交換があったのち、委

員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

この「参考資料」の今後の扱いについては、本日結論を出すということではなくご議論を頂

いたわけで、いずれ第4常置委員長とも相談の上、改めて審議の機会を持ちたいのでご了承頂きたい。

第3常置委員会

日時 昭和53年6月21日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

小池、岡本、坂本、福井、古屋、加藤、豊田、桑原、水野、南、三谷、山田、大賀、永松、古川各委員

議事に先立ち委員長から、学寮問題小委員会の委員長をも務められた綿貫委員から定年退官に伴い辞任の申出があった旨報告があり、ついでその後任の選出について各委員から意見が出された。その結果、綿貫委員は、地区(関東甲信越地区)から選ばれた教官委員であり、かつ委員の任期半ばの退任であるということから、綿貫委員から、同地区内の適任者を後任に推薦してもらうこととした。

議事

1. 委員会の審議事項について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

第3常置委員会の審議事項である学寮および補導一般の問題についてご協議をお願いしたい。

学寮問題については、今まで続けてきた「学寮のあり方についての統一見解」をまとめる作業は、先般まとめた学寮問題小委員会の「今後の学寮のあり方」(参考資料)をもって一応ピリオドを打つことにしたい。しかし、学寮についてはなお種々な問題があるので、今までの経

過にこだわらないで討議したい。

なお、本委員会担当の補導一般の問題については、例えば我々が当面している秩序維持の問題等もあるので、以上のような点についてご討議をお願いしたい。

以上の説明ののち概ね次のような意見が交された。

- 学寮の将来像のことも大事ではあるが、大学にとって切実な問題は現在の寮の処置の問題である。入退寮の問題、経費負担区分の問題、寮内における行動の問題等があり、これらの問題についてどう対処するかが当面の重要な課題である。
- 学寮について審議して何か役に立つであろうか。ただ作文をして出してみても余り役に立たないのではなかろうか。個々の大学により事情が違うので、一般に妥当する見解を出すのはむずかしい。
- 国大協の見解は公表して学内で利用してもらうものであるが、学寮の場合は「参考」ということに止まっている。学寮について

は、公表できない事情があるかも知れない。

- 学寮の将来像として基準となるものを審議してもらったらよいと思う。各大学共、秘策を練っておられると思うが、基準を決めることにより、学寮の整備もやりやすくなると思われる。
- 基準を決めて、こうあるべきだと決めてしまうことも問題である。各大学それぞれのやり方で対処しているので、基準によって拘束されると困る場合がある。
- 日本の学寮は、先進国の中ではイメージが悪い。安アパート・無賃宿泊所といったイメージである。外国では、学寮が国際交流の場にも利用されており寮に対して社会条件が進んでいる。
- 古い寮を壊して新寮を作る大学が出て来ている。昨日の総会で、今後の学寮のよりどころとなる案を出してくれるよう発言したが、この委員会で審議するが結論を出せない状態である。
- 80幾つかの大学に共通する学寮の基準というものは、各大学の事情が異なるので作れないのではないか。審議するだけで精一杯で、基準とか、こうあるべきだという結論は出せないと思う。
- 学寮を新しく作りたいがそれが出来ないところに問題がある。これには、学生の問題・補導の問題が絡んでいる。

概ね、以上のような意見交換ののち委員長から、寮の問題についての審議はしばらく休止し棚上げしたい旨発言があり、ついで補導一般の問題についての討議に入った。

- 学生の補導の問題であるが、ばく然としていて具体性がない。学生の処分については、

公務員は処分があるのに学生は処分しないというのはおかしい。

- 大学で処分するというのは、教育の場としての対応である。
- 公務員に刑事処分と行政処分があるように、学生にも刑事処分と教育処分をやってもよいのではないか。刑事処分をやったから教育処分が出来ないということはないと思う。
- 何をやっても処分しないというのもおかしい。種々のデータを集めて、国大協としてもそういう問題に対処するようにしたらよい。教育処分といっても、大学はカンニング等だけの処分しかやっていない。
- 学生の補導に属する問題であるが、最近留年する学生が多い。これは大学の指導のあり方が問題である。
- 大学に在籍する年数が最高限8年であるが、なぜ最低限の2倍もの期間を認めているのか。これは大学の学則で決められているし、どこの大学も2倍の期間のようであるが、あまりに甘すぎるように思われる。
- 私の大学では、学則で最高限6年と決められている。一般教育が3年間、専門教育が3年間で、1年次から専門教育の科目が履修出来るようになっている。1年次には、教官が学生により多く接触し、カウンセリングに力を入れている。
- 学生の意識調査をやる必要がある。
- その件については、文部省の学生課が調査した結果が「厚生補導」という冊子に紹介されたことがある。
- 学生イコール社会の一員であると考えれば、意識も違ってくると思う。
- 学生と教官のコミュニケーションが大切である。これは学寮の問題にも関係がある。

- 課外活動においては、指導教官のバックアップが必要である。しかし、旅費までは出せない。
- スポーツを奨励し、施設を強化しなければならない。学生と教官のコミュニケーションは大事であり、例えばテニスと一緒にしていれば学生と話をするチャンスもある。
- 学生のサークル活動は、部室とそのスペースの問題があるが、一般学生にサークルを推進するよう指導しなければならない。教官と学生の交流を考えた指導が望まれる。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長から次のような取りまとめが行われた。

- ①寮の問題は、個別の問題は種々あるが、全般的な構想に関する検討は、今までの経緯を考えて一応棚上げとしたい。なお、寮問題の扱いについては、第4常置委員会と合同で考えたい。
- ②補導に関する諸問題は、十分検討してみるべき時期にきている。処分の問題、留年の問題、教官と学生のコミュニケーションの問題等について更に検討を進めたい。
- ③課外活動施設（体育・文化サークル部室）の整備強化が望まれる。これについては以前に要望したことがあるが、そのアフターケアをも含め、現時点に立って再検討をしたい。

第4常置委員会

日 時 昭和53年5月24日（水）13：30～16：00
 場 所 国立大学協会会議室
 出席者 山岡委員長
 大池，渡辺，吉田，林，百々，綾部，岡路，吉武，
 池田，具島，中村各委員
 井上臨時委員

山岡委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新委員および新事務局長の紹介があり、ついで本日の議題に関し、通学定期運賃改定の問題を追加したい旨が述べられた。

議 事

1. 総会に提案する要望書について

初めに委員長より、次のように述べられた。
 本委員会としては例年、この6月の総会に次の要望書を提案している。

- ①大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
 - ②大学保健管理施設の増設・充実についての要望書
 - ③国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書
- なおこのほかに、第3・第4常置合同の提案として「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」がある。
- 以上の要望事項については、文部省もこれに基づいて推進を図っているが、しかしまだ十分

でない点がある。それで、これを促進する意味で、本年もこれらの要望書を提案したいと思う。この要望書の内容については、従来とあまり変るものではないと思うので、昨年の要望書を基に審議することにした。

以上の前置きのうち、まず「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」から審議することにし、昨年度の要望書を基に検討が行われ、次のような意見交換があった。

- 奨学金制度の改善については、年々行われていることでもあるから、要望書の中の「昭和50年度以降において改善の一部が実現したことは……」というところを「本年度においても改善の一部が実現したことは……」とする方がよいのではないかと。
- 「最近における物価水準の上昇に比べて」とあるが、このところ一般物価はあまり上昇していないように思うので、この表現は余り適当でないのではなからうか。
- しかし、学生生活関係の諸経費は上っている。例えば学費・書籍代・下宿料・交通費等はかなり上昇していることでもあるから、「物価水準」というところを「学生の勉学および生活に要する諸経費」というように修正してはどうであろうか。

以上のような意見があり、これに基づく文言の修正が行われたほか若干の字句修正があって、本要望書の成案が得られた。

なお関連して、現行の奨学生選考基準ではサラリーマン家庭の者が不利な扱いを受けているので、これを是正するよう要望してほしいとの発言があった。

次に「大学保健管理施設の増設・充実についての要望書」について検討が行われたが、この

要望書については昨年どおりの文案でよいのではないかということになった。

最後に「国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書」について審議され、これについて次のような意見交換があった。

- 要望書では、この共同利用研修施設の設置場所について「各地区に少なくとも2カ所を設置する」と提言しているが、現在の設置状況はどうなっているのであろうか。
- 近畿地区を除いて九州地区、中・四国地区、関東地区、中部地区、東北地区、北海道地区と大体2つは設置されたようである。
- 東北地区では2つ設置される予定ではあるが、現在は1つである。残る1つについては、管理要員の定員がつかないということと、運営費が世話大学からの持出しであるというようなことがあり、未だ実現に至らないという状況である。
- 共同利用研修施設の管理は、世話大学が犠牲になって定員を出してやっている現状である。この要望書では「必要な管理要員を増員する」と提言しているが、実際には実現されていない。そこで、昨年の要望書の中の「なお、既設の施設の充実についてもご配慮くださるよう……」とあるところを「なお、既設の施設の充実ならびに管理要員の定員化についてもご配慮くださるよう……」というようにして、管理要員の定員化ということを鮮明に打出しておく必要があると思う。また、これに関連して「これに必要な管理要員を増員する」という個所は「……管理要員を定員化する」と改めた方がよい。
- 施設の充実については、この共同利用研修施設に体育施設があれば更に利用率が高まるのではないかと考えられる。

○ 体育施設を設置するとなれば、要望書で提言されている「建物面積は約3,000m²」では狭いので、ここの所は「最小限3,000m²」ないしは「3,000m²以上」とかというような表現に修正すべきであろう。

以上のような意見が交わされ、これに基づく文言の修正が行われたほか若干の字句修正があつて、本要望書の成案が得られた。

なお、「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」について、委員長より次のような提言があり、了承された。

この要望書は、第3常置と第4常置の合同提案であるが、主体はむしろ第3常置の方にあるので、この委員会として特にこの趣旨に異議がなければ、その意向を第3常置委員長に伝え、その上で大体昨年どおりの文案で総会に提案することにしたい。

なお、この問題に関連して、学生サークルの顧問教官に対する手当支給の問題が話題となった。

以上で本議題の審議を終り、得られた成案を理事会に諮った上、総会に提案することとした。

2. 学寮問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

この学寮問題について、第3常置では先日(5月9日)委員会が開かれた際に若干論議されたようである。その状況によると、過般の総会に提出した「今後の学寮のあり方(参考資料)」に更に検討を加えて、これを国大協としての本格的な報告書とすべきかどうかについてははっきりした結論は出なかったようである。

このことについては、第3常置と第4常置の

合同会議で更に審議されることになろうが、この学寮問題については、現実の問題として既設の老朽化した木造寮の建替えの問題がある。現在、建替えを要すると思われる寮は70棟ばかりあり、これをどうするかが当面の問題となっている。文部省もこれの建替えを計画的に進めているが、文部省の考えている新寮の構想では食堂は設置されないことになっている。しかし、大学によってはこれが是非必要という場合もあり、この点は一つの問題点である。

学寮に関するいま一つの問題として、大学院生専用の院生寮の建設という問題がある。これは一橋大学長から第3・第4常置委員長に提起された問題であるが、このような寮の設置を促進すべきかどうかということも一つの課題である。学寮についてはこのような問題もあるので、いずれ、第3・第4常置合同委員会で、これらの問題について検討していきたいと考えている。

以上の説明があつたのち、次のような意見が交された。

○ 寮の食堂問題については、この問題だけを切離して検討して、意見をまとめることもよいのではなからうか。

○ 食堂の問題は、寮の問題としては大きな問題であるから、本委員会として取上げるのもよいかもしれない。

以上のような意見があつたのち、委員長から、学寮の問題については今後も、第3・第4常置の合同委員会で検討していくことにしたい、と述べられた。

3. 通学定期旅客運賃の改定について

このことについて委員長より次のとおり述べ

られた。

このたび国鉄運賃の値上げ案が提出されたが、それによると特に通学定期運賃の値上げがひととき大幅なものとなっている。これについて文部省から直ちに運輸省と国鉄に対し「通学定期の割引率の改定について」の申入れがなされ、更に文部事務次官からもその意見書が運輸省に提出された。

この問題は本来第4常置で取上げるべき問題かどうかははっきりしないが、以上のように文部省が努力しているので、大学側としても何らかの対応を考える必要があると思われる。それで取敢えず本委員会で協議し、その結果を明日開

催の理事会に報告して、この問題についての国大協としての態度をどうすべきかということについて協議して貰いたいと考えている。

ついで石塚事務局長より、この問題の経過についての説明と、この問題に関する公聴会開催についての紹介があった。

ついでこの問題に対する処置について協議され、国大協としては、文書をもって反対意見を表明することになり、その原案作成については委員長に一任することが承認された。

なお、その意見書の提出時期、その他については、明日の理事会に諮った上、処置することになった。

第4常置委員会

日 時 昭和53年6月21日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 山岡委員長

村尾、岡路、大池、渡辺、吉田(久)、市古、林、吉利、吉田(徳)、百々、綾部、吉武、池田、具島、中村各委員

山岡委員長主宰のもとに開会。

議 事

1. 委員会の審議事項について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

本委員会で提案した3つの要望書は、昨日の総会で承認された。しかし、第3常置委員会と合同で長期間審議してきた学寮問題についてはまだ問題が残されている。例えば、大学によっては、大学院学生も学部学生と同じ学寮に収容するとか、男女別でなくてもいいとか、いろいろ考えがある。また、学生食堂の問題も関連している。第3・第4常置委員会としては、学寮

問題についての審議は一応打ち切ったが、問題が起これば第3・第4常置委員会合同会議を開き、小委員会で取上げるという体制をとれるようにしておきたい。

本日は、第4常置委員会としての、これからの主たる審議事項について、どんな問題を審議したらいいかお諮りしたい。例えば、育英資金のあり方について、アンケート調査を実施したり、国大協としてはどう対処するかなど、各委員の意見を伺いたい。いまひとつは、本日都合により欠席されている金沢大の鈴木委員から申出があり、また、帯広畜産大の西川学長からも

申出があった、福利厚生施設の基準面積の問題を取上げて審議してはどうかと考える。福利厚生施設の基準面積は、現在学生総定員で算出されている。しかし、前総会での西川学長の質問に対する文部省答弁は、幅を持った考え方に移りつつあるようである。各大学とも、この問題に関してそれぞれ意見をお持ちのことと思うので、それをお伺いしたい。特に、福利厚生施設の基準面積の問題で要求を出している大学があれば、それも伺いたいのでよろしくお伺いしたい。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 福利厚生施設の基準面積の問題に真剣に取り組めば、多少は基準面積の幅を広げることができると思う。例えば「学生定員+教職員の何パーセント」というものを福利厚生施設の基準面積の算定基礎とすることも考えられる。このような要望は、文部省に対してできないことはないと思う。
- 文部省の考え方はよく知らないが、学生会館は、筑波大学のように大学会館という形なのであるか。
- 私の大学では、学生会館はかなり以前に造られたが、大学会館ではだめだと文部省からいわれた。学生会館という名称はあるが、大学会館という名称はないのではないか。
- 学生会館は、教職員も学生とともに利用するという文部省の考えではないか。
- 学生食堂を建てたとき、一部屋を教職員用に充てた。これは、学生定員でできた基準面積の中に入っている。
- 名称の問題は別として、重要なのは基準面積の問題だと思う。教職員用の宿泊施設は別である。
- キャンパスの中にある非常勤講師など学外者が利用できる宿泊施設の基準面積は、文部省からもらえるのか。
- 各大学により、基準面積の算出がまちまちで矛盾もあるようなので、これらの点を整理して、福利厚生施設の基準面積改定の要望書をまとめることにしたい。
- 福利厚生施設は重要だから、その基準面積を2~3割増やすよう文部省に対して要望するのが筋かと思う。
- 経費も増やさないとだめだし、管理要員も必要である。
- キャンパスが分散している大学では、分館ということになると思うが、現在分館に関する規定はないと思う。あったとしても、経費がつかない。経常経費をつけるようにしてほしい。
- 基準面積改定の問題は、図書館などとも関連がある。国大協としての基準面積の改定は、大学全体の施設についてのものでなければならぬ。
- 基準面積の問題は、福利厚生施設、保健センター、課外活動施設などを含めるなら、第3常置委員会と合同で審議する必要がある。
- 大学会館をどういう考えで造ったか、文部省の考えがわからないと審議しにくい。
- 大学に二つの会館を認めないというのが文部省の考えである。学生定員が増え、これに比例して新しいものを造る権利が生じたので、名称は別として、規模の小さいものを造った。しかし、運営費は出ないので学部で負担している。
- 最低の基準を割当て、それに学生定員に応じて積上げる。ここをつめて頂きたい。
- 文部省も、最低の面積は考えてそれに上積

みしていると思う。しかし、それでも大学によって違いがある。

- 学生定員が少ないから小規模のもの、という訳にはいかない。
 - 周辺の立地条件によって面積の要求度が違ってくる。また、諸条件によって面積の算出がしにくくなるなどの事情もある。
 - キャンパスが分散しているため、特別な基準面積でやっている大学もある。また維持費の問題だが、一つの学生会館にしか認めないのか。キャンパスが分散している場合、基準面積算定の基礎を考えてもらいたいと思う。
 - 今後第4常置委員会として、福利厚生施設の基準面積の改定の問題を審議していきたい。基準とは何かの問題で、一律に決定するのはおかしいという考えで、文部省の学生課へ聞いてみたい。
 - 学生会館は、福利厚生施設および課外活動施設という2つの機能があるが、基準面積はどちらで算出されているのであろうか。
 - 学生会館は、一つの目的は福利厚生施設、他はサークル活動の施設として小さな個室に分けて使用するという構造をとるのが原則である。しかし、福利厚生施設の基準面積で算出されるのか、課外活動の基準面積で算出されるのか、あるいは両者をもとに算出されるのかよくわからない。
- ここで委員長より、福利厚生施設の基準面積の改定の問題を今後の審議事項としたい旨述べられた。また、育英資金の問題について、そのあり方を調査する専門委員会を設置し、育英資金の制度を抜本的に変えるよう要望していきたい旨述べられ、ついで、次のような意見交換が行われた。
- 育英資金の問題を審議するなら、日本育英

会の長年にわたるプリンシプルを抜きにしては抜本的な改正はできない。要望書を提出するのはいいが、日本育英会の組織を変えようというのは問題が大きすぎる。

- 特別奨学金を増額し、枠も広げる、これが第一の要求である。
 - 日本育英会が、文部省を通じて予算を獲得するのを国大協としてバックアップするという要望書ならできるが、育英資金の制度、あり方を変えるのは、実体を十分調査してからでないとむずかしい。
 - 外国の制度を調べることも必要だと思うが、まだそこまでは考えていない。できれば大規模な調査を実施し、日本育英会が大幅に予算を獲得できるような形でバックアップしたい。
 - 大学院の育英資金の問題だが、修士課程を修了し、引続き博士課程に進学する者に対し、育英資金を支給する形をとっている。そのため、地方の大学では修士課程の学生をあまり入学させない。育英資金の配分を変えてもらう必要がある。従来の方式で徐々に育英資金の額を増やすよう努力してもらおうと同時に、矛盾を解決してもらいたい。
- それから、要望書を出している問題で、保健管理センターの整備充実の問題がある。保健管理センターは、看護婦1人なのでいろいろと苦情が多い。看護婦の定員増を要求したいと思う。
- 保健管理センター所長の意見を聴取して要望書に盛込んでどうか。
 - 医学部のない大学の保健管理センターへ、近辺の医学部のある大学から教授が派遣されてきた場合、その教授を保健管理センターに固定してしまわないほうが、現実には優秀な

人がくる。また、同じ大学内の医学部から保健管理センターへ派遣される場合も同じで、保健管理センターに所属すると同時に、出身の教室あるいは研究室に籍を置いておいた方がいい。そうしないと若い新進気鋭の医者が育たないと思う。

- 反対に、医学部あるいは病院の都合だけで保健管理センターへ教授を派遣されては困る、という意見もあるのではないか。
- 医学部のある大学の保健管理センター所長は、定員があれば医学部で教授となり、同時に保健管理センターでも教授となる。医学部のない大学では、法規上、教授会に代る人事委員会を保健管理センターにつくって、資格審査ができる。そこで教授と決定すれば文部省へ上申することとなる。出身大学の医学部

へは事前に相談する。

- 先日開催された、保健管理センター所長会議の様子を聞いた上、次回お知らせしたい。学内での位置付け、あるべき姿、実態に即していないとか問題が多い。保健センター所長会議でまとまった意見を出そうということになったらしい。
 - 保健管理センターの敷地の配分だが、どこが適地か、各大学の実情を参考までに伺いたい。
 - 保健管理センターには、事務機構が全くなく、学生課、厚生課などに援助してもらっている。敷地は学生部に近いところが学生も集まりやすいと思う。
- 以上のような意見交換があって本日の会議を終了した。

第3・第4常置委員会合同会議

日時 昭和53年6月19日(月) 13:30~15:30
場所 学士会分館6号室
出席者 (第3常置委員会) 広根委員長
小池、綿貫、岡本、坂本、加藤、豊田、水野、南、
山田、大賀、永松、古川各委員
(第4常置委員会)
岡路、大池、市古、林、鈴木、吉利、吉田、百々、
池田、中村各委員
井上臨時委員

開会に当り、広根第3常置委員長より次のとおり挨拶があった。

本日は学寮問題に関しての第3常置と第4常置の合同委員会であるが、山岡第4常置委員長は交通機関の関係で出席ができなくなったとのことであるので、私が会議を司会させて頂く。なお、第4常置では去る5月24日に委員会を開

き、その際に学寮問題についても討議された由であるので、第4常置の方々からその辺の模様をご説明願えれば幸いである。

本日は、明日開催の総会を控え、これまでこの合同委員会で検討を続けてきた学寮問題の締めくくりをしたいと考えてお集り頂いたわけである。なお、その他この合同委員会でご協議頂

くことが若干あるのでよろしくお願ひしたい。

議 事

1. 学寮問題について

初めに広根委員長より次のとおり説明があった。

この学寮問題は、昭和50年の総会における要望に基づいて、第3常置と第4常置の合同で検討が始められたものであり、前総会の際にはその中間報告として「学寮に関するアンケート集計報告」と「今後の学寮のあり方(参考資料)」の二つの資料を提出した。この後者の「今後の学寮のあり方(参考資料)」の方は、学寮問題小委員会でもとめたもので、この合同委員会では必ずしも全面的な承は得られていなかったが、各大学の参考にならうという含みで提出されたものである。

本合同委員会としては、学寮のあり方についての総括的な統一見解を出すことが目的であったが、学寮の現状との絡みで仲々その結論が得られなかった。この小委員会作成の「参考資料」は、それらの経緯を踏まえた上で一応の見解をまとめたもので、将来の学寮のあり方に焦点を絞り「学寮イメージの転換の必要性」と「学寮の改善と充実」についての提言を行ったものである。そして、当面の「既存の学寮の問題」については次のような態度を表明している。すなわち「既存の学寮に関しては、各大学がかかえる諸問題は個別的に各大学で処理し、その結果、学寮問題の対処において大学間の相違が生じることは事実上これを認めざるを得ない。ただ、学寮が大学の付属施設である以上、その管理責任を負う大学としては、国有財産等の諸法規に違背することがあってはならないし、また寮生についても、市民社会に自明の私

生活費個人負担の原則が適用されるべきことは疑問の余地はない」というものである。

以上の経緯を考えると、この「参考資料」を更に徹底的に検討し直すということもむずかしい。また、先般開かれた第3常置および第4常置での審議でも、この「参考資料」をどうするかについてまでの議論は出なかった。そこで、この学寮問題の処置をどうするかということになるが、その一つの案として次のようなことも考えられるのではなからうかと思われる。それは、この「今後の学寮のあり方(参考資料)」は、それなりに一定の考え方を示しているものであるので、これを何らかの形で公表する方法があればそうすることにして、本合同委員会の課題である「総体的な学寮問題についての検討」はそれで終止符を打つことにする。そして、個別的な学寮問題——例えば寮食堂の問題とか大学院生専用の寮の問題とかについては、これを個々に検討し解決を図っていくことにする。そのような仕方では、この学寮問題を処理するということではいかがであろうか。

以上の委員長の提言について次のような意見が交された。

- この「参考資料」を何らかの形で公表することだが、その「公表」とはどういうことか。
- 合同委員会としては、この「参考資料」が一定の役に立つ資料であるということで前総会に提出したが、一般の大学の人はその内容を知らないの、これを周知させる何らかの方法を考えるとということである。
- 合同委員会としてこの資料を公表したいと総会に提案する場合、この「参考資料」は学寮問題小委員会の名のものでよいであろう

- か。
- この「参考資料」の内容については合同委員会で完全な意見一致は得られていないが、これが各大学に役に立つという点では一致したということで、これをそのまま出してはどうかと考えるわけである。
 - 各大学に利用して貰おうという事情は分るが、学寮の将来はこうあるべきだという小委員会の見解を出すことで各大学に迷惑がかからないかどうか。
 - この学寮問題については数年間に亘り討議したが、果して結論が得られるかどうか疑問である。この小委員会案を参考資料として出すならよいが、合同委員会案とするのならその責任を持たなければならない。なお、学寮問題については、一般の学生がなぜ学寮に入らないかという点についても検討する必要があると思う。
 - 一般の学生が学寮をどう考えているかの調査資料はないが、なぜ退寮したかについての資料はある。それによると、うるさいこと、勉強ができないこと、セクト活動のことなどが挙げられている。
 - 「公表」のことであるが、折角小委員会でまとめた資料でもあり、委員長も前総会でこれを報告しているのであるから、公表したものと考えるとよいのではないか。合同委員会での意思統一がなされていないというが、大体は了承していると思うので、公表するに遠慮はいらないと思う。なお、先程の話のように、この学寮問題は何年も議論したが、これ以上やって何が出るか。この際、テーマ、焦点を変えて議論すべきだと思う。
 - この学寮問題については、小委員会がまとめたものを参考資料として出すか、あるいは

残された問題を更に書き加えて統一見解として出すかの二つの案が考えられるが、統一見解にするには、どういうプリンシプルが必要かを合同委員会で出さなければならない。

- これを発展させて統一見解とするよりも、むしろ参考意見とした方が適当と思われる。
- 小委員会としては、この辺で検討を打ち切り、その区切りとしてこれを参考資料として公表したらよいと考える。公認案ということになると差支える面もあるので、参考資料として適宜役立てて貰うのがよいと思う。
- 「参考資料を公表する」ということであれば、この合同委員会でこれをオーソライズしなければならない。また、これを公表する際には、これが「参考資料」であることを説明する付帯文書をつけて誤解のないようにすべきである。
- 「参考資料」を公表する趣旨を解説することは必要と思う。そういうことで総会の了承を得て「会報」に載せるということではどうか。そして、学寮問題の総体的、原則的な検討はこれで打ち切り、個別的な問題については随時取上げるということにしてはどうか。
- 前総会でこの「参考資料」を提出したが、これに対し特に意見も出てこないで、これで学寮問題の総体的な検討は打ち切り、個別的问题についてはその都度検討する、ということをも明日の総会ではっきりさせた方がよい。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように提言があり、了承された。

総会においては次のように報告することにした。前回の総会で「今後の学寮のあり方（参考資料）」を提出し、これに対してご意見があればそれを検討資料としてさらに検討を続けた

いと述べたが、その後各大学より特にご意見もなかったので、第3常置・第4常置の合同委員会としては、学寮問題の総体的検討はこれで打切ることとし、「今後の学寮のあり方」を参考資料として活用されることを希望する。なお、学寮に関しての残された問題や個別の問題については、その都度検討することにした。

大体以上のような方針で報告することを山岡第4常置委員長とも相談のうえ決定したい。なお、総会第2日目午前中開催の常置委員会で更にご討議をお願いしたい。

2. 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書について

このことについて委員長より次のような提言があり、了承された。

この要望書については、昭和51年以降引続き文部省に提出しているが、まだその必要性が認められるので、本年も同じ趣旨のものを提出することにした。この要望書は、第3常置と第4常置の合同提案のものであるので、この席でご承認を得たい。

3. 第3常置委員会の委員の解任について

このことについて広根委員長より次のような提言があり、承認された。

第3常置委員会の教員委員であり、かつ学寮問題小委員会の委員長を務められた綿貫委員には、去る4月1日付をもって筑波大学を定年退官されることになった。綿貫委員には第3常置の委員として、特に法律専門家の立場から種々ご協力頂き、殊に学寮問題については一方ならぬご尽力を頂いたが、学寮問題が一段落した機会に委員を辞任したいとの意向であるので、ここにお諮りしたい。なお、教員委員は地区より選出されることになっているが、今回は任期半ばの退任であるので、その後任については綿貫委員のご意向も伺い、同委員が所属していた筑波大学から推薦して貰うよう取計らいたいののでご了承いただきたい。

次に同じく第3常置の専門委員としてご協力頂いていた佐治専門委員（東大教授）から、職務の都合上専門委員を辞任したいとの申出があったが、事情止むを得ないと思われるのでこれを受理することにした。

第5常置委員会

日時 昭和53年6月21日（水）10：00～12：00
場所 国立教育会館第7研修室
出席者 佐々木委員長
西川，加藤，平島，平松，丸山，石塚，伊地智，小林，神野，芦田，西沢，岳中，勝木，柿本，宮城各委員
（文部省） 阿部大学局審議官，遠藤高等教育計画課長，他1名

佐々木委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より次のように説明があった。

ただ今、文部省の阿部大学局審議官から、外国人を国公立大学の専任の教官に任用できる途

を開くための立法化が国会で取上げられている旨の報告があったが、この件に関しては去る4月17日の第5常置委員会でその経緯を説明した。その後、これの成行きを見守っていたが、国会の方ではぜひこれを会期中に実現したいという空気があり、これに対して文部省は、そのような大学の教育研究に関する重要な問題については、国大協と密接な連絡をとってやっていきたいということで、国会でも、それなら今回は見送るが、次の国会では是非これを取上げたいということになった。ところで、次の国会は、秋ごろに臨時国会が開かれるかもしれないということなので、8月中旬に第5常置としての結論を下さなければならない。それで、第5常置としては、本件を午後の総会で、どのように報告、提案したらよいかを、最初に討議して頂きたいと思う。

次に、今年の10月にフィリピンから3人の学長を2週間招致することになっているが、これの受入れの準備に当る「招待準備委員会」の設置については昨日の総会で了承された。なお、本年度の学長招待事業として、そのほかに来年初にオーストラリアの3学長を迎えることになっているが、これの準備作業は11月総会以前から取りかかかなければならないので、今回設置を了承されたフィリピンの3学長の招待準備委員会の作業内容に、オーストラリアの3学長の招待のことも含めるということを、本日午後の総会で追加して報告し了承を得ることにしたい(委員会の構成メンバーの変更はあるが)。

閣議 事

1. 外国人教師を国公立大学の専任の教官に任用する制度について

このことについて、阿部審議官から別紙資料

「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置に関する法律案について(試案)」に基づき、概ね次のような説明があった。

先ほど委員長のご報告にもあったとおり、この件については、国会では与野党を通じて「開かれた大学」をめざすべきであるということでこれが推進されており、新聞にも前向きな姿勢で報道されている状況である。この問題については、文部省としては国大協とも協議をし、法律的にももう少しつめてみたいので、この問題を取上げている参議院に対し、調整のための時間が欲しいと申入れたところ、秋の国会まで時間をかすということなので、国大協の賛同が得られれば、なるべく早い機会に実現したいと考えている。

法案の大体の骨子は、従来の外国人教師制度はそのままだとしておいて、その他に専任の教官任用への途を開くというもので、従来の制度を拡充したものといえる。外国人を公務員に任用することについては、法律的には、公権力行使、国家意思の形成への参画等の点が問題となっており、従って今回の国公立大学への外国人専任教官の任用に当っては、外国人教員は教員人事に関する権限はないが、それは最低限の制限である。また、公務員任用の際に課せられる服務の宣誓に関しては、アメリカなどでは、他の国に忠誓を誓うと国籍を剥奪されることもありうるので、それらの点を考慮し、宣誓を行わなくてもよいとの特例を定めることとした。その他、従来の外国人教師には給料等で特別措置を講じていたが、公務員としての外国人教員の場合にはそれを廃止し、日本人の教官と同等にするということにした。あとは国大協との協議のことと、関係各省とのつめ、内閣法制局との法律問題のつめなどが残っているが、現段階で

の案はこの資料のとおりである。

以上の説明について、概ね次のような質疑が行われた。

- 外国人教員を任用する手順、教授の資格の基準などはどういうことになるのであろうか。また定員の枠に入るのかどうか。
- すべて日本人の教官と同じ手順、基準でやり、もちろん定員にも入ることになる。教授のポストがあいた時、今までは外国人はその対象にならなかったが今後はなれるということである。
- 定年なども全く同じになるのか。また年金とか共済制度等の生活に関連した面はどうなるのか。
- すべて日本人と同じで一切差別はない。
- ビザは、どういうビザでくるのであろうか。
- 入国に関しては、特別な法的措置をとることはできない。3年間のビザをとり、それを更新することになる。
- 実施できるかどうかは大学間で差はあると思うが、ある大学のある部局で外国人教員を採用しようと思えば採用できる途が開けるということは、大変結構なことである。ただ人事権に制限をつけた理由と、その制限の将来の展望はどうなのか。
- 制限をつけた背景には、むずかしい法理論が背景にある。今の公務員法には外国人を公務員に採用できないとは書いてない。ただ、世界各国共通の法理のようなものがあって、外国人が、その国の公権力を行使するのはおかしいという考えがある。大学という機関において公権力の行使などということが問題となるのは、おかしいと思うのだが、その理屈

が通らない。将来の展望については、フランスなどでは10年前、西ドイツも2～3年前に外国人を教員にする途を開いている。国際的な情勢の変化によって変わるかもしれないが、今のところ何とも言えない。

- 教授会では、カリキュラムの編成や学生の退学処分、予算などのことも関係してくるのであるが、それは、公権力の行使ではないのであろうか。
- どこまでが、公権力の行使であるかは、むずかしい問題である。しかし、教員を任命するという行為は公務員を採用するということであり、まさに、それは、公権力の行使に当たる。予算も公権力の行使ではないかと考えられないこともないが、そこはできるだけ狭く考えて、明確に教授会に与えられているのは人事権だけだから、それだけはやむをえないということである。従って、それ以外のカリキュラムの編成とか、退学処分の判定には加われるということになる。
- 今までは、その者が優秀であっても外国人であるがゆえに助手どまりということがあったが、これからは上への途が開けるということになるので結構なことである。
- 外国人教師は本国法の適用を受けるが、本国法の適用を受ける場合、日本人の教授だったら規制がないのに、外国人教授ゆえに規制されるという問題がでてくる。例えば、本国から帰国要請があった場合、学期の途中なので帰国を教授会が認めなかったりした場合である。

概ね以上のような意見の交換があった後、この件を午後の総会に報告し、各大学で基本的な考え方について意見を出してもらうことになっ

た。そして、それを踏まえて第5常置の結論を出すことにした。

2. オーストラリア学長の招待について

委員長より、来春来日するオーストラリアの3学長の招待の準備については、10月中に来日するフィリピンの3学長の受入れ準備に当る「招待準備委員会」の作業内容の中にこれを加えてもらうこと（委員のメンバーは変るが）を、午後の総会で報告して了承を得るつもりであるので、ご了承願いたい旨が述べられ、了承された。

3. その他

1, 2の議題のあとで次のような意見交換があった。

- 短期在外研究員は成果があがらず、評判もよくないとの風評もあるので、この問題について検討してほしいとの文部省側からの提案があった。
- 国際研究集会に出席する人数をもっとふやせないか。そうでないと若い人にはなかなか海外出張の順番が回ってこない。
- 国際研究集会のセレクションにおいてはチャマンのような人を採用して、初めての人はなかなか選ばれにくいようである。そのため、若い人は私費でいくことになる。
- 国際研究集会においては、文部省は大学が

申請した序列を尊重することのようなので、若い人を行かせたいのなら上位に推薦すれば考慮してもらえるのではないか。

- 結局、若い人を行かせるためには、人数の絶対量をふやしてもらうより仕方がない。要望をだす時には、漠然とではなく、何%ふやせというように具体的な数字を出した方がよいと思う。秋までに実情を調べて要望書を出したい。
 - 学術振興会に対しては、国大協は、あまり接触していないが、もっと積極的に接触した方がよいのではないか。
 - 学術振興会は、国大協と違って決った枠の中で事務的に処理するだけである。国大協とやかくいうべきではない。国に対して学術振興会の予算増額を要求すべきであり、各大学がこれを有効に利用すればよいのではないか。
 - イギリス、ドイツでは外国人に対する外国語教室の施設が整っている。日本語教育の施設をもっと外国人に対して設けるべきではないか。
 - 留学生に対しては、各大学の中に日本語教育の機関を設けている。留学生以外の外国人に対して、そういう施設を設けるべきかが問題になる。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和53年5月18日(木) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 今村委員長

和田, 九嶋, 畑, 大石, 太田, 蓼沼, 佐野, 三上, 川

村, 竹山, 小西, 円藤, 中塚各委員

高梨, 慶谷, 佐藤, 萩原各専門委員

(文部省) 大塚審議官, 滝沢大学課長, 舟橋人事課副長, 他2名

今村委員長主宰のもとに開会。

議事

1. 昭和54年度国立学校特別会計予算(概算要求)について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、昭和54年度国立学校特別会計予算(概算要求)に関する議題について文部省から大塚審議官、滝沢大学課長、舟橋人事課副長のご出席を頂いたので、まず、文部省よりこれについての説明を伺い、そのあとで意見の交換をお願いしたい。

ついで大塚審議官から、お手許の配付資料「昭和54年度国立学校特別会計予算の概算要求について(説明資料)(案)」は、昭和54年度の概算要求に当り、各大学等からの要求に係るものの取扱いの方針を示したものであるが、基本的には前年度と特に変わったところはないと前置きして、同資料の概要の説明があった。

ついで滝沢大学課長から、配付資料「国立学校特別会計教職員定員増加状況」その他に基づいて、定員問題、基準的経費の問題について詳細な説明があった。

以上の説明に関し次のような点について質疑

があった。

- 概算要求について、54年度においては特に変わったところはないのであろうか。
- 変わった点としては、「説明資料」の2-4)のところで「附属施設のうちの実習施設・センター等で集中管理、共同利用型の施設については、“学内の協力体制が整ったもの”について検討する」とした点が挙げられる。また、同説明資料の3「大学院の整備充実」のところでは、各項にわたり前年度とその表現が異なっている。その他は若干の字句訂正をした程度である。
- 「大学院の整備充実」については、従来より博士課程は原則的に新設は考えないという基本方針があつて慎重に扱っていたのであるが、いわゆる新設大学の博士課程を含めこの問題をどうするかということは、大学院問題懇談会において検討し、今後の設置方針を出すということになっている。そして、今月中にその最終方針を出すというスケジュールである。本来ならば、概算要求前にこの方針が出るのが建前であるが少し遅れている。しかし、この設置方針の要旨については、過般の国大協第1常置委員会で説明し一応の了解が得られたので、懇談会の正式答申前ではある

が、これを先取りのかたちでこの「説明資料」の中に盛り込み、抽象的表現ではあるが従来より多少前向きの姿勢を示すことにした。

- 「新設の医科大学（医学部）の入学定員増を進める」とあるが、ここを中心に医師の養成拡大を図るということであろうか。
 - 新設医科大学（医学部）については、講座の整備ということもあるが、それについては、定員増も考えてもらいたいという話もあるので、大学の状況をみながら定員増を考えたいと思っている。新設医科大学では、30講座で120名ぐらいの定員ということを考えていたが、現在は100名である。それで、取敢えずこれを120名とすることにしたいということであって、一般の医学部の定員増ということについては当面考えていない。
 - 教官研究旅費は本年度は6%増であったが、これでは学会出張1回分ぐらいにしか当らず、あとは教官個人の持出しになる。その点を配慮してほしい。
 - 単価改定は6%増であったが運賃改定分は別途考慮した。
 - 外国人教師の受入れは2カ年契約であって、その2カ年の期間を経なければ帰国旅費が出ないということであるが、外国人教師の方では、1年契約であれば、来日しやすいという事情もあるようである。これについて何等かの考えはないのであろうか。
 - 外国人教師との契約は普通は実質2カ年であるが、特別に立派な学者については、半年あるいは3カ月という場合にも別の規程で帰国旅費を支払う途はある。
- 概ね以上のような質疑応答があり、この問題についての協議を終了した。

（大塚審議官、滝沢大学課長、他1名退席）

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本日記付の要望書（案）は、去る5月15日開催の給与問題小委員会における討議を基にして作成されたものであるが、まず、これの作案に当たった高梨専門委員にその内容の説明を願い、それについてご意見を伺うことにしたい。

ついで原案が朗読され、引続き高梨専門委員から昨年の要望書に変更を加えた部分について説明があり、更に委員長より補足説明があった。

以上の説明に対して次のような意見が交された。

- 今回の要望書（案）では、昨年の要望書の第1項に掲げられていた「大学教官の俸給水準を大幅に引上げること」というのを削除したとのことであるが、その理由を伺いたい。
- 前年度までの要望は、10%~20%というかなり大幅な賃上げを考えていたのであるが、現在の社会情勢からみて、そのような文言を使って要望するのは適当ではないであろうという配慮からである。それと、昨年度の人事院勧告の結果、従来から問題となっていた義務教育教員とのいわゆる逆転現象も是正されたので、今回は特に「大幅引上げ」を掲げることは控えることにした。しかし、前文の中にその趣旨は盛り込んである。
- 1の「俸給体系の合理的な是正を図ること」のところで、「大学教官の俸給を、その職責にふさわしい水準に引上げる必要性が大である」ということと、「俸給の上下格差を縮小する」ということとを一つの文章に結び付けているが、後者は大学教官内部の格差是

正の問題であるので、前者とうまく対応しないような感じがする。

- そうであれば、1の項の見出しを「俸給水準の引上げならびに俸給体系の合理的な是正を図ること」というように修正すればよいであろう。
- 4の「管理職手当の適用対象を拡大すること」のところで、今年度の要望に評議員が新たに追加されているが、学科主任等もこれに加えてはどうか。
- ここでは全学段階の役職をその対象として考えているのであるが、学科主任の問題は更に検討することにしたい。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、承認された。

この要望書(案)については、1の表題の修正をして成案としたい。なお、5の「研究教育補助職員の待遇の抜本的改善を図ること」の項の末尾の文章中の「技術専門官制度小委員会を設置し」とある部分については、今年度の総会で、技術専門官制度についての提案が承認されれば、この部分は本文より削除して、この技術専門官制度の問題が単に小委員会段階での検討課題ではなく、国大協全体としての改善構想であるという表現としたい。

3. 研究休暇制の新設に関する要望書(案)について

このことについて委員長より次のように述べられた。

国立大学教官等の待遇改善に関連して、前回(5月15日)の給与問題小委員会において、サバティカル・イヤーの新設について要望書を出してはどうであろうかということになり、その

原案(配付資料)を作成したので、これについてご審議頂き、特に異存がなければこれを今年度の総会に提案したい。

ついで、この要望書(案)の作成に当たった高梨専門委員からその内容の説明があった。

以上の説明について次のような意見の交換があった。

- これに該当する教官は全教官の何%くらいになるのか。
 - 在職期間8年に1回、1年程度の休暇という案であるから、そう多数にはならない。
 - 附置研究所の教官は、この案の中に含まれることになるのであろうか。
 - 附置研究所の教官でも、現在は殆ど大学院の講義に関係していることでもあるので、それを含んでの考えである。
 - この問題には、まだ詰めなければならない点もあるが、今年度は一応こういう希望があるということを表明しておいて、今後具体的な問題を詰めていってはどうであろうか。
- 以上のような意見が交されたのち、この要望書(案)を総会に提出することを承認した。

4. 助手の任用および職務の実態に関する調査報告書について

このことについて委員長より次のような報告と提言があり、了承された。

助手の待遇改善の検討資料を得るため、昨年5月に実施した助手に関する2つのアンケートの集計結果をまとめた報告書がこのたび出来上がったので、これを各大学に配布することにしたい。なお、この調査は「助手の任用に関する調査」(機関調査)と「助手の職務の実態に関する調査」(個人調査)の2種類からなってお

り、それぞれ調査項目ごとのデータを紹介した後、これの要約を付している。助手の任用や職務内容は、学部・研究所等の慣行や専門分野の如何によって一様ではなく、したがって、これを一律に取扱いその待遇改善を図ることには問題があることは従来から指摘されていたが、この調査によってその実態はかなり明らかになった。ところで、この助手の問題は、この報告書の完成ということだけでその問題を打切るのでは意味が薄い。これを基に、更に助手のあり方についても検討しなければならないと思われる。しかし、この問題は第6常置の給与問題の観点だけから解決できる問題ではなく、制度改革にもかかわる側面もあるので、第1常置と連携をとって今後検討を進めることにしたい。

5. 定員問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

先に第6常置でまとめた「第4次定員削減と国立大学の实態」を各大学に送付し、定削が国立大学の事務系にどのような被害を与えているかということを紹介したがこれに対する意見を求めたところ、各大学から多くの意見が寄せられた。そこで、この資料を基にその結果を取りまとめ、実例により国立大学の特殊性を強調することによって定員問題に対応していきたいと考えている。

なお、この資料整理は6月の総会までに行い、これに基づく展望や主張は秋の総会までにまとめる考えである。

ついで、佐藤専門委員から、配付資料「第4次定員削減と国立大学の实態」に関する要望意見等>を基に、各大学から寄せられた意見、要望等についての紹介があり、ついで今後のま

とめの方針について次のように述べられた。

国立大学における定員削減の問題のまとめの案としては、まず、①第1次定員削減以後の経緯とその影響を述べ、ついで、②大学における研究・教育現場の特殊性をいろいろな角度から強調し、これ以上の定員削減は困難であることを資料によって訴える、この2点を骨子としてまとめ、前回の資料を補完して、「国立大学における定員削減の困難性」（仮称）として編集し直したいと考えている。

以上の説明があったのち、委員長より更に次のような補足説明があった。

定員問題については、一つの懸案となっている第4次定削の初年度分の積み残しの0.2%の処置の問題がある。これについては、これを最終年度（55年度）に回し、その間に抜本的な対策を考えるというような了解が文部省との間にできているとのことであるが、今なお明確な考えが出ていない。そこで、これについては、今後も検討を重ねて、国大協として来年春ごろまでに意思表示ができるように準備を進めたい。（舟橋人事課副長、他1名退席）

6. 小委員会報告について

(1) 専門官制度問題小委員会について

このことについて、和田委員より次のように報告があった。

専門官制度問題については、小委員会で検討した「研究技術専門官」の構想についての予備段階の調査が終り、この結果を踏まえて国立大学へのアンケート調査を行い、6月10日までにその回答を得ることにしている。このアンケート調査結果を基に来る6月19日開催の小委員会で検討を行い、最終的な意見調整をして、翌日の総会に報告するという段取りにしている。

なお、今回の各大学へアンケート調査を行うことについては、親委員会及び理事会に諮る時間的余裕がなかったため、小委員長より会長および第1・第6常置委員長に了解を求める措置をとったのでご了承下さい。

(2) 学費問題小委員会について

畑学費問題小委員会委員長より、前回委員会です承を得た「授業料問題についてのシンポジウム」の準備を進め、本日午後開催されることになった旨報告があった。

7. その他

(1) 専門委員の交代について

このことについて委員長より次のように諮られ、異議なく承認された。

この委員会の専門委員であった石塚龍之進事務局長（東京医科歯科大学）が退官され、本年

4月から国大協事務局長に就任されたので、その後任として東京医科歯科大学の平間巖事務局長を専門委員に委嘱することにした。

なお、筑波大学事務局長稲野信力専門委員も同大学を退官されたが、その後任の人選については委員長にご一任願いたい。

(2) 助手問題の検討方法について

本日の議題の4「助手に関する調査報告書」に関する協議の際に提起された「助手のあり方についての検討委員会の設置」（第1常置と第6常置の合同小委員会）に関連し、そこでの検討の範囲を助手以上の講師・助教授まで拡大するかどうかについて論議され、これについてはまず助手問題を中心に検討し、その結果必然的に講師・助教授の問題に連動してくる場合には親委員会にその旨を諮った上検討を進めるということにした。

第6常置委員会

日時 昭和53年6月21日（水）10：00～12：00

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 今村委員長

和田、九嶋、宮島、畑、大石、太田、佐野、三上、川

村、竹山、小西、円藤、中塚各委員

高梨専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり述べられた。

昨日（6月20日）の総会で国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について、その内容の一部を再検討してほしいという意見が若干の学長からあり、席上検討を約束したので、本日はそれについてご検討頂きたい。また、研究休暇制（サバティカルイヤー）の新設については、

次期の総会までに問題点の検討をするということです承を得た。

議事

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて委員長から次のとおり述べられた。

この要望書の原案について昨日の総会で問題とされた箇所は、一つは第1項目の「助教授、講師の等級の合体化と助手の3等級格上げ」の部分について再考してほしいということである。その理由は、講師という職制を無くすことは支障があり、また等級についても助教授と講師とは別建になっていた方が種々都合がよいということである。いま一つは、第4項目の管理職手当の支給を学生委員、補導委員に限定することについては問題があるのではないかという意見であり、これについても再検討することを約束した。ついで、この2点について、総会での意見の主旨に沿った文章に修正したいと思うが、どのような表現にしたらよいかご意見を伺いたい。

これについて次のような意見交換があった。

- 現在講師である者は2等級に格上げし、助手については、全てを3等級にするのではなく、4等級も残すという意味で表現に含みを持たせたらどうであろうか。
- 助手の中には事務助手等もいるが、これらについては3等級にする必要はないとの意見もあるが、助手を3等級と4等級に分けることはよくないと思う。
- 職種として助教授、講師、助手の区分は従来通り存続するのであり、等級についてのみ格上げすることについては差支えないと思われるが、講師、助手をそれぞれ2等級、3等級とすることについては人事院の反撥が強いと予想される。
- 従来から人事院に対して要望してきたことについては、それを変更しない方向で表現を修正したらどうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から、要望書の主旨については原案通りとしたい旨の提言があり、それに沿って文章を修正することが了承された。

次に第4項目の学生委員、補導委員に管理職手当を支給することについての意見交換があり、これについては特に学生委員、補導委員に限定しないという趣旨に基づき文章上これを特に明記しないことが了承された。また、第3項目の指定職定数の増加要望について、部局長に学生部長も含むことを明記されたい旨の発言があり、昨年と同様な表現をすることで了承された。

なお、委員長から助手に関しては、助手問題に関する新しい委員会が出来た場合、今回の要望書がその委員会の審議を拘束するものでもなく、またその結果によっては、要望書の修正も可能である旨附言された後、第1常置委員会との合同小委員会について4～5名位ずつの委員を双方から選出することになっており、第6常置としては和田、宮島、蓼沼各委員及び高梨、舟橋各専門委員を推薦したい旨提言があり了承された。また、ここで、荻原専門委員の後任として舟橋東京大学庶務部長に専門委員を委嘱することが併せて承認された。

2. 研究休暇制の新設について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この研究休暇制新設の要望書原案について、総会では、8分の1の教官が空くことで生じる研究教育上の問題と、制度化したことによって、逆に現在よりも自由に海外に行けなくなるのではないかという主旨の意見があった。研究休暇制の新設に関しては、昭和48年の大学運営

協議会で出された「大学改革に関する調査研究報告書」の中でも触れられており、この制度の新設によって、定期的な国際交流を計るというのが、国大協としてこの問題を取上げる出発点であった。そして、その際予想される障害として、留学費用、研究教育の空白、留学先と交渉を円滑にする公的機関等のことが指摘されている。それらの問題についてもまだ十分に議論されていないので、この問題については今後給与問題小委員会を検討することにしたいと思うので、ご了承いただきたい。

これに関し、具体的な条件設定をしてアンケートを取って見たらどうかという意見があった。

3. その他

(1) 専門官制度問題について

高梨専門委員から、先に各大学に依頼した「研究技術専門官の構想に関するアンケート」の回収状況ならびに今後の作業日程について次のとおり報告があった。

6月16日現在48大学から回答があり、原案に

対して基本的には賛成であるとの回答が大勢であった。なお、今後のスケジュールは7月下旬に小委員会を開き、部分的に修正可能な意見は取り入れて修正案を作り、第1・第6常置に回付し、9月にそれぞれの常置委員会の意見を踏まえた上で、もう一度小委員会を開き、秋の総会までに間に合うように最終案を作成したい。

(2) 定員問題について

委員長から、定員削減に関して各大学から寄せられた意見資料の整理を佐藤専門委員に作成して頂き、秋の総会前に常置委員会で議論した上でまとめた旨述べられた。

(3) 財政問題について

委員長から今回まとめられた「大学財政に関する報告」について、次回の常置委員会までにその内容を勉強し、それに基づいて大学財政の問題を検討していきたい旨述べられた。

(3) 学費問題について

畑学費問題小委員会委員長から、小委員会を強化するため委員の増員の要望があり、新たに三上、円藤各委員および塩野専門委員を加えることが了承された。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和53年6月20日(火) 12:00~13:00

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 北村委員長

吉田、豊田、吉利、脇坂、石塚、須田、小坂、具島、

武谷各委員

尾島専門委員

(文部省) 五十嵐医学教育課長、他1名

北村委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より次のような挨拶があった。
本日ご協議頂くことは、医学及び歯学教育の

修士課程の設置の問題であるが、これについては昨年の委員会(11月14日)で文部省より、その構想についての説明を伺った。しかし、その

後の状況については、しばらく何の連絡もなかった。ところが、このたび急に文部省の方から、この構想の検討が進捗したので、国大協に、その状況報告をし意見をお伺いしたいという連絡があった。そこで、総会の最中ではあったが、急遽この昼の時間に、お集まり頂いた次第である。

についてはまず、五十嵐医学教育課長からその後の状況について説明を伺い、協議することにした。

議 事

1. 医学及び歯学の修士課程について

まず、五十嵐医学教育課長から、配付資料「医学及び歯学の大学院修士課程について（検討案）」を基に、概ね次のような説明があった。

(1) 状況報告

前回（11月14日）この委員会で説明した要旨は議事録記載のとおりである。ところで、この問題については、大学設置審議会（昭和51年10月）の中で、「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について」ということが、その分科会において検討され、作業が進められていた。

その医学・歯学部大学院構想の考え方として、次の諸点が挙げられている。

- ①基礎系のものと、臨床系のものを融合したようなものであること。
- ②研究科の専攻の中でも、従来から臨床専攻の方がその対応性が強いのであるが、その対応ということを考えることよりも、むしろ学問領域の広い前向きなものとして考えるということである。
- ③修業年限については、博士課程は従来4年であるが、それを固定的なものとして標準的

な修業年限とする。

- ④履修単位については、従来50単位であったものを30単位に減らして、学的研究活動を重視する。

なお、これからは医学・歯学に関連する学問の領域が広くなり、生命科学というような高度な生物関係の学問と、医学関係の学問との結びつきを図らなければならない。そのためにも、その大学院は、医学・歯学の学問を修めたものを対象とするだけでなく、他の分野からも広く考えなければならないということであって、医学及び歯学部以外の卒業者を対象にして、医学・歯学の教育・研究の指導者養成を目的として設置されるものである。

この大学院は、基礎医学の研究者が不足しているから考えるというような消極的なことではなく、もっと積極的に前向きに考えていこうというものである。

ところで、この前向きということについては、これからいろいろと検討していかなければならないことであり、これが設置については慎重を要することでもある。

前回（11月14日）の委員会で説明した骨子案は、次のような順序を踏まえて、作成されたものであった。

まず、大学局の中に教育・研究協力者会議というものを設け、そこで検討し、その結果をまとめた上で大学設置審議会の中の大学基準分科会（53.2.4）で審議されたものであった。

ところが、その後になって、この問題については、大学基準分科会の中に特別委員会を設けて、十分検討すべきであるということになり、特別委員会が構成された。

この特別委員会は、これまでに4回開かれて審議が行われ、その結果、まとめられた原案

は、本日配付した資料のとおりである。

ところで、この案の締括りとして、この6月27日の基準分科会の総会に、この原案を提案し、これが承認を得ることができれば、後は法制上の手続をとることになる。

以上がこれまでの状況である。

(2) 医学・歯学大学院修士課程についての検討案説明

これについて、同課長から次の項目を基に詳細な説明があった。

- (1) 修士課程の目的
- (2) 教育内容
- (3) 課程修了の要件
- (4) 学位の名称
- (5) 教員組織
備 考

以上の説明について次のような質疑および意見の交換が行われた。

- 第1点は、基礎医学の方では、例えば理学部を終えた者と、医学部を終えた者とを比べると、研究者としては、明らかに医学部を終えたものが不利であるということから、医学部も4年間の課程を修めることなく、早くから研究に専念できるようにすべきであるという意見はある。このようなことから、医学部・理学部を問わず同じ条件で大学院の課程を踏まなければならないかどうか、ということには問題があるのではないかとと思われる。

第2点は、いろいろな学部を卒業または修了したものが志願してくるとなると、その選考の基準はどこにあるのであろうか。

第3点は、他の系の修士課程と、この構想の修士課程とでは、その概念が違うように思われる。他の修士課程においては、学部学生

よりもある程度高度のものをやるというものであるが、この修士課程では、医学に関しては学部程度の基礎的なことを教えることにはなるのではなからうか。

- この修士課程のカリキュラムを編成するに当たっては、相当に議論があった。確かに必修科目については、基礎、臨床を含めた医学部の復習程度の内容である。しかし、例えば、理学部等を卒業しているものであれば、一応の研究生活的なものを体験してきているのであるから、将来それぞれ医学の特殊な分野を追求していく上に必要な限度のものを教えておけばよいのではないかというような考え方である。

次に、この修士課程は、初めからこれを全国的に設けるというのではない。まず1～2箇所のところを設置し、その結果をみた上で、これを一般的に設置するかどうかを考えることにしている。

- この修士課程を修了した者の就職先はどのような方面になるのであろうか。
- その多くは博士課程へ進学することになるであろうということで、これを中心にして考えている。それ以外の者は、例えば、薬学関係、公害関係の研究職というようなものに就くことになるのではなからうか。
- この修士課程を設置する場合に留意すべきことは、かつての看護学科を新設した場合の例である。

看護学科新設の場合は、教官組織を整備する前に学生を募集した。そのために教官組織が追いつかず、困難な事態を生じた。これは、教官が容易に定着しないからである。今度の場合でも、教官が本当に教育研究の場として定着できるようにカリキュラムの編成等

において十分考慮する必要があると思う。

- この修士課程を終えた者の殆どが博士課程へ進学するというのであれば、今後の博士課程の考え方も少し変えられていくのではないであろうか。
- 現在のところは、従来の博士課程の性格を変えるというつもりはない。しかし、変えないにしても、この修士課程の特色を生かそうとすれば、博士課程の中にも学際的なものを取込むというような考え方もあり得るのではないだろうか。
- この修士課程の構想は、以前に話題となっていた留学生のための修士課程設置の問題とは、別個の問題として考えられたものであろうか。
- 留学生の問題については、何れの国でも留学生のための特別な修士課程というものはない。勿論、この構想も留学生問題とは別個のものであるが、しかし、この制度を活用できないことはないであろうという議論はある。ただし、留学生のマスターとして、ここで臨床実験をやったというような錯覚が出てくるようなことがあっては支障があるので、その点は注意すべきであろう。
- この構想については、教育内容等について十分な検討がなされているのであろうか。例えば、カリキュラム等は、どのようなものが考えられているのか。その内容がわからなければ、この制度がよいのかどうかというような意見は簡単には述べられない。そのほか、この修士課程がどのように博士課程に連絡するのか、一般大学の一貫した学部の上にある大学院とどのように違うのか、何のための目的に設けられるのか、その辺を明確にする必要がある。注意すべきことは、1年前期でこ

こに述べられているようなことを行えば、医学知識がつくであろうというような説明であったが、医学知識というようなものは、そのような簡単なものではない。

- この修士課程を設けようという発想は、どこから起ったものであろうか。
- 51年の10月に、大学設置審議会で国大協等からも意見を伺い、前向きに考えていってはどうかであろうかという大体の承諾は得ているわけである。
- この修士課程の目的のところに「医学部又は歯学部以外の卒業者を対象とし」とあるが、自然系の学部は勿論であろうが、人文系の学部の卒業者も含むものであろうか。
- これは主として理学部系の者であろうと思う。
- それらについては、どのような科目の単位をどれだけ履修しておればよいかというような規程でもあるのであろうか。
- 別に規程というものは考えられていないが、生物関係（生物学、薬学、栄養学、農学、獣医畜産学）や理工学関係（数学、物理学、化学、工学）、そのほか、保健学、看護学といったようなものを主として修めておればよいのではないかということである。また、人文系のものにあっては、この基礎の学問に耐えられるものであればよいのではないかというような議論であった。

以上のような質疑応答があったのち、委員長より、この案については、国大協の方で検討して意見をまとめればよいのか、あるいは黙認すればよいのか、どのようにすればよいのかとの発言があった。これに対して文部省側からは、このようなことで任せてもらいたいという意向

が述べられたが、これについて更に次のような意見が交された。

- ただ今の説明だけでは、無条件で賛否を述べることはできない。
- 全国の医学部長会議で、この問題は随分討論されたのではなからうか。その傾向についてお聞かせ願いたい。
- 医学部長会議の意見としては、この制度を設けることについては別に反対意見はなかった。ただし慎重にやるべきであろうという意見はあった。
- この修士課程は、既存の教官組織で行われるものであろうか。
- 医学部の枠の中の既存の教官組織で、その殆どを行うことを考えている。
- 医学部の既存の教官組織で学際的な学問ま

でをやるということであるが、その考え自体がよくわからない。

- 学際的な分野については、医学部以外の教官の応援を得て行うという考え方である。
 - この修士課程を試行的に行うということであれば、これを認めることにしてはどうであらうか。
 - 試行的にせよ、認めることは、この制度に賛成するということになるので、現在の時点では、賛否いずれとも言えることはできない。なお、この問題については、国大協以外の機関（例えば、医学部長・病院長会議等）においても検討すべき問題ではなからうか。
- 以上のような、意見があって、本日は結論に至らず次回に持越しとなった。

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和53年6月22日（木）10：00～12：00

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 北村委員長

吉田，豊田，吉利，脇坂，石塚，須田，小坂，具島，
武谷各委員

堀，尾島，中川各専門委員

（文部省） 五十嵐医学教育課長，他2名

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日は、前回に引続いて医学・歯学修士課程の問題についての検討をお願いする。ところで、この問題について文部省としては差迫った事態のようであるが、国大協としては慎重に検討を要する問題でもあるので、まず自由討論のかたちで協議に入ることにしたい。

議 事

1. 医学及び歯学の修士課程について

この問題に関し、次のような意見の交換が行われた。

- まず、この問題について、全国医学部長会議における議論の状況について説明を願いたい。
- 52年の全国医学部長会議において、医学系大学院修士課程設置についての提案があり、

また、52年の11月には、パラメディカル専門職の養成についての修士課程制度のことが、医学部長・病院長会議において提案されている。それによると、「医学部に大学院修士課程を併設して、これに対処することが、目下の急務であるとする」ということであった。また、最近白書が出され、その中にも「他学部出身者及び外国人医師希望留学生に対するためにも医学修士課程の設置が望まれる」という一項が入れられている。

なお、大学設置審議会から50年7月に「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について」という中間報告があった。それに対する医学部長会議（50.11.21）の意見として、次のような主旨が述べられている。

- ①前向きに検討する
- ②大学院の課程は博士課程とすることが当然と考えられる。
- ③修士課程の設置は、他の分野から医学への参加の途を開くと共に、医学指導者の養成に寄与するので、賛意を表する。
- ④制度の設立を強く希望するものである。
したがって、早急に施設・設備・教官・研究補助員・事務組織を含めて検討されるよう要望する。

以上のものであった。また、最近の医学部長会議でも、医学・歯学の修士課程設置構想に対しては、別に反対意見は出ていない。歯学部長会議での状況も同じような意見である。

- この委員会のこれまでの見解についてみるに、「医学教育の改革に関する調査研究報告書」（51年2月）の中で、「医学修士課程については、現状における否定的見解と、将来を展望してこれを必要とする意見とがある

が、博士課程そのものに多くの問題を抱えている現状において、ここでは結論を保留したい」とある。その後になって、博士課程について、業績ある者よりも能力のある者を養成することを中心とするような考え方に変わった時にも、医学部の中では、博士課程、修士課程の問題が議論となった。その時は、51年の頃より前向きの姿勢で修士課程の問題を考えていくということであった。

このように、前向きに考えていくということは、現在も変わらない。なお、その後の状況については、52年11月のこの委員会で、文部省の方から関連教育病院の問題と修士課程の問題について説明があった。その際は、この修士課程の内容について大筋の構想案が示された。それに対してこの委員会では、もっと具体案が示されてから検討しようということであった。

ところが、国大協にはその後何の連絡もなく、今年の2月頃になって急にそれが具体化して、一昨日初めてこの案が示された。そうして、これについては、検討する余裕もなく、この6月26日の大学設置審議会の総会（以下総会）に提案するということである。

- この修士課程の設置は、まず次のような条件が充たされるところで実施することが考えられている。
 - ①その目的、性格にかんがみ、基礎となる医学部又は歯学部の教育・研究組織が充実していること。
 - ②関連領域の教員による教育及び研究指導の参加が十分期待できる大学であること。
- 最近の状況では、基礎医学の方に医学部卒の者がだんだん増えてきている。このような状況の中では、折角他学部卒の者が入ってき

ても、医学部の中にあつては、やはり医学部卒のものを主として育てていくという考え方が多い。この辺について、この構想に疑義がある。

- 大阪大学の医学部編入制度の例で見ると、他学部から編入した者は非常に臨床志向が強い。これは医学部入学の困難さから、医学部志望への途が中断されていたためのものであるかもしれないが、この志向は当分はなくならなからう。そこで、医学志望者のために、このような途を開いたことが医師過剰論につながる恐れがある。しかし、過剰論ということで消極的になっては何も出来ない。そのような事情から積極的に、この制度を押し進めていこうという考えである。
- 大学院制度全体のものの考え方に対して、この修士制度の考え方は非常に特有の医学の考え方のように思われるが、これが他に影響を及ぼさないものであろうか。

ここで、カリキュラムについて「医学及び歯学の大学院修士課程に関する特別委員会」（以下特別委員会）において検討している資料「医学又は歯学の修士課程におけるカリキュラム展開例(参考)」が示され、これについて次のような意見が交された。

- このカリキュラムの内容を見るに、これは基礎医学をいかにも圧縮したものであるように思われる。これについて特別委員会では、必修科目だけについていえば、確かにそのレベルは予備部門のようであるが、選択科目を上手に活用することや、あるいは、特定分野の研究指導を行うということによって、その分野のところを伸ばすことは出来るのではないかというような考えである。しかし、ま

た、一方では、この修士制度については特例として考えるより仕方がないのではないかという意見もあった。

- この修士課程には専攻分野の違ったものが就学することになるのであろうが、その場合、この修士課程はいくつかの専攻分野にわかれることになるのか。その辺はどのように考えられているのであろうか。
- 専攻については、医科学専攻一本というかたちで考えるということである。
- 専攻を一本にするとすると、この必修科目の基礎医学では全くレベルが低くて、薬学及び生物系を卒業してきた者にあつては、総論を聞いて失望するのではないかという疑念がある。
- これについては、特別委員会の中でも、相当に議論はあつたが、第1年次で必修科目をやり、第2年次で選択科目をやって、指導教官がついて修士論文を書き上げるというようなことにすればよいのではないかということである。
- この修士制度に限り特例を認めるということであるが、そのとおりであらうか。
- この修士制度に限って、特例を認めるということになる。
- ここでは、学際的な素養をもった人間形成をするということであるが、学際的な研究・教育をするのであれば、教官組織もそれなりに組織化されたものでなくてはならないと思う。それなのに、医学及び歯学の大学院修士課程についての検討案によれば、「この修士課程の目的からして、関連する他の学部、研究所等の教員の参加を得ることが望ましい」とある。教員参加とか、あるいは善意の協力というような曖昧な表現でなく、その点は重

要であるので明確に文書化しておくべきであろう。また、教育組織にあっても、専門コースを決めて、それに応じた研究・教育を施すのでなければ十分であるとはいえない。

- これについては、今度の研究部会の総会においてよくその意見を踏まえた上で議論することにしたい。
- この修士課程の性格について、理念として異論はないのであるが、これが一つの便法として設けられたもののように思われる。果してそれでよいのかという疑念はある。また、一つには、現在医学士というレベルがあり、今度仮称ではあるが医学修士というものができるとなると、現在医師国家試験不合格者の数が年々増加している傾向にある時、実際問題として、この制度が広い領域の観点から要求されるものであるかどうかは疑問である。
- 医学部の中にあっては、医療技術の進歩につれて、医療技術者の中堅幹部の養成を今の中に何とかしなければならぬのではないかという考えはある。そこで、それでは自前でやればよいではないかという意見もあるが、それには、また困難な状況もあるので、やはり拠点大学を設けてやるべきであるという要望はある。このようなことから、この修士制度も、そのような線に沿って考えられているものだと思う。
- この修士制度の設置の理念においては、反対意見はないのであるが、実施の方法については、なお不安となる要素もあり、また国大協としては、大学の組織制度に関わる問題でもあるので、第1常置とも諮って慎重に検討したい。
- 特別委員会では、この6月27日の総会にこの案を提案する考えでいる。そこで文部省

は、事前に国大協に報告して、意見を伺っておくべきであろうということで、一昨日から、この委員会で議論をして頂いたわけであるが、その議論の結果は必ずしも十分な了解が得られたわけではない。それで、文部省としても、一応は総会にこの問題を提案するが、これについては、国大協の議論の主旨をよく踏まえた上で善処することにしたい。

- この問題については、このように現状では、いろいろな意見がある。それを、この辺で無理に押切って見切り発車をしてもどうかと思われるので、もう少し時間を掛けて検討して発足した方が、将来のためにスムーズにいくのではないであろうか。

以上のような意見の交換が行われたのち、委員長からの次のような提言があった。

この制度の設置について、その主旨には反対するものでなく、前向きに考えていこうというのが、この委員会の全体の姿勢である。しかし、具体的な面ではなお検討しなければならない問題があるので、第1常置との合同の会議を開いて、10月頃までに積極的な意味での検討をしたいと考えている。このように思っているので、この6月27日の大学設置審議会の総会では決定ということには至らないようにしてもらいたい。

これに対し文部省側より次のとおり述べられた。

国大協としての意見の主旨はよく了解したので、善処したい。特に教官組織、カリキュラムの編成等については、なお検討を要する事項であるので、そのことについては、十分総会で伝えておくことにしたい。

次に、筑波大学の事情について、次のような

発言があった。

筑波大学においては、来年度生物学系の卒業
者が出るわけであるが、その中に20名位の医学
生物学専攻の学生がいる。これらについては、
医学修士課程が将来設けられるであろうという
ことを想定して就学してきている、というよう
な事情があることをお伝えしておきたい。

これについて次のような意見が述べられた。

そのような事情については、この委員会として
今ここで初めて伺ったことである。しかし、こ
れが、この修士課程設置を急がなければならない
一つの理由であるとすれば、もっと以前に、
この委員会で筑波大学の事情について紹介され
るべきであったと思う。

以上のような意見が述べられて本日の議事を
終了した。

教養課程に関する特別委員会

日 時 昭和53年6月19日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 武谷委員長

加藤、久保、林、円藤、竹山、岳中各委員

鬼沢、柘植、中川、式部、佐久部、緒方各専門委員

武谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、今度新たに就任した次の
専門委員の紹介があった。

鬼沢 貞(岩手大学)

柘植 利之(名古屋大学)

中川 努(大阪大学)

ついで、教養部問題検討のその後の作業経過
について次のように述べられた。

すでに教養部の改革を実施している5大学
(岩手、東京、名古屋、大阪、広島)について
は、昨年までに、そのケース・スタディを行っ
た。また、この結果をまとめるについては、こ
れを中心に、そのほか「複数の、学部はあるが
教養部を設けていない大学」あるいは「単科大
学」の問題についても触れた報告書の作成をし
ようということで、本年に入っても、これまで
に3回小委員会を開催して、その資料作りを進

めてきた。この教養部問題に関する調査研究
は、当初はこの6月の総会を目途として報告書
を提出したいと考えていたが、作業の過程で、
この問題はそう簡単にはいかないことが分って
きた。それで、報告書のまとめは、この秋の総
会を目標にして進めたいと考えている。本日は
ただ今までの作業の進捗状況について報告を
し、これについてご意見を伺いたいと思うので
よろしくお願ひしたい。

以上のような挨拶があって議事に入った。

議 事

1. 報告書のまとめについて

まず、久保委員から配付資料「国立大学教養
課程組織改編に関する実情報告書(仮題)案」
に基づき、次のような説明があった。

報告書(案)の構想として次のような項目を

考えている。

(1)国立大学の一般教育と教養課程の諸問題

(2)教養部組織の改編とその方向について

(主として教育の研究教育条件の立場から)

(3)いわゆる制度的二重構造と東京大学教養学部
の現状

(4)広島大学総合科学部の創設

(5)岩手大学人文社会学部の創設

(6)大阪大学言語文化部の設置

(7)名古屋大学語学センターの設置

(8)名古屋大学総合保健体育科学センターの設置

(9)九州大学健康科学センターの設置

(10)東京大学教養学部組織改編計画

(11)名古屋大学教養部組織改編計画

(12)再び教養部組織の改編とその方向について

(主として大学における一般教育の立場から)

(13)教養部を置かない大学での教養課程の問題点
と改善の方向

「付 関係資料」

概ね以上のような構成で報告書をまとめたい
と考えているが、その内容について若干ご説明
したい。

この中(4)~(8)章までは、この委員会の席上
で、当該大学関係の各委員から教養部の組織改
編の説明を伺いその事情を聞いたものである。
(9)章の九州大学の健康科学センターの設置につ
いては、この春に設置されたので、まだこの特
別委員会では事情を聴取していないものである
が、名古屋大学の総合保健体育科学センターの
設置と関係もあることであるから、これにつ
いても簡単に触れておいてはどうであろうかと考
えている。(10)、(11)章については、教養学部ある
いは教養部の組織改編計画であるので、その点
を配慮しながら述べることにしたい。

以上の章は、ケース・スタディを行った結果

をまとめたものであるが、その前後の章は、こ
の報告書を単にケース・スタディについての各
論的、事務的な報告に止めず、教養部問題全般
に亘る報告書とするために設けた章である。

そこで(1)章では、一般教育と教養課程の問題
について、解決すべき諸問題がこれまでに諸所
で議論され研究されていると思うので、それ
について述べることにした。これらの諸問題は、
教育組織の改編ということによって解決されて
いかなければならない問題であろうが、それが
現在、教養部改編実施によってどの程度解決さ
れつつあるのか、また、何がネックとなっている
のかというようなことを、ここである程度掘
下げて解明したいと思っている。

(2)章では、ケース・スタディを行った5大学
は、岩手大学を除いて多数の学部を擁する大き
な大学であるので、これらの大学における場合
の事情について述べた。これらについて考えら
れることは、教養部の改組の方向として、一つ
には、制度的に二重構造をもった教養部解消と
いうことがあり、いま一つには、教養部の形を
変える際に必ず問題になると思われる外国語科
目の教官組織あるいは保健体育科目の担当教官
組織といった、教官組織の位置付けということ
がある。そこで、以上の2点を指摘しながら教
官処遇の問題を明らかにしていきたい。

(3)章では、制度的二重構造ということで東京
大学教養学部の現状を述べて、今度新しく二重
構造をもつようになった新設の組織について、
これらが遭遇するであろうところのものを、20
年の歴史をもった東京大学教養学部
に照合して予測してみてもどうであろうかとい
うことである。しかし、このような問題を(3)章で扱うのが
よいか、あるいは後の方で章を起こすのがよ
いかについては検討を要する問題であると思
う。

(12)章では、再び教養部組織の改編について、一般教育の立場から解決しなければならない諸点について、それを取上げて論じてみたい。また、ここでは総括というような意味もあって、今後の方向に対する意見というようなつもりで述べることにしたいと思っている。

以上で、はっきりしたかたちで行われた教養部組織の改編の問題についてはひとまとめになるのであるが、ケース・スタディを行った大学が大きな大学に片寄っているので、教養部を置かない大学における教養課程の問題ということについても、報告書で取上げておく必要があると思われるので(13)章を設けてはどうかと思っている。報告を作成するに当っては、できるだけ在りのままの状態を述べるのが各大学で役立つことになるかもしれないが、それでは当該大学に迷惑になるということもあるので、その辺をどの程度に述べるかが問題である。また、現在、将来計画がある大学がこの中にもあることであるから、できるだけその妨げにならないように配慮して述べるつもりである。

以上が報告書構想の内容であるが、(12)章については緒方専門委員が主として担当されてまとめられるので、そのご意見を伺っておきたい。

ついで、緒方専門委員から(12)章をまとめるに当たっての考え方について、配付資料(メモ)を基に次のような説明があった。

国大協の大学運営協議会が作成した「大学改革に関する調査研究報告書」(48年12月)の中で、教養部問題として取上げられているものに次のようなものがある。

- (1) 大学にふさわしい研究・教育条件の欠落
 - a) 教育のための組織として(のみ)位置づけられている

教職員数、研究費、施設、設備

- b) 教育意欲の滅殺
低学年次学生のみ、教官・学生比の過大、研究と教育の乖離
- c) 学習意欲の不足
人的接触が少ない、補導上の欠陥、時間的ロス

- (2) 一般教育の改善
 - 教授負担の問題
 - 多人数教育の改善

以上のほか、全国国立大学教養(学)部長会議要望事項(53年5月11日)には次のようなものがある。

- 1) 一般教育担当教官、事務系職員の充実
- 2) 校費、旅費の増額
- 3) 非実験科目の実験化
- 4) LL、電算機、VTR装置の維持・管理費の新設
- 5) 一般教育の建物の必要面積の改定
- 6) 教育内容改善のための学科目等の新設
- 7) 教養部の研究機関としての位置づけと研究施設の新設
- 8) 一般教育研究海外視察団派遣制度の確立(短期在外研究員)
- 9) 外国語教育担当者の海外派遣制度の拡充
- 10) 教養部改革を含む大学改革について(の配慮)

以上のような資料を基にまとめたいと思っているのであるが、ここで意見を伺っておきたいことは、一般教育についてどの程度に述べておけばよいかということである。これについてご意見を伺いたい。

これについて次のような意見が述べられた。

- この(12)章では、一般教育をやるのに教育組

織がどうあるべきかということ深く掘下げていくのではなく、ケース・スタディをやっている、(2)章の観点から、教養部組織の改編が一般教育をやる上において、どのようなメリット、デメリットをもたらすものであるかというようなことを述べる程度のものでよいのではなからうか。

○ 現在実施されている改編によって、教官と学生の比がどうなったとか、あるいは、科目の新しいものが出てきたというようなことは書きやすいと思う。

○ そのことについては、個々の大学から詳しいデータが出ていることでもあるので、改善されたということがよくわかる。しかし、教官と学生の比にしても、ただ、割算をするだけでよいものではなくて、これが二重構造、三重構造になると、数だけで議論できない内容をもってくることになる。このようなことで、教官の負担と、負担を保障する能力といったような点での議論というものが、見切り発車で、やれば出来るのであるということ、教養部改組のスタートをしているものであろうから、果して改組によって、本当にこれがうまくいっているかどうかということは知りたいところである。

このように、(2)章を抜きにしては、肝心なことに触れていないのではないかとこの恐れもあるし、また、これを(4~10)の個々の章で述べることは可能ではあるが、如何にも個別にその大学の批判ということにもなりかねないので、むしろ(2)章を総括ということで批判することが望ましいことだと思う。

以上で報告書作成についての説明を終り、ついで次のような意見の交換が行われた。

○ 教養部の理想像というものについては、これはなかなか打出すことはむずかしいことではあるが、(2)、(3)章のところで議論があったように、一般教育をどこで責任をもってやるかということが教養部の一番中心になることだと思う。ケース・スタディによって伺ったところによると、学部になれば、研究・教育条件もよくなり、教官の処遇もよくなるという狙いがあるがなされているもののように思う。しかし、一般教育はどうなるかという疑念はある。それから(6)~(9)章のところでは、教養部の解体というか、分割をして、あるものを外に出しあるいは独立させて、一般教育をやるというものであろうが、これでは一般教育の責任体制が分割されて、却っておろそかにされるのではないかという気もする。一般教育はやるべきであるということについては誰も異存がないわけであって、一般教育をやるには総合でなければならぬと思うのであるが、それが総合でなくて段々分割していくということは、次第に専門化の方向に進んでいるように思う。昔の旧制の高等学校で見られたような総合的な人間形成というものと同一形ということは到底無理ではあろうが、高等教育の中のどこかで行われるということが必要ではなからうか。

このような点を踏まえた上で、その理想像というようなものについて、(2)、(3)章で、やはり触れておいてもらいたい。

○ 議論の中で、教養部の改組の達成度に違いがあるという問題が出たが、これは国の財政状態によっても左右されることではあろうが、不運にして、その達成度が一度圧縮されたものとなったとすると、一旦圧縮されたものはなかなか回復することが出来ないという

ところに禍根があるように思う。良いアイデアであれば、それは財政状態のよい時期になれば、また、復活してもらえというような弾力性があってもよいのではなかろうか。

- 広島大学と岩手大学との改組については、その理念において、それ程違いがあるものではないのであるが、現実としては、広島大学の総合科学部においては将来までのことが考えられて予算化しているのに対して、岩手大学の人文科学部については将来のことは保障なしで実施されたという現実がある。これなどは、既設の学部状況にも関わりがあるのかもしれないが、主として財政事情によるものであると思う。
- この報告書案によると、一般教育というものの自体に即した考え方が述べられているが、大学教育全般における中で一般教育のあり方というものについては触れられていない。これは、やはりどこかで触れておく必要があるように思う。
- (1)章の名古屋大学教養部組織改編計画については、これから文部省と大学で概算要求の折衝をするものであるから、一つの章を起こして書くという段階ではないように思う。名古屋大学の改組については、(7)、(8)章のところでも述べることになっているのであるから、これらを一つのセクションにまとめて、その中で、このような方向も全体像としては考えられているという程度のものでほしい。
- (2)章と(4)章を分けて書くということは適当ではないように思われる。これらの章の主なる設定は研究・教育条件というものであろうから、この報告書の流れとしては、このような改革案が出ているが、必ずしもこの改革が

一般教育を充たすには十分な解決とはならないものである、というような総括として、1つの章にまとめられるのではないだろうか。

- 報告書の全体の流れとしてまとめてみると、次のようになるのではなかろうか。
 - ①まず、現在の段階で、教養部改編というものがどのような発想からでてきているのか。
 - ②次は、それには、このような考えでこのようなケースがある。
 - ③そうして、最後にこれらについての評価ということになるのであろう。
- この報告書の狙いとしては、関係省庁のようなものを対象とした対外的なものにまとめるのか、それとも学内改革のためのものとして作成するのか、いずれであろうか。
- それには次の2つの意味があると思う。
 - ①教養部の改革は各大学の多くが関心を持っている問題である。その改革については、既にいろいろなかたちでその改編に着手しているところもある。そこでその実情が、具体的にはどのようなことをやっていて、どのようなメリットなり、デメリットがあるのかということを知るためのものである。
 - ②それと同時に、教養部という組織を改善するために、いろいろな点で文部省をはじめ関係省庁の協力と認識を深めるためのものである。
- 現在の枠内で一般教育というものが大学の課程の中で重要な比重をもって位置づけられてはいるが、しかし、これを担当している教官集団というものにはいろいろな問題があり、これについては何かのかたちでの改善計画というものをそれぞれの努力で考えられて

いるというのが、その実情である。このような状況の中で、国大協として、一般教育がどうあるべきかということを根本的に考え直さなければならないということであれば、それはまたそれとして考えなければならないであろうが、現時点では、現在の態勢の中で、この態勢をどう改善していくかということが先決の問題であるのではなからうか。

- 今回の報告書では、一般教育はどうあるべきかという基本的な問題については(1)章の中である程度触れることにして、現在の態勢で、これをどう改善すべきかということを主体に論ずればよいであろう。
- これまでのケース・スタディで感じたことは、プラスの面として次のようなものがあるように思う。
 - ①このような改革をすることによって、教養部の教官の研究意欲が高揚する。
 - ②教官の研究意欲高揚が、また教育にも反映する。
 - ③学問的には、横との連携によって幅広い研究ができる。
- 改革によって、教官の志気が揚がるということは確かである。しかし、このほか絶対数の少ない教養部の教官の立場が弱いということがあり、これが専門学部との格差にもつながる問題でもある。そこで、教官サイドからの改革というものが、事務職員を伴わないで行われるとなると、また問題を後に残すことになる。
- 教養(学)部長会議での要望書の中では、最後の部分に「教養部改革を含む大学改革」とあるが、その前には、現在の態勢のままでの施設の拡充とか、予算の拡大といったような要求があるだけであって、これでは、教養

部が機構改革をしなければ行詰ってどうにもならないといったような、切迫感のある要求には思われない。

- これは二様の受取り方があると思う。その一つは、教養部改革というものが、現在の教育がどうにもならないから行われるということであり、いま一つは、教育というものには手をつける意向はないが、いわゆる格差解消をするには、現在のままではどうにもならないから、何かのかたちで改革をするというものである。
- 教養(学)部長会議の要望の(10)項には、「目下、各大学の自主的改革案については、これを尊重すると共に、その実現のための財政的措置を講ぜられたい」という文章が付いている。
- これについては、4～5年前頃から、各大学で教養部改革を考えていることであるから、文部省の方へ予算のサポートをしてほしいという主旨で、近年継続的に要望として行われているものである。
- 教養部のあり方とか一般教育のあり方を改善する場合には、次の二つに分けられる。その一つは、制度というレベルで大きく改革しなければならないという方向づけをしている大学、他の一つは、必ずしもそのようなことではなく、個々の研究・教育条件(教官数・研究費・研究施設・設備)の改善で、改革のための目的が達せられるのではないかとこの考え方である。(4)～(9)章までをまとめれば結局このようなことだと思う。
- この報告書としては、教養部改革を実施し、更にこれをより完全なものにするには、予算と人員について、もっと積極的に考慮してもらわなければならないということ、全

体の結論としてまとめればよいのではなからうか。

- 文部省等の考え方の中には、医学部、歯学部等の新設にははっきりした目標があるが、一般教育の整備に関しては、その効果が目に見える程現われないということから、消極的になっているような節がみられる。そこで、このようなことから、今度の報告書では、教養部改革によって一般教育の充実の効果が具体の場で、このようになるのだということを知らせておく必要がある。
- 専門学部を抜きにして一般教育が独立して一人歩きするものではないのであるから、専門学部が、一般教育を経てきた学生をどう評価するかということで、それが、ストレートに一般教育の政策の上にも反映されなければならないものだと思う。

外国語教育の問題でも、専門学部の要求が、全く別々のかたちで出てくるという状態であるが、横との連繋ということが大事である。そのような点からして、現在行われている言語文化部や語学センター等の実績の積上げが学内に反映し、効果をあげて、外国語教育の問題をどのように解決していくかということは、今後のために意味のあることだと思う。

以上のような意見の交換があったのち、次に(13章「教養部を置かない大学での教養課程の問題点と改善の方向」)について、佐久間専門委員から、配付資料「一般教育主事の法制化」,「新

制医科大学における一般教育の問題」(浜松医科大学の場合)を基に説明があった。

この説明について、次のような意見の交換があった。

- 一般教育の責任体制の確立ということで、一般教育主事の法制化というものがなされたものであると思うが、今後の改革の方向として、名古屋大学の改編計画などには、一般教育機構というようなものが考えられているのではないであろうか。
- 名古屋大学では、新しく設置する大学の研究科を含め、一般教育と大学教育を併せた一般教育総合機構というような組織をつくるという考えはある。しかし、これはまだペンディングの問題であるので、報告書の中に入れるには少し早い段階のように思う。

以上のような意見の交換があったのち、委員長から今後の作業の進め方について、次のように述べられた。

- (1) 章建てについては、本日の論議を基に久保委員の手許で更に検討して案をまとめる。
- (2) 秋の総会に報告することを目標に作業をすすめ、その総会前の理事会に提案することにした。
- (3) 本日議論のあった、(1), (2), (12), (13)章について、これを重点的に検討するため、近い中に委員会を開催して最終案の詰めをしたい。以上をもって本日の議事を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和53年6月6日(火) 10:00~12:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 今村委員長
広根(代:浅野), 市古, 丸山(代:渡辺), 小坂,
円藤各委員
田辺, 藤井各専門委員, 深川臨時専門委員
(文部省) 遠山情報図書館課長, 田中専門員,
他1名

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり述べられた。

本年も、例年のように来年度の図書館予算に関する要望書をまとめる時期になった。なお、この要望書の提出は秋になるが、これについては国立大学図書館協議会(以下協議会)の方の動きと歩調を合せなければ意義がないので、協議会の方の意見がまとも次第、専門委員会(これは、後で小委員会に改める提案をする)で要望書原案を作成することにしたい。

ところで本日は議事の都合でその他の議題から入ることにしたい。

以上の挨拶が述べられたのち議事に入った。

議事

1. その他

委員長から、小委員会の設置、委員の補充、専門官制度についてそれぞれ次のとおり述べられた。

(1) 小委員会の設置について

本日は、文部省の来年度概算方針の基本的なところもほぼまとまったということであるので、この機会に文部省の考えを伺い、また、国大協としての考え方についても述べ相互に意見交換をして、それを踏まえて要望書の作成に入

ることにしたいが、その前に従来の専門委員会に代えて小委員会の設置をお諮りする。

これは、従来は専門委員会において要望書案をまとめていたのであるが、幸いに、協議会の方との連絡を緊密にする意味で協議会の方の推薦による京都大学の林図書館長、ほかに在京の委員として一橋大の増淵図書館長が、この特別委員会に参加されているので、今後は増淵委員にもご参加頂くことにして、従来の専門委員会に代えて小委員会を随時開催し、要望書案の作成その他この特別委員会の作業準備をすすめてもらうことにする、という趣旨によるものである。

なお、増淵委員は今年9月をもって、一橋大学図書館長を任期満了になるということであるが、この小委員会の設置が承認されれば、その後なるべく在京の図書館長にご参加頂き小委員会を継続していくことにしたい(承認)。

(2) 委員の補充について

当委員会の山本義一(官城教育大)、川上正光(東京工大)の両委員が退任された後、委員が欠員になっているので、その後任の選考について特にご異議がなければ委員長にご一任願いたい(承認)。

(3) 専門官制度について

これは研究教育補助職員の組織と給与に関連する問題であるので、第1常置および第6常置の合同の小委員会を設けて検討をすすめていたが、一応の結論がでたので、その結論を基に各大学にアンケート調査を行っているところである。

この問題は図書館にも関係のある問題であったが、当初は図書館および施設部職員も対象になっていたのであるが、議論を重ねた結果、図書館および施設部は既に部課長制が確立していて、そのなかで昇進の途があり、また、全事務部のなかでの相互交流も行われるので、必ずしも専門官制度のなかに含めることにはなじまない。そして、この制度の趣旨そのものが、高度の技術系職員が、現在の制度では待遇等の関係から、大学に定着せずに民間に流出していくという状況があるので、新たに「研究技術専門官（俸給表新設）」制度を設けて有為の人材の確保を図ることにある。したがって、図書館および施設部の職員は除外することになった。このような経緯があるが、この特別委員会においてやはり図書館職員は除くべきではないという意見があれば、これから申入れをする余地は残されているので意見を伺いたい。

2. 大学図書館の振興についての予算に関する要望について

初めに情報図書館課長から次のとおり報告があった。

大学図書館は最近いろいろな問題を抱えているので、この問題にどのようにアプローチしていくかということになるが、当面は次の三つの観点から取組むことを考えている。

第一は、学術情報の新しい対応の問題である。

最近、学術情報が急増しその質も多様化しているので、これに対応して研究者から要求される情報をいかにして迅速かつ適切に提供していくかという作業が必要になる。その新しいシステムを目下考えはじめたところである。その際に大学図書館が学内における情報のセンターとして成立していくために、大きなシステムのなかの主要な柱としての大学図書館のあり方というものを考えていかなければならない。そして、この問題は、制度的には学術審議会のなかの学術情報分科会がこの4月から新しいメンバーのもとに発足し、その分科会のなかに学術情報部会があって、その部会のなかで従来の言葉にとらわれずに、新しい情報に対応する新しいシステムのあり方を審議することになっている。そして、既に2回の審議を終り、大学図書館は一次資料を伝える重要な機関であるとの認識に立っている。そして、この新しいシステムを考えながら大学図書館はいかにあるべきかを構想していくことになる。世界の動向としても、大学図書館を学術情報の扱い方との関連において考えていくという流れがある。そして、それは、また、本来的な理由でもあると思う。しかし、これは数年を要する課題である。けれども、そのような新しい機能が大学図書館のなかに融合していくことによって、伝統的な大学図書館が変革されていくことを期待している。

第二は、旧来の大学図書館が抱える問題への対応である。

これについては、国大協から出された53年度の要望書を検討してみた。ところがその中に一つの大きな誤謬ではないかと思われるところがある。それは要望事項3の「図書館運営機能の飛躍的改善のための図書館維持費の増額（1）人件費の増額」とあるところである。

確かにこの面の欠落があることはわかるが、文部省が予算措置をする場合には、大学図書館の経常経費の全部を担うものである。ところが、国大協の要望理由は、「図書館維持費の年度当初配当経費は、大学図書館の経常経費の約2割強を充たすにすぎず、他は、積算校費からの振替支出によって補填している」という考えになっている。これは本末転倒である。大学に配当される積算校費のなかに積算されている図書費のなかで大学図書館経費の大部分を賄うというのが本来であって、文部省はそれを十分補填するというのが根本であると思う。

国大協は数年来このような要望を出してきたわけであるが、文部省の役割というのは、積算校費のなかのかなりの部分を図書費が占めているが、大学のなかでは図書館の受ける配当率が少ないという実態を前にして、この問題の対応をどうするかということでのいろいろな施策をとってきている。ただ、その場合に、文部省が大学図書館の立場のすべてを肩代りするようなかたちで今後の文教政策をすすめることはありえない。それは、積算校費の考え方を全面的に崩すことになるからである。

仮に、図書館維持費を別建に目標を立てて要求するとすれば、大蔵省は教官当積算校費をカットしてその部分を図書館維持費に回すことになる。しかし、これは大学の自治を侵すという重大な問題になる。

したがって、それとは衝突しないで、かつ大学図書館の運営がやり易いようにするにはどうすればよいかという観点から、53年度は二つのことを試みることにしている。

その一つは、外国雑誌購入費の増である。

その二は、夜間開館のためのパートタイマーのための予算措置をすることである。しかし、

これは本来の図書館定員のための人件費ではなく、あくまでもパートタイマーのための予算である。そして、これは常勤の非常勤職員ではなく、1日の勤務時間を限った非常勤職員である。

この二つの事項に限って重点的に予算要求をしていくことにしている。勿論、図書館維持費も重要であるから文部省としては更に努力をしていくかたちをとることを考えている。

第三は、大学図書館は大学のシンボルであると言われていることにかんがみ、大学図書館については大学が物的・人的な配慮をよくするように学長、事務局長あるいは経理部(課)長等に機会あるごとにPRしていこうということである。そして、国ないし文部省と大学とが相呼応して大学図書館を改革していきたいと考えている。

以上の説明に関して次のような意見交換が行われた。

- 図書館維持費というかたちで予算が付いてくるので、教官のなかには図書館には維持費は付いているのであるから、研究費を割いてまで図書館維持のために予算配分をすることは、というようになりがちである。
- この問題は急激には本来の姿に戻すことは無理である。けれどもフィロソフィーを一致させて行動していけば、ゆくゆくは本来の姿に戻ることはなるはずである。
- 図書館の冷暖房に要する経費は地域の特殊事情に応じて配分されるよう再検討を要望する。それから図書館のランク付けについても実情調査をして改めてほしい。
- 外国雑誌購入費の具体的な配分はどのように考えられているのであろうか。

- この予算は昨年度から付いた。総額は1億2000万円であるが、これは全大学の外国雑誌総枠に比べれば非常に低い額である。この低い額をいかに効率よく使うかということを経営の立場としては考えなければならない。

そこで、従来の経験からして、単価の値上り、点数の増加、図書館の収容能力ということを一方向では考え、他方では一次資料の整備状況の向上を考慮し、すでに大学である程度資料を集中化し、共同利用にサービスをしているという状況のあるところに対して、援助するということで70%を充て、残りの30%は一次資料の整理の向上に充てることにした。これは理工・医農学について全国センターを指定することにして、なお、これに若干の地域センター的な考慮をすることにした。更に、センター的な機能ということを考える場合に、その前提として、図書サービスが確立していることを考えなければならない。このように収容能力、整理能力および対外的にサービスする能力の三つの能力条件を備えていると思われる図書館をセンターとして指定することにした。なお、センターの地域については、従来のブロック分けが資料の整理の上で適切であるかどうかについては更に検討することにしていく。

- 資料センターについてはわかったが、情報流通としてのネットワークについての構想はないのであろうか。
- 全国ネットワークの設置にはしばらく時間がかかる。しかし、一次資料についてはまず三つの全国センターを置き、その後は、それ以外の分野に広げるか、あるいは特定分野について更に分散するかという課題がある。いずれにしても情報センターとは別に、学術情報

ネットワークができることは言える。そして機能的には情報センターもその中に組み込まれていくことになる。しかも、このネットワークは、大学間の横の関係と学問的な縦の関係を組合せたネットワークを構想している。

- センターは具体的には何処に置かれるのであろうか。
- 地区センターは九州地区だけで、医学は九大、農学は鹿児島大に置き、全国センターは理工学は東京工大、農学は東大、医学は大阪大に置くことにした。しかし、将来ともこのようなかたちの置きかたでよいのかどうかは検討を要する問題である。ただ、現時点でそれだけの能力を備えた図書館であるかどうかとも考えなければならないので、選択の範囲は狭められてくる。

次に53年度予算の主要なところは次のとおりである。

外国雑誌購入費は自然科学の分野を対象にして昨年度より47%という大幅な増になっているので、人文・社会科学の方から言えば片手落ちになる。そこで、人文・社会科学の方には特別図書購入費として1億2700万円の予算(28%増)措置を講じた。しかし、この経費は外国雑誌購入費とは配分方法を異にして、大学院課程をもっている大学に措置することにした。そして、この経費は文部省としては、従来の予算では容易に購入できない大型ないしはまとまったコレクションを購入できる予算を対象に考えている。そのほか図書費に関しては学生用図書購入費がある。これは14億5700万円で17%増である。

次は図書館維持費の中味であるが、これは図書館の単純なランク付けを基に配分しているわけではない。大学図書館が実際に購入し

ている資料あるいは図書館の実際の運営状況を勘案し、その実情に即した配分をしている。この予算の今年度の伸び率は11%であるが、それによって生じた差額は夜間開館のためのパートタイマーの経費に充てることにしている。なお、これについては各大学から計画を集めているところであるので、その集計ができ次第配分する予定にしている。

- 54年度概算方針の重点事項についてはどのような考えがあるのであろうか。
- 図書館の予算は、大学の他の予算に比べてきめ細かな立て方になっている。それは図書館のもっている予算に分ける前の各項目の柱がすでに出来上っている実態があるからである。したがって、この柱の内容を拡充していくというかたちになる。そのようなことで、54年度については外国雑誌購入費および参考図書購入費の増額がある。しかし、参考図書購入費は一次資料に限定しているの、二次資料を購入することは制限している。ところが各大学の実情は二次資料はかなり重要になっている。そこで、参考図書購入費をむしろ二次資料購入費に替えて予算要求をしたい考えである。

次に、図書館維持費の関連で問題になるのは、図書館にはいわゆる常勤的非常勤職員が非常に多い。これらの職員が人事管理上の問題にもなっているので、機会あるごとに、これら職員をパートタイマーに切替えていくという方法も考えていくという主旨もあって、パートタイム職員の経費の増額ということが考えられている。

- 参考業務職員の配置は完了したのであろうか。
- 今年度をもってほぼ終わったが、若干の残り

の部分についてはなお要求することになっている。

- 図書館業務の機械化はどの程度まで整備されたのであろうか。
- 機械化は今年度は12大学に予算措置ができた。しかし、今後は従来のかたちの機械化ができるかどうかについて反省し、図書館業務の機械化のあり方を研究することになっているので、その研究成果を待って機械化の問題に取り組むことにしている。

続いて藤井専門委員から資料「分科会テーマ（協議題）一覧」を基に、図書館協議会の方の協議事項のうち、

- (1) 高度の学識・技術を有する司書の処遇（例えば専門官制度など）について
- (2) 事務（部）長、課長の管理職手当（俸給の特別調整額）の引上げについて
- (3) 相互協力担当職員の確保について

この三つを重点事項にして、来る16、17日の協議会の分科会で論議がすすめられる旨をまえおきし、それぞれの主旨について説明があった。

以上の報告に関し次の意見が交された。

- 文部省の方の重点施策の一つに、学術情報の扱いをいかにするかということがあがるが、協議会の方ではこれについて何等かの検討がなされているのであろうか。
- その課題については、安藤（前）東大図書館長のもとで大学図書館基本問題特別委員会を置き、3カ年にわたる検討が行われた。これは大学図書館にかかわる総括的な問題を扱ったわけであるが、そのなかで学術情報の扱いは今日的な大きな問題であることが指摘さ

れ論議された。その最終報告が間もなく出されることになっている。

なお、協議会のなかに調査研究班があるが、今年はその機械化研究班から最終報告書が出ることになっている。そのなかの一つの結論として、各大学に電算機を設置するというだけで学術情報の処理の対応は十分であろうかという反省からの問題提起があり、いずれは全国レベルのセンター的機能をもつ構想が考えられるべきであるという方向性が示されることになる。

更に、相互協力調査研究班において共同利用図書館をテーマにアンケート調査を行い、その結果を集計しているところであるが、やはり共同利用図書館的な図書館の設置が必要であるという、同じような方向性が出されるような動きがある。

- これは最も重要な課題であるが、協議会の方の動きが具体化してくれば、国大協のこの委員会としては、それをバックアップして要望する行動をとらなければならない。この委員会は協議会の方の行為をバックアップすることが本来の姿勢であって、この委員会が先走って行動しても混乱を起すだけである。だからと言って、この委員会は毎年図書館に関する要望書を出すだけが任務であるというわけではない。

そこで、この委員会の今後の作業の段取りであるが、特に異議もなく了承が得られるならば、協議会の方の要望書ができ次第、それを小委員会で十分踏まえて国大協としての要望書案を作成する。そして、時間的余裕があれば、それを各委員に送付し、了解を得たうえで関係方面に提出することにしたい（承認）。

以上をもって54年度の要望書についての協議を終り、ついで次の問題点について意見交換が行われた。

(1) 図書館職員の処遇について

①事務（部）長、課長の管理職手当の率を大学本部の部課長と同率にすること

②図書館職員を専門官制度のなかに含めることの適否について

これについては協議会の方の統一見解をまつことになった。

③図書館職員の処遇問題は、専門職と管理職との二面から考えるべきであること

(2) 学術情報の処理の問題について

①学術情報をいかに有効に処理すべきかの問題については、この委員会においても検討されなければならない。その意味からしても小委員会を設置することになった。

②この問題については、協議会では「大学図書館の相互協力」という問題が総会のメインテーマにされ、総合ネットワーク、学術情報の処理体制の問題が研究討議されることになっている。

③研究するだけでなく、いかなる政策案があるかについて検討されなければならない。そうでなければ専門委員会でもとめた長沢原案を先にすすめることができない。

(3) 学術図書館構想について

①学術図書館がもっていた機能の一部は、外国雑誌の予算措置によって、既存の図書館を再編成するかたちで生かされることになる。もう一つの機能は、図書・資料を集中的に管理する書誌情報センターが考えられていたが、これは学術情報システムのなかで実現することになる。残るのは保存図書館の機能である。この問題については消極的な対応ではあ

るが、現実的な対応の問題として、まずそれぞれ大学図書館のなかで手持の蔵書を大幅に整理できないかという問題が考えられている。

②古い物（蔵書）の廃棄に反対の考えもあって、実行が容易でない。けれども思い切り捨

てることをしなければ、ただ書庫を増設するだけでは整理はできない。

③この問題は、大学間のネットワーク、相互利用を確立し、蔵書の独占を廃止することになれば、廃棄もしやすくなる。

特別会計制度協議会

日 時 昭和53年5月19日（金）13：30～16：00

場 所 東海大学校友会館（望星の間）

出席者 （文部省側）

木田、佐野、井内、三角、宮地、西崎各委員

阿部、滝沢、斎藤各専門委員

大塚審議官、野村施設部長、石井学生課長、その他

（国大協側）

向坊、岡本（道）、香月、今村、岡本（舜）各委員

佐藤、平間、石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から「昭和54年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明を伺い、これについてご審議をお願いします。

なお、その前に、去る4月1日より当協会事務局長が交代し、丁子局長に代って石塚局長が新たに就任されたので、ご報告するとともに、同局長を国大協側の専門委員に委嘱したいのでお諮りする。

また、同じく国大協側の専門委員であった筑波大学稲野事務局長が退官されたので、その後任として東京医科歯科大学平間事務局長を委嘱したいので併せてご了承を得たい。

ついで、木田事務次官から次のような挨拶があった。

今年も早くも54年度概算編成の時期に入った。現下の情勢は、いろいろな意味でこれからの日本をどう考えるかという問題に当面している。それで文教の面においても、20年、30年先の大学の研究教育をどう考えたらよいかを大きな流れの中で見通しをたてながら進めていかなければならないと思われる。それらの点をこの特会協議会でも考えて頂きたい。また、開港を控えた成田問題の緊迫した事態にどう対応するかということも、大学の教育研究と無縁とは思われない。以上のような点をも考慮に入れながらよろしくご審議をお願いしたい。

議 事

1. 昭和54年度国立学校特別会計予算の概算要求編成方針について

初めに文部省側より資料1「昭和54年度国立

学校特別会計予算の概算要求について（説明資料）（案）」の朗読があり、ついで関係官より、来年度の概算要求の方針については基本的には昨年度と大きな変更はない、と前置きしたのうち、1「一般的方針」以下14項目にわたりそれぞれ要点の説明があった。

以上の説明について今村委員より次の意見が述べられた。

第6常置では、昨日この概算編成方針について文部省側より説明を伺ったが、基本方針に関しては特別の意見はなかった。ただ、基準的経費の研究旅費の増額について今年も強い要望があった。次に定員削減に関することであるが、第6常置ではこれの対策について検討を重ねており、目下、定削が大学の現場に与える影響について調査し、現在その結果を整理中である。また、定削問題としては、第4次定削の初年度分の積残し分0.2%の処置の問題がある。国大協としてはこの問題は宿題であるということに理解しているが、いずれ各大学の実情を十分に踏まえた上でいろいろご相談したいと考えている。

ついで文部省側からその他の配付資料について次のとおり説明があった。

①資料2「国立学校設置法附則第3項の定員に付加すべき定員を定める政令」（資料3は参照条文）

これは、52年度における国立学校設置法の改正によって、48年度以降に設置された大学および医・歯学部の定員は同設置法附則第3項によって定められることになったが、53年度増員2,741人を含む53年度定員9,174人についての設置法の成立が遅れたため、4月1日付で措置しなければならない学年進行等に要する定員

2,656人について、緊急に政令でこれを定めることにしたものである。

なお、53年度において、附則第3項の大学に新たに追加する大学は、上越教員、福井医科、山梨医科、兵庫教員、香川医科の5大学である。

②資料4「国立学校特別会計教職員定員増加状況」および資料5「昭和53年度国立学校特別会計予算等基準的経費措置状況」の2つの資料は、例年の例に倣い参考までに配付するものである。

③資料6「国鉄運賃・料金の改定案の概要」

このたび国鉄は、普通旅客運賃の改定申請にあたり、通学定期についてはその割引率も引下げて40.8%という大幅な引上げをするということである。これについて文部省は、直ちに大臣名をもって、このような大幅な引上げは承服しがたい旨運輸省ならびに国鉄に対し申入れをし、更に、事務次官名による文書をもって、通学定期の割引率の据置きならびにこの件について大学および高等学校の代表者等関係者が運輸審議会においてその意見を反映させるような方途を講ぜられたいとの申入れを行った。

配付資料については以上のようなことであるが、その他の事項として外国人教師の国公立大学への任用の問題について述べたい。

国会の関係委員の間で、国立あるいは公立大学に外国人を教授・助教授に任用できる方途を講じたいという動きがあり、すでにその議員立法の案文もできている。これによると、外国人教師の場合には、大学における人事その他政令の定める事項の審議には参加できないという規定になっており、また特別手当として月額20万円以内を支給できることになっている。文部省としてはこの立法趣旨の方向には異存はない

が、法案の内容には不明確なところもあるので、更に検討しながら対応していくことにしている。国大協には関係の委員会に報告しご検討をお願いしているが、今後、国会の方の動きをみながら関係の委員会とも連携をとって対応していく考えである。

以上の説明ののち次のような意見交換が行われた。

- 外国人が国立大学の教授・助教授に任用された場合、これは国家公務員になるのだろうか。
- 一般職の国家公務員になる。したがって教育公務員特例法も適用されることになる。
- 資料1の2「大学の整備充実」のところで、「地域間の収容力格差や専門分野構成の不均衡の是正等」という文言があるが、これは国公立を含めての考えであろうか。
- 基本的にはそのような考えになるが、実際問題としては私大が地方へ進出することは余りないと思われるので、実質的には国立大学が該当することになる。
- 「附属図書館の整備充実」に関することであるが、専門分野別の情報収集という課題については、どのような対応が考えられているのであろうか。
- 図書館については、学術審議会に情報処理分科会があるので、そこで、基本的な図書館の問題のほか、学術情報の問題を真正面から取り組むという観点から検討をお願いしている。
- 施設関係のことであるが、地方によっては大学の運動場等の広場を緊急避難場所に充てたいとの地方自治体からの要望があり、それには用水の確保のことがあるようであるが、そのような情報は確かなことであろうか。
- 現在のところ、文部省にはまだ、そのことについての正式な情報は入っていない。これから調査し対応を考えることにしたい。
- 資料1の3-3「大学院の整備充実」のところで、「博士課程の新設については……慎重に検討する」とあるが、このことは従来よりも少しは積極的になったということであろうか。
- 博士課程の問題については、大学院問題懇談会で検討中であり、近くその報告がでるので、その報告を基にして具体の構想と取組むことになる、ということである。
- 「国際協力の推進」に係ることであるが、近年発展途上国への協力体制が強く叫ばれ、わが国も言うなれば国際協力の場で指導的役割を演じなければならないという情勢になりつつある。それには海外経験が豊富な人をつくらなければならない、したがって海外へ留学する教官や学生を増やす等の具体的方策が必要である。しかし、多くの教官が海外に出掛けるとなると、その間、休講という事態が生ずるので、それに対する措置を考えておかなければならない。わが国の国際的役割が大きくなるに伴って、このような状況に対応するような教育体制を考えておかなければならないが、これに対する対応策が立てられているのであろうか。
- その問題については、昨年、学術審議会において、発展途上国との国際交流の問題に関連して話題になった。そこで学術審議会の中の学術交流分科会で、学術交流の問題、研究条件に対する問題について審議が開始された。
- 発展途上国との協力の問題に係ることであ

るが、先般ネパール国王が来訪され懇談した際の話では、ネパールでは当面最も大事なことは、国自体が自立することであり、それには経済的な面よりも人材育成が大事であるが、その体制ができていない。それで、人材開発のための援助（つまり教育者の派遣）を考慮してほしいとのことであった。

- 発展途上国との協力については、大学がそのような観点に立って、相手国に向いて協力するというようなプロジェクトを考えてほしい。現在の海外派遣は、欧米先進国に行って学んで帰るといった形が支配的になっているが、発展途上国に行く場合は、現地人と仲間になってその国のために尽くすという心構えが大切である。そのような使命感のある者がでてくれば相当の措置をすることはできると思う。
- この問題を大学の立場で考えれば、2～3年の間相手国の体制の中に入り込んで研究・教育に協力するには、大学の方にその穴埋めをする予備力が必要である。そういう潜在性の予備力が大学にないことが問題である。それで文部省がこのために専門分野別の予備力をプールしておいて、必要に応じ補充してく

れば、やりやすくなると思われる。

- 資料1の13「事務組織の整備」のところで、行政事務の合理化、省力化ということがいわれているが、この問題については、とくに会計事務が法規化されているところに大学だけでは処置できない性質の問題がある。これについて文部省ではどのような対応が考えられているのであろうか。
- このことについては、昨年春に関東地区の経理部長・会計課長の集まりで検討された経理部事務の改善案というものを貰っている。しかし、この問題の大部分は大蔵省に係る問題である。そこで、文部省レベルでできるものは早速改める方向で考え、大蔵省に係るものは改善の申入れをしている。

本議題に関し、おおよそ以上のようなことについて意見が交された。関連して次の問題が話題になった。

- ① 教養部のあり方について
- ② 大学開放、再教育等の予算について
- ③ 医学の再教育のメカニズムおよび新設医大の学生定員増について
- ④ 共通第1次試験の実施上の問題について

第62回総会国立大学協会事業報告書

(注) 第61回総会より今総会前まで

I 諸 会 合 (63回)

1. 第61回総会

52.11.16 (水) 第1日

11.17 (木) 第2日

2. 事務連絡会議

52.11.17 (木) 幹事会

11.18 (金) 第28回事務連絡会議

3. 理事会 (4回)

52.12.22 (木) 理事会

53. 1.11 (水) 理事会

2.23 (木) 理事会

5.25 (木) 理事会

4. 常置委員会 (35回)

(1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 連合大学院、総合大学院を中心とする博士課程のあり方について、これまでの審議を踏まえて全般的かつ具体的検討を加え、その討議の結果得られた結論を要望書としてまとめ、大学院問題懇談会第1部会主査あてに提出するとともに、同趣旨の要望を文部省に対しても行った(53.1.20)。なお、同懇談会の大学院問題に関する答申が出るのを待って、更にこの問題を検討し、その具体的な実行上の問題について文部省に要望することとした。

また、昭和53年度創設予定の「放送教育開発センター(仮称)」の構想について文部省より説明をきいて意見交換をし、今後その進展に応じて文部省側と更に協議を続けることとした。

そのほか、技術系職員の待遇改善を図るための専門官制度設置の問題について、同問題を審議中の専門官制度問題小委員会(第1常置と第6常置の合同小委員会)より経過報告をきき協議した。(専門官制度問題小委員会については別項参照。)

52.11.16 (水) 常置委員会

12.12 (月) 常置委員会

53. 1.11 (水) 常置委員会

2.23 (木) 常置委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 大学の履修課程の問題に関し各大学に再照会した結果に基づき、履修課程の弾力化を図るため「大学卒業(中退)者で入学する学生の既修科目の単位認定」の措置が講ぜられるよう要望することとした。

また、共通第1次学力試験の問題に関し、前総会において検討の委託を受けた「共通第1次学力試験の実施時期の繰下げ」の問題について検討を行い、これについての試案を作成して理事会に提出した。更に、日教組から申入れのあった共通入試の改善に関する要望事項について検討を行い、これに対する見解をまとめて理事会に報告した。

52.12.8 (木) 小委員会

12.8 (木) 常置委員会

53.5.2 (火) 小委員会

5.25 (木) 常置委員会

(3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 昭和50年暮以降第4常置と合同で検討を続けてきた学寮問題について、昨年11月に中間的にまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」の今後の扱いについて協議した。

また、最近一部の大学にみられる授業妨害その他の暴力行為、施設の占拠等の事態に関する世論の批判にかんがみ、学園の秩序維持の対応策について協議した。

更に、昭和53年度大学卒業予定者の就職事務に関し、大学団体ならびに企業側と協議を重ね、申合せを行い、これを各国立大学ならびに主要企業団体に連絡、依頼した。

53.2.23 (木) 委員長・小委員長打合せ(学寮)

5.9 (火) 常置委員会

6.19 (月) 常置委員会(第4と合同)

(4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題について第3常置と合同して検討するほか、学生教育研究災害傷害保険制度の改善ならびに保健管理センター、共同利用研修施設等の増設・充実、奨学制度の拡充、通学定期旅客運賃の改定問題等に関して協議した。

53.2.23 (木) 委員長・小委員長打合せ(学寮)

5.24 (水) 常置委員会

6.19 (月) 常置委員会(第3と合同)

(5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 学長の国際交流として、昨年度予定したマレーシアからの学長招致が都合で中止になったため、本年度はその分を含めて2カ国より学長を招待することにし、フィリピン、オーストラリア両国と具体的折衝を進めている。

また、53年度の在外研究員、内地研究員、外国人教師等関係予算ならびに留学生問題、発展途上国との学術国際交流事業等の諸問題について協議した。

更に、外国人の国公立大学の教授等への任用の途を開くことを目的とした「外国人教師招請制度」の問題について、文部省より説明をきき協議を行った。

53. 1.20 (金) 常置委員会

4.17 (月) 常置委員会

(6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 国立大学予算の問題について、特別会計制度協議会と連絡をとり所要の措置をとったほか、大学財政の諸問題について小委員会で検討して調査報告書を取りまとめた。

定員問題については、52年度における国立学校設置法改正による国立大学の定員状況の推移を勘案しつつその対策の検討を進める一方、先にまとめた「第4次定員削減と国立大学の現状」を更に補充し、今後の定員問題検討のための基礎資料とすることにした。

給与問題については、助手の待遇改善に資するための実態調査等を行い、その結果を取りまとめて報告書を作成し、これらを基に今後第1常置と連携して助手制度の改善についての検討を進めることになった。そのほか、国立大学教官等の給与改善に関する要望書について審議を行った。

学費問題については、昨年12月、予算内示を控え、授業料改定について要望書を作成しこれを提出するとともに、今後に備え、授業料問題について長期的展望の下に基本的検討をすることにし、その第一段階として各分野(法律、経済、教育等)の専門家を招いてシンポジウム形式による研究会を開催した。

そのほか、専門官制度について小委員会の経過報告を基に協議し、また、週休2日制の再試行について文部省の説明をきき意見交換を行った。

52. 12.12 (月) 小委員会(学費)

12.12 (月) 常置委員会

12.15 (木) 小委員会(大学財政)

53. 2.14 (火) 小委員会(学費)

2.14 (火) 小委員会(給与・定員・大学財政合同)

2.23 (木) 常置委員会

4. 7 (金) 小委員会(給与)

4.13 (木) 専門委員会(大学財政)

- 53. 4.17 (月) 専門委員会 (大学財政)
- 5.15 (月) 小委員会 (給与)
- 5.18 (木) 常置委員会
- 5.18 (木) シンポジウム (学費)

(7) 専門官制度問題小委員会

(主要審議事項) 大学における研究教育の補助に当る教務職員、技術職員等の待遇改善を図るため、第1常置と第6常置合同の小委員会を設け、昨年11月より審議を開始した。その結果、これらの職員を一般事務系職員とは別個の職種とし、これを「研究技術専門官」として別建の俸給表を適用するという構想がまとまったので、具体的資料を付し、各大学にこの試案についてのアンケートを行った。

- 52.12. 9 (金) 小委員会
- 53. 1.10 (火) 小委員会
- 1.12 (木) 専門委員会
- 2. 2 (木) 小委員会
- 2.24 (金) 小委員会
- 4.24 (月) 小委員会
- 6.19 (月) 小委員会

5. 特別委員会 (10回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の昭和54年度予算に関する要望について審議し、また当面取上げるべき問題について検討した。

- 53. 6. 6 (火) 特別委員会

(2) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) これまで行ってきた教養部問題についてのフリートーキングおよび既に教養部改革を実施した大学についてのケーススタディの結果を基に、教養課程の問題点に関する調査報告書をまとめることになり、関係大学から専門委員を補充し、また実地調査等も行っ、その取りまとめの作業を進めている。

- 52.12.23 (金) 小委員会
- 12.23 (金) 特別委員会
- 53. 1.31 (火) 小委員会
- 3.23 (木) 小委員会
- 5.29 (月) 小委員会

6.19 (月) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月、教員養成に関する調査研究報告書を公表して以後、予てから検討を行っていた教育系大学・学部における大学院の問題について、その具体的構想とこれの推進の方策について更に検討を進めることにし、これとの関連において、いわゆる教員大学院大学の問題についても併せて検討を行うことにした。

53. 1.18 (水) 特別委員会

4.18 (火) 特別委員会

(4) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を推進するための方策について協議し、今後の検討のための資料として、同委員会委員の所属大学に対して修士課程の実情に関する調査を実施した。

53. 1.11 (水) 特別委員会

6. 特別会計制度協議会 (3回)

(主要審議事項) 昭和53年度予算の概算要求に関連し、12月下旬段階におけるその後の状況について文部省より報告があり、次に同政府案決定に際し、これを中心に審議した。更に、昭和54年度予算の概算編成に関連して定例会議を開催して相互に意見交換を行った。

52.12.22 (木) 第34回協議会

53. 1.12 (木) 第35回協議会

5.19 (金) 第36回協議会

7. その他の諸会合 (7回)

52.12.22 (木) 就職問題懇談会

53. 1.24 (火) 就職問題懇談会

2.16 (木) 全院協ほか6団体との会見

4. 7 (金) 衆議院文教委員会意見陳述

4.24 (月) 日教組委員長との会見

5. 2 (火) 中教審「教員に関する小委員会」意見陳述

5.12 (金) 監事監査

II 要望書その他の諸活動 (21件)

■対外的諸活動

52. 12. 5 昭和53年度予算編成に関連し、向坊会長、岡本、香月両副会長、今村第6常置委員長が大蔵省長岡主計局長等に面談し、来年度の研究教育予算ならびに定員問題について配慮方を要望し、かつ授業料改定の問題についても懇談した。また同日、同じくこの問題について文部省木田事務次官とも懇談した。

12. 6 12月5日の大蔵省主計局長等との会談の際の約束により、翌6日今村第6常置委員長、畑学費問題小委員長その他専門員等が大蔵省を訪ね、担当主計官に授業料についての国立大学協会の考え方を説明し、懇談した。

12. 13 国立大学授業料の改定に関する要望書を携え、会長、両副会長、第6常置委員長、学費問題小委員長が砂田文部大臣、木田事務次官ならびに吉瀬大蔵事務次官に面談し、授業料の増額改定については慎重に配慮されたい旨要請した。

12. 23 昭和53年度予算についての大蔵省原案の内示に際して、文部大臣に対し大学の基準的経費の充実、授業料値上げの抑制、科学研究費等の増額、育英奨学事業の拡充等について要望した。また、同趣旨の内容の「会長談話」を公表し、世論に訴えた。

53. 1. 20 大学院問題懇談会に対し、前2回の要望書に引続き、その後の全般的かつ具体的検討の結果を取りまとめた要望書を北村第1常置委員長名をもって提出した。また、文部省に対してもこの趣旨を伝え配慮方を要望した。

4. 7 教員大学(教員大学院大学)の創設を含む国立学校設置法改正法律案の衆議院文教委員会の審議に際し、須田教員養成制度特別委員会委員長が参考人として出席し、意見の陳述を行った。

5. 2 中央教育審議会「教員に関する小委員会」座長よりの要請に基づき、教員の養成・研修の問題に関し、須田教員養成制度特別委員会委員長が本協会を代表して出席し、意見陳述を行った。

■国立大学への意見等照会

52. 11. 17 共通第1次試験の実施期日繰下げについての検討資料とするため、各大学より「共通第1次学力試験実施に伴う第2次試験の処理日数」について報告されるよう、若槻第2常置委員長より各国立大学長あて依頼した。

12. 24 共通第1次試験の実施期日繰下げに関し、第2常置委員会および理事会で審議した結果得られた2つの試案を呈示し、特に意見があれば提出されるよう、会長より各国立大学長あて依頼した。

53. 5. 10 大学における研究教育補助職員の待遇改善方策について検討の結果得られた「研究技術専門官」制度新設の構想について、各大学の意見を求めるため、前田専門官制度問題小委員

会委員長より各国立大学長あてアンケートを依頼した。

■資料・連絡強化等

52. 12. 13 国立大学の授業料の改定に関し、要望書を関係方面に提出した状況について、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

12. 13 授業料改定に関する要望書を提出するに至るまでの経過について、各国立大学長あて事務局長から事務連絡した。

12. 27 12月23日に昭和53年度予算について大蔵省原案の内示が行われたのに際し、国立大学関係予算について文部大臣に要望を行い、同時に国立大学協会会長談話を発表した旨を同資料を添え会長名をもって各国立大学長あて報告した。

12. 27 授業料改定の問題に関し、その後の対応の状況ならびにこの問題の推移の事情について、各国立大学長あて事務局長から事務連絡した。

53. 1. 12 昭和54年度入学者選抜の日程（共通第1次試験の実施時期繰下げ）について理事会で審議決定した案について、会長より各国立大学長あて通知した。なお、本案の円滑な実施を図るため、近隣の大学に対し、必要に応じ援助に努めることの申合せがなされた旨も併せて伝達した。

2. 15 昭和53年度大学卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学団体の申合せについて、会長より各国立大学長に連絡し、趣旨の徹底方について配慮を依頼した。

2. 25 その後若干の大学から、授業料値上げ問題について更に善処されたいとの要望があったため、この問題についての今後の対応について協議し、当面学費問題小委員会を中心となって長期的展望の下に国立大学の学費問題の検討を進める方針とした旨、各国立大学長あて事務局長から事務連絡した。

4. 1 学生教育研究災害障害保険の支給金額や適用範囲が昭和53年度より改善される見込みとなったので、新入生の保険加入に当り予め各大学にこれの周知を図るため、山岡第4常置委員長より各国立大学長あて通知した。

4. 17 文部省学生課より当協会に対し「新規学卒者の採用及び就業状況等に関する調査」（速報）の提供があったので、参考までにその写を各国立大学長あて送付した。

4. 27 教員養成制度特別委員会において審議中の「教育系大学・学部における大学院問題」について、これの審議経過ならびに今後の検討方針について、同委員会須田委員長より各国立大学長あて報告した。

6. 8 共通入試の第2次試験のあり方について、高校側等よりこれの改善方の要望があり、日教組委員長よりの申入れもあったので、その経過の報告を兼ね、第2次試験のあり方について更に慎重に検討されるよう会長より各国立大学長あて通知した。

■要望書等の受理

日付	団体等名称	事項
52. 11. 10	全国普通科高校長会	大学入試改善方策について
11. 10	中国四国地区学長会議	大学院の整備について
11. 14	農学連合大学院設置準備委員会	農林水産系連合大学院の創設について
11. 15	中国四国地区教育学部長会議	既設教育学部への大学院設置推進について
11. 15	九州地区学長会議	国立大学の学費値上げ反対について
11. 15	日教組大学部	国大協第61回総会に当って
11. 16	衆議院文教委員会	大学入試改善等について決議(参考送付)
11. 19	熊本県高教組社会科研究会	共通一次試験について
11. 21	大学関係7団体	大学の危機打開について
11. 24	入試全廃推進会議	共通テストの実施期日について
11. 25	日本学術会議	(参考送付) 鉱物資源・エネルギー研究センター エネルギー工学研究所 社会福祉の研究教育体制等 東洋医学の研究教育体制 DNA分子組換え研究について
11. 30	四国四県教育委員教育長会	大学入学者選抜試験について
12. 6	国立農林水産学部長協議会	獣医学教育年限延長に伴う教育体制整備促進について
12. 16	全学連	53年度学費について
12. 21	滋賀大学長	学費値上げについて
53. 1. 27	山形県農業就業改善推進協議会	農業高校からの推薦入学について
2. 1	茨城大学長	授業料値上げについて
2. 7	全学連	学費・大学予算について
2. 16	大学関係7団体	学費・大学予算について
5. 19	第1回国立大学44工学系学部長会議総会	助手に俸給の調整額を支給することについて
5. 25	中国四国地区学長会議	中国・四国工科大学院(仮称)の設置その他大学院の整備について
5. 25	日教組	国公立大学共通一次テスト問題に関する意見

3. 刊行物

- (1) 53. 5 国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書
- (2) 53. 6 国立大学の財政の現状と問題点
- (3) 53. 2 会報 第79号
53. 6 会報 第80号

諸 会 合

(53年5月～6月)

- | | | |
|---------|-------|-------------------|
| 5. 2(火) | 13:30 | 第2常置委員会小委員会 |
| 5. 9(火) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 5.15(月) | 13:30 | 給与問題小委員会 |
| 5.18(木) | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:00 | 授業料問題についてのシンポジウム |
| 5.19(金) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| 5.24(水) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 5.25(木) | 9:30 | 第2常置委員会 |
| | 13:30 | 理事会 |
| 5.29(月) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| | | |
| 6. 6(火) | 10:00 | 図書館特別委員会 |
| 6.19(月) | 13:30 | 第3常置・第4常置委員会合同会議 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| | 13:30 | 専門官制度問題小委員会 |
| 6.20(火) | 10:00 | 第62回総会(第1日) |
| | 12:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 6.21(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:00 | 第62回総会(第2日) |
| | 18:00 | 国大協・附置研懇談会 |
| 6.22(木) | 10:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 18:00 | 幹事会 |
| 6.23(金) | 10:00 | 第29回事務連絡会議 |

要 望 書

大学卒業（中退）者で入学する学生の既修の単位認定について（要望）

昭和53年 6月21日

文部大臣
砂田 重民 殿

国立大学協会
会長 向坊 隆

大学を卒業あるいは2年以上在学して中途退学した者で、入学試験を受け、第1学年に入学してくる学生は、学部種別にみるとほとんどすべての学部に在籍していて、とくに医学部や歯学部では入学者実数に対する当該学生数の割合がそれぞれ、8.7%、6.4%（52年度）であって、しかも年々増加の傾向にあります。これらの場合、学生は4年（6年）間に所定の単位を修得して卒業する契約で入学したのであるから、既に卒業または中途退学した大学で履修した科目も再履修することが必要とされております。

しかし既修科目の再履修は、本人にとって学習意欲上効果的でなく、国家的にみても無駄な面がありますので、問題となる場合が少なくありません。

したがって大学は、教育上有益と認めるときは、学生の既修科目を、当該大学において修得したものと認定し、学生は免除された分だけ、他の選択科目や専門科目の履修に充てることによって、学習・研究内容の豊富化を図るのが望ましい。

以上のことから、大学の履修課程の弾力化の一環として、大学卒業（中退）者で1学年に入学してくる学生に対し、次の諸点に特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学を卒業または中途退学の上、入学した学生につき、当該大学は、その学生の入学前の既修科目を、教育上有益と認めるときは、30単位を越えない範囲で、当該大学において修得したものと認定することができる措置を認められたい。
- (2) この措置は、外国の大学において単位を修得した学生が入学した場合にも準用できることを認められたい。

なお、本要望書作成の基礎になりました調査（「大学の履修課程に関するアンケート」）結果を添付いたしましたので、ご参照のほどを願います。

添付資料 （調査結果については126ページ参照）

- (1) 大学の履修課程に関するアンケート（継続）結果の報告（昭和52年10月実施）

- (2) 同上——学部別分析
- (3) 履修課程に関するアンケート結果の報告（昭和52年5月実施）

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

昭和53年6月21日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターに教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和54年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

大学保健管理施設の増設・充実について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、救急処置など、およびその他の修学上の相談のほかに、精神衛生、災害保障、公害防止などに関する諸問題に直接間接関与する必要を生じ、その業務はますます重大性を加えている。

ついでには、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書

昭和53年6月21日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年以降逐次実施の運びとなりましたことは、われわれのひと

しく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をじゅうぶんに考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

なお、既設の施設の充実ならびに管理要員の定員化についてもご配慮くださるようお願いいたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用するほか、その余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め少なくとも3,000m²
- (3) 敷地は、上記の目的を達成するためにじゅうぶんな用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を定員化する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

昭和53年6月21日
国立大学協会
会長 向坊 隆

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における学生の勉学および生活に要する諸経費の上昇に比べて、貸与金額の改善がなお立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

本年度においても改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお学費・下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の大幅な上昇に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部に学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の学生の勉学および生活に要する諸経費の上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

昭和53年6月21日

文部大臣
砂田 重民 殿

国立大学協会
会長 向坊 隆

学生部関係職員は学生の厚生補導という重責を担うとともに大学の管理運営に関して重要な役割を果たしているが、この職責に見合う処遇が十分でない実情に鑑み、次の諸点について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- (1) 大学の規模の大小にかかわらず、すべての学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。
- (2) 学生部の課長の特別調整額については実情に応じ部内の均衡を考慮するとともに事務局課長との権衡を図るよう措置されたい。

通学定期旅客運賃の改定について（要望）

昭和53年6月21日

運輸大臣
国鉄総裁 殿

国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、今回国鉄が通学定期運賃について、普通旅客運賃の改定に合わせて、通学定期の割引率を是正するという事で、一挙に40.8%という大幅な引き上げを行うことは、学生生活に及ぼす影響にかんがみ、承服しがたいところであります。

ついては、通学定期の割引率は、従来のままに据え置くなど再検討を強く要請します。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和53年6月21日

文部大臣
砂田 重民 殿

国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学教官等の待遇改善に関し、このたび当協会第62回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 1978・6・21

国立大学教官は、その職務の専門性と職責の重要性が社会的に広く認められているにもかかわらず、必ずしも、それに応じた処遇を受けているとはいいがたい。

いうまでもなく、大学教官の俸給は、その職務の特殊性と重要性とを十分に配慮して決定されなければならない。大学教官は、専門職者として学術研究に従事し、進歩発展しつつある研究成果を不断に摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく責務を有するとともに、研究成果にもとづいて高度の専門教育を行う特殊かつ重要な責務を負っている。

ところが現状では、大学教官と同程度の専門職と比べてみても、待遇改善が十分に図られていないとはいいがたい。そのために、大学は有為な人材を集めることに困難をきたしている。

こうした点をふまえ、ここにつきの諸点の実現方を強く要望する次第である。

1. 俸給水準の引上げならびに俸給体系の合理的な是正を図ること。

大学教官の俸給をその職責にふさわしい水準に引き上げる必要性が大であることは、いうまでもないが、同時に俸給の上下格差を縮小し、初任給ならびに下位等級者の俸給を引き上げ、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高号俸に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める必要性も高い。

これなくしては、大学は高度の専門的研究・教育者にふさわしい有能な人材、とくに若手・中堅教官を確保することも、また大学教官の研究・教育能力の標準を不断に引き上げることも困難であるといわなければならない。

そのさいつぎの点をとくに配慮されたい。すなわち、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大差がない。そこで現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も2等級とし、両等級の一本化を図ること。これに応じて助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ること。

2. 大学教官の全般的待遇改善に資する方向で「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がある。大学教官も、研究・教育上の特殊性もあって実験、実習、演習、フィールド・ワーク等多様な職務を長時間にわたって遂行し、これらの負担が過重になっている。よって、このさい、こうした職務遂行に見合う手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給することをとくに配慮されたい。

3. 指定職の定数を大幅に増加させ、すべての部局長(学生部長を含む)に指定職を適用すること。

昭和48年度より指定職甲乙の区別が撤廃されるとともに指定職の定数が年々若干ずつではあるが増加してきたために、部局長で指定職の適用を受けるものが増加してきた。ところが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長が指定職の適用を受けているわけではない。

よって、このさい、指定職の定数をさらに大幅に増加されるよう引続き配慮されたい。具体的には、大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職をすべての部局長にその在職期間中適用できるよう定数の増加を図られたい。

なお暫定措置として、未だ指定職の適用を受けていない部局長については、現行の管理職手当の支給率を、均衡上、大学本部の部長なみに引き上げることを強く要望したい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用の手続きを明確化することで管理職手当を適用するようとくに配慮されたい。

5. 研究教育補助職員の待遇の抜本的改善を図ること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術

職員および図書館職員等の果す役割は大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これらの職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることなどのために、有為な人材を確保することが著しく困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するために、当国立大学協会は専門官制度問題小委員会を設置し、技術専門官職階という別建の俸給表の新設を検討中であるが、近く、具体的な成案がとられると思料されるので、これを十分配慮されることを強く要望したい。

添付資料

1. 国立大学における助手の任用ならびに職務の実態に関する調査報告書
2. 「研究技術専門官」の構想に関するアンケート

調整額に関する要望書

昭和53年7月25日

文部大臣 殿
人事院総裁

国立大学協会
会長 向坊 隆

要 望 書

人事院は、今年度の給与勧告にあたって、国立大学の大学院担当教官、病院看護婦等に対する調整額を低位にしようとするやにきき及んでおりますが、このことは大学教職員の生活に及ぼす影響が極めて大きいので、このような措置をとることのないよう特段のご配慮をお願いいたします。

神田献二（東京水産大学教授）

激しい船体の動揺で、食欲のでない夕食をお義理で食べて、一体いつになったらこの時化はおさまるのだろうか、予定したオキアミ調査はどの程度こなすことができるのだろうか、などと取りとめのないことを考えながら、船室のソファにしがみついて食後の一服をつけていたところ、船内放送を告げるピーッ、ピーッという甲高い音がスピーカーから流れた。

海鷹丸Ⅲ世は昭和52年11月2日東京を出港、シンガポール経由、12月7日フリーマントルに入港、南極観測船ふじより一足先に13日に同港を出港、オーストラリアの対岸、南極大陸のウイルクスランドの沖に向け南下中であった。フリーマントル出港の日から毎日連続して風浪激しく、特に当日19日は朝から風力が大きく、海面は煮えくり返るような白波がたっている。言ってみれば、フリーマントル出港と同時に暴風圏へ突入したようなもの。午後4時41分、南緯55°を南へ通過、そろそろ南極洋海域に入って風になってもよい頃だとは思っていた。その矢先の船内放送ピーッ、ピーッである。何かあったのかと一瞬息をのむ。引続く放送は、本船の左舷、距離2.95浬、長さ600m、高さ30mの卓状氷山の冰山第1号発見を告げた。カメラをつかんで左舷甲板上に飛び出してみる。今日は朝からの荒天のため予定した海洋観測はすべて中止、オキアミ乗船調査団員（研究員12名、補助員6名）は船室にうずくまって、時化のおさまるのを、じっと待ちつづけていたところ。全員が手に手にカメラをかまえて、波しぶきと夕暮れのもやのかかっている海上に、目を凝らして冰山を視認しようとしている。これに、非直の学生、乗組員が加わり、左舷甲板上はカメラの放列。ガスの暗間からスーッと冰山が姿をあらわすと、カメラのシャッター音がそここでパシャッ、パシャッと響く。誰一人言葉を交す者はいない。奥歯をかみしめた緊張した顔は、真冬なみの3°Cの気温のためだけではない。いよいよオキアミの分布海域に接近して、調査・研究の責務の重大さを改めて痛感して……、などという殊勝な心掛けのためによるものでもない。

南極洋の入口に立ちただかつて、南極洋の、これからの自然条件のきびしさを思い知ったかと言わんばかりの威圧感を、ひしひしと身に感じる。あるいは、救い手の居ない氷海での生命への危険と、本能的な未知への恐怖を掘り起こされるのもあろうか。パシャッというシャッター音と、写真を撮ったぞという一種の征服感のようなものの中に、冰山第1号の特異な情感を昇華させているだけの話で、被写体としての写真の出来が良いのか悪いのかは別の問題であるようだ。あとに、もっと天候条件のよい、かっこよい卓状氷山がいくらでも出現したのだが、こんなにカメラの放列がしかれたことはなかった。ときに午後6時38分、南緯55°-37.17、東経118°-36.18、寒さと異様な雰囲気の中で身を震わせながら、夕もやの中に視界から遠ざかって行く冰山を立ちつづけて見守っていた。

私にとって、南極洋海域への航海はこれが3度目。第1回は昭和32年1月4日、エンダービー沖で（南極観測第1回の時）、第2回は昭和51年12月1日、やはりエンダービー沖で冰山第1号に遭遇しているわけだが、読み返してみる乗船日誌には、いつも同じようなことを書いている。人間の極限状態の情感とは、20年経っても、経験の多少によっても、余り変らないものだ、つくづく思う。

幸い、特定研究「オキアミの採取・加工に関する総合的研究」による南極洋オキアミ総合調査は、いくつかの成果を挙げて無事に終わった。しかし、南極洋で採取したオキアミ13尾は、いまま本学で人工飼育生存中、7月28日現在で182日目である。53日といわれている過去の人工飼育世界記録を毎日更新しつつ継続されている。オキアミの調査・研究は、2万トンを超す生産量をあげた今年の漁業の実情からみても、漁業生物資源として本格的な取組みがされねばなるまい。

資 料

各大学における第2次試験のあり方等について（通知）

国大協総第57号
昭和53年6月6日

各国立大学長 殿

国立大学協会
会長 向坊 隆

大学入試の改善のため当協会が推進してまいりました国立大学共通第1次学力試験が、いよいよ明昭和54年度より実施されることになり、各大学におかれてはその準備にご精励のことと存じます。

当協会としては、この画期的な入試制度が所期の成果を収めることを念願しておりますが、この共通第1次学力試験の実施による大学入学者選抜方法の改善の成否は、各大学が自主的に決定する第2次試験のあり方にかかるところが極めて大きいと思われまます。

この点にかんがみ、当協会は昨年4月26日付入試改善調査委員会委員長名をもって「各大学における第2次試験のあり方等に関する検討について（通知）」（国入改第38号）を各大学に送付し、とくに第2次学力検査の教科・科目数および予備選抜（二段階選抜）について慎重に検討されるよう要請をいたしました。

その後、昨年7月末に各国立大学の「第2次試験の基本的事項」が公表されましたが、これを契機として第2次試験のあり方について各方面の論議が高まり、これに関する是正の要望が高校関係者を中心に活発化してまいりました。

このような状況の中で、日教組委員長より当協会に対し共通第1次学力試験のあり方の改善について会見の申し入れがあり、去る4月24日に国大協会長と日教組委員長との会談が行われましたが、当協会としてはその際日教組より提起された諸問題についてはなお検討方を第2常置委員長に依頼いたしました。

第2常置委員会では、その中の主要な3点（実施時期の繰り下げ、足切りの中止、第2次試験の科目の減少）について検討を行い、その結果を去る5月25日開催の理事会に報告し、これが了承されましたので、その要旨を別紙のとおりまとめ、これを国大協の見解として会長名をもって日教組委員長宛回答いたしました。

ついでには、同文書の趣旨をご了承のうえ、各大学における第2次試験のあり方について、さらに慎重にご検討くださるよう格別のご配慮をお願いいたします。

二段階選抜における共通第1次学力試験の成績の利用について（通知）

国大協総第65号
昭和53年6月24日

各国立大学長 殿

国立大学協会
第2常置委員会委員長
若規 哲雄

「各大学における第2次試験のあり方等」については、昭和53年6月6日付国大協総第57号をもって、会長から、さらに慎重にご検討くださるよう格別のご配慮をお願いしたところであります。

これらの諸点のうち、二段階選抜に関しては、止むを得ずこれを実施する場合には、第1段階の選抜（いわゆる足切り）は、主として調査書の内容および共通第1次学力試験の成績により行うことになっております。そして、その際における「共通第1次学力試験の成績」は、共通第1次学力試験が「高等学校における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定する」という趣旨からして、「総得点」をそのまま利用することが原則であります。しかし、場合によっては、特定の教科・科目の得点に軽重を加えて利用すること——例えば「数学」の成績を重視するとか、「社会」の成績を軽視するなど——も考えられます。

この点につき、去る6月21日午前開催の当委員会において協議しました結果、大学がそのような方法を採用する場合には下記のように処置することが適当であるとの結論に達し、同日午後開催の総会においてもこれが了承されましたので、ここに改めてご通知申し上げ、格別のご配慮をお願いする次第であります。

記

共通第1次学力試験の実施に当たっては、受験者の立場を考慮し、大学入試センターは、試験実施後その正解例ならびに科目別平均点等を公表し、それによって受験者が共通第1次学力試験の成績（総得点）を自己採点し、それを基に志願大学を決定し得るよう配慮を施している。

しかし、二段階選抜を行う大学が、共通第1次試験の成績を利用する際に、その「総得点」によらず、前記のように「特定の教科・科目の得点に軽重を加える」方法を採用する場合には、受験者が行う自己採点が十分な意味を持ち得ず、上述の配慮の趣旨が生かされないことになる。

よって、第1段階の選抜において、このような「特定の教科・科目の得点に軽重を加える」ような共通第1次学力試験の成績の利用方法を行う大学がある場合は、この旨を当該大学の募集要項等に記載し、予め入学志願者に周知させることが望ましい。

要望書の提出について（事務連絡）

国大協総第82号
昭和53年7月31日

各国立大学長 殿

国立大学協会
事務局長 石塚龍之進

人事院は今年度の給与勧告にあたって、俸給の調整額を低位に手直しするやにきき及んでおりますが、これによると、大学関係においては大学院担当教官、病院看護婦を始め3万数千人に及ぶ教職員がその待遇の上で大きな影響を受けることになります。

勧告は8月上旬に提出されるという差し迫った情勢にありますため、急遽会長にその由を伝え、当協会としての対応についてお諮りいたしました。その結果、緊急に然るべき措置を講ずることが適当との結論となりましたので、人事院総裁ならびに文部大臣に対し、このような措置をとることのないよう特段の配慮を要請する趣旨の要望書を提出することとし、去る7月26日、小職がこれを携えて人事院給与局藤野参事官および文部省大臣官房萩原企画官に面接し、その趣旨を伝えこれを提出いたしました。

以上のような次第でありますので、同要望書の写を添えこの旨ご報告いたします。

（資料；121ページ参照）

大学の履修課程に関するアンケート結果の報告

大学の履修課程に関するアンケート(注)結果の報告

国立大学協会第2常置委員会
1977.11

【第1部】

(提案I) 他大学を卒業又は中途退学の上、入学した学生につき、大学は、その学生が他大学で修得した単位を、教育上有益と認めるときは、当該大学において修得したものと認定することができる。ただし、この認定は、30単位を超えない範囲とする。

この規定は、外国の大学に留学した学生が入学した場合にも準用する。

調査実施時期 昭和52年10月
調査対象 国立大学全学部
回収 78大学 330学部
(回収率88.6%)

I 提案Iの趣旨については、細部はともかく、 大筋において	賛成.....	280学部 (84.8%)
	反対.....	31 (9.4)
	どちらともいえない...	15 (4.6)
	無回答.....	4 (1.2)
		330 100%

II 既得単位の認定内容としての授業科目

(イ)一般教育	(ロ)外国語	(ハ)基礎教育	(ニ)専門教育	(ホ)保健体育
290 (87.8)	277 (83.9)	102 (30.9)	38 (11.9)	267 (80.9)

N=330

III 既修科目の単位認定措置と学部修業年限の関係

1. 新たに入学した大学(学部)の履修課程を尊重して、単位認定を受けた科目を履修させて、その学生の学習内容を充実させるために、修業年限は短縮しない。	賛成.....	110学部 (33.3%)
	反対.....	119 (36.1)
	どちらともいえない...	66 (20.0)
	無回答.....	35 (10.6)
2. 大学を卒業していても、入試を受けて第1学年に正規に入学してきた以上、編入学生でないのだから、既修科目の単位認定がなされても、修業年限は短縮しない。	賛成.....	114学部 (34.5%)
	反対.....	120 (36.4)
	どちらともいえない...	55 (16.7)
	無回答.....	41 (12.4)

3. 大学卒で入試を受けて入学してきた学生は、いわば“入試に合格した編入学生”とみなすことができるから、修業年限を短縮してよい。

賛成	95学部	(28.8%)
反対	127	(38.4)
どちらともいえない	58	(17.6)
無回答	50	(15.2)

4. 単位認定を受けた科目数に応じて、卒業に必要な科目数を減らし、それによって修業年限の短縮を考慮してよい。

賛成	127学部	(38.5%)
反対	121	(36.7)
どちらともいえない	43	(13.0)
無回答	39	(11.8)

(注) (継続) というのは、昭和52年5月に実施した「履修課程に関するアンケート」が、(1)大学単位に回答を求めたものであって、学部別回答でなかった、(2)回答欄に自由記入を多くして、問題の所在を探るためのものであったので、この5月実施のアンケートを深めるためのものであった。

IV 提案Iに該当する学生の実数について

医学部 (32学部のうち30学部に該当学生が入学している)

年度	a 入学者 総数	b 大学※ 卒業生	c 大学※ 中退者	b + c
昭和48年度	2,576 (100%)	92	88	180 (6.99)
49	2,883 (100%)	144	75	219 (7.60)
50	2,874 (100%)	155	101	256 (8.91)
51	3,186 (100%)	155	116	271 (8.51)
52	3,180 (100%)	184 (5.79)	91 (2.86)	275 (8.65)

歯学部 (7学部) (※bおよびcはいずれもaの内数)

年度	a 入学者 総数	b 大学※ 卒業生	c 大学※ 中退者	b + c
昭和48年度	221 (100%)	5	3	8 (3.6)
49 "	205 (100%)	8	4	12 (5.8)
50 "	216 (100%)	8	3	11 (5.8)
51 "	259 (100%)	9	5	14 (5.1)
52 "	358 (100%)	16 (4.4)	7 (2.0)	23 (6.4)

法学系学部 (15学部のうち10学部に入學している)

年度	a 入学者 総数	b 大学※ 卒業生	c 大学※ 中退者	b + c
昭和48年度	1,918 (100%)	0	9	9 (0.47)
49 "	1,189 (100%)	0	15	15 (1.25)
50 "	2,429 (100%)	0	23	23 (0.95)
51 "	2,199 (100%)	1	9	10 (0.46)
52 "	2,272 (100%)	0	19 (0.84)	19 (0.84)

教育学部 (54学部のうち26学部に入學している)

年度	a 入学者 総数	b 大学※ 卒業生	c 大学※ 中退者	b + c
昭和48年度	7,285 (100%)	6	9	15 (0.21)
49 "	8,774 (100%)	4	10	14 (0.16)
50 "	8,972 (100%)	5	12	17 (0.19)
51 "	9,009 (100.0)	4	11	15 (0.17)
52 "	9,188 (100%)	3 (0.03)	16 (0.18)	19 (0.21)

【第2部】

(提案Ⅱ) 大学院の専攻により適当と認められた場合には、4年制大学の第3学年修了見込時に大学卒業と同等以上の学力を有すると認められた学生に、大学院入試受験資格を与えることができる。この場合、当該学生は、その在学中の大学の学部長による成績優秀なる旨の証明書及び推薦状を付して、入学願書を提出するものとする。

回答数 271
 内訳/博士課程をもつ研究科…90※
 (修士課程のみの研究科…96
 学士課程のみの学部…85)
 ※独立研究科20を含む。
 ・医歯系学部は調査対象外。

I 提案Ⅱを検討する際に考慮しなければならない項目

A. 優秀な学生に3学年終了で大学院受験資格を与えることを要望する理由：

	D. C.をもつ 研究科(N=90)	M. C.のみの 研究科(N=96)	B. C.のみの 学部(N=85)
A-1 学力の伸びる若い時期に、学力・人物ともに優秀な学生を励まして、学問研究を深めさせるために。……………	⑤ ³ 14.4%	20.8%	15.3%
A-2 能力に応じて適切な教育をすることが望まれる。とくに研究者の養成は能力を最大限に伸ばす方向で行うべきであって、修業期間に他の者と時間的ずれがあってもよい。……………	12.2	⑤ ²⁵ 25.0	16.5
A-3 学問の性格上、若い時期に創造的な研究がなされることが多いから。……………	⑤ ³ 14.4	15.6	12.9
A-4 3学年修了時に大学院レベルの授業を履修する能力をもちうる学生がいるから。……………	7.8	14.6	8.4
A-5 提案Ⅱの措置は、修業年限に変更を加えるものでなく、あくまで特例とするものであるから。……………	11.1	19.8	12.9
A-6 提案Ⅰに該当する他大学(学部)での既修科目の単位認定された学生の中には、大学院教育を早く受けさせることが望ましいものもいるから。……………	3.3	8.3	4.7

(注：上記⑤³は14.4%という数値がD. C.をもつ研究科の中で5番目の順位に当り、同率のものが3つあることを示す。M. C.の場合、B. C.の場合も同様である。)

B. 3学年修了で大学院受験資格を与えることを要望しない理由：

B-1 学部の最終学年における卒業研究(卒業実験、卒業論文を含む)のトレーニングなしに大学院を受験することは望ましくないから。……………	① ² 65.6	① ¹ 81.3	① ¹ 60.0
--	---------------------	---------------------	---------------------

B-2	学問の性格上、広い知識と成熟を必要とするので、学部4か年の基礎学力が大学院受験の不可欠の条件となるから。……………	① ^a 65.6	②71.9	③54.1
B-3	提案Ⅱの措置をとると、大学院入試に際して、当該大学の優秀な学生が優先されやすくなり、公正を欠く恐れがあるから。……………	12.2	12.5	15.3
B-4	3学年終了時における学生の優秀性の判定基準をどこにおくかが問題となるから。……………	③45.6	③64.6	③51.8
B-5	提案Ⅱの措置は、現行の学部・大学院の制度と抵触し、徒らに混乱を招く恐れがあるから。……………	④25.6	④35.4	④37.6
B-6	能力のある学生は、学部の4学年在学中に大学院の授業を受講させればよいから。……………	7.8	21.9	12.9
B-7	能力ある学生に対して、授業料免除や奨学金制度の拡充をはかればよいから。……………	⑤ ^a 14.4	9.4	3.5
B-8	この措置は、教養課程の切りつめ、一般教育の軽視、専門教育の偏重を助長することになるから。……………	11.1	13.5	⑥23.5
Ⅱ	「第3学年終了時に、自主的・創造的で、大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた学生に、大学院入試受験資格を与える途を開く」ことについて、一般論としての意見			
		D. C. をもつ 研究科(N=90)	M. C. のみの 研究科(N=96)	B. C. のみの 学部(N=85)
a.	すべての大学院研究科が受験資格を与えることが望ましい。……………	4.4	4.4	5.9
b.	受験資格を与えることを要望する大学院研究科(専攻)には、受験資格が与えられるようにしてよい。……………	①64.4	①54.2	②25.9
c.	いかなる大学院研究科であっても、受験資格を与えることは望ましくない。……………	②20.0	②28.1	①42.4
○	学部・研究科としての一般論とちがう少数意			

見の専攻名……………数学専攻（京大，九大，名大，北大）

数理解析専攻（京大）

その意見…学問の性質上，優秀な学生に対する早期教育の
途を開くことに賛成である。

大学の履修課程に関するアンケート（継続）結果の報告——学部別分析——

国大協第2常置委員会

【第1部】

I 提案I——大学の卒業生または中退者で1学年に入学してきた学生に対する既修科目の単位認定を，30単位を超えない範囲で行うこと——の趣旨を大筋で賛成する学部は，圧倒的多数（全体の85%）を占めている。

これを上廻って賛成を表明する学部は，工学部（94.7%），理学部（91.3）および教育学部（90.0）であり，逆に反対の平均（約1割）を上廻る学部は，法学部（50.0），経済学部（31.9），医学部（21.9），および教養部（15.6）である。

II 単位認定の対象となる科目は，1位一般教育（87.8），2位外国語（83.9），3位保健体育（80.9）であって，基礎教育と専門教育を認定科目とする学部は少ない。しかし，基礎教育科目の平均（30.9）を上廻って認定科目とみなす学部は，①工学部（55.3）②教養部（46.9）③薬学部（45.5）であり，専門教育科目についての平均（11.5）を上廻る学部は工学部（28.9）である。

なお，一般教育を認定対象とすることに賛成しない少数学部のうち目立つのは，法学部であって，8学部の中で6学部が不賛成である。

III 単位認定措置と修業年限との関係については，1.の考え，すなわち認定を受けた単位分だけ，学習内容の充実にあてて，年限短縮と無関係である，という考えについては，これを支持するもの（短縮反対論者33.3%）と，支持しないもの（短縮賛成論者36.5%）とは，勢力伯仲している。

年限短縮論者の平均を上廻る学部は，薬学部（72.7），理学部（52.2），農学部（51.6）である。逆に短縮反対の平均を上廻る学部は，文学部（41.7），教育学部（40.7）である。

2.の考え——入試を受けてくる以上，編入学生でないのだから修業年限の短縮と無関係とするのが当然という考えに対しては，これも賛否ほぼ同数である（賛成34.6%，反対36.4%）。

短縮反対派の1位は教育学部（46.3），次いで文学部（41.7）であるのに対して，短縮派は1位が理学部（65.2），2位薬学部（63.6），3位農学部（41.9）である。

3.の，入試に合格した以上，編入学生とみなして年限短縮の可能性を開くべきだという考え

に対しては、支持者 (28.8) よりも反対者 (38.5) がやや優位を占める。支持者すなわち年限短縮派の1位は農学部 (48.4), 次いで薬学部 (45.5), 理学部 (30.4) であり, 短縮反対派の上位は, 文学部 (58.3), 教育学部 (51.9) である。

4の, 単位認定数に応じて修業年限の短縮を考えようという立場についても賛否伯仲していて, 年限短縮派の平均 (38.5) を上廻る学部は, 薬学部 (72.7), 理学部 (65.2), 農学部 (54.8) である。そして短縮反対派 (平均36.7) で目立つのは, 文学部 (70.0) と教育学部 (48.1) である。

以上のことから学部傾向としていえることは, 薬学部, 理学部, 農学部などは年限短縮へ賛成であり, 文学部, 教育学部は短縮に反対である。しかし国大協の学部全体の傾向としては, 単位認定措置と修業年限の短縮との関係については, 考えが相なかばしている。

IV 大学を卒業または中退して入試を受け入学してくる学生は, この5年間に, 全体の学部のうち53%に当る174学部が存在している。学部種別にみると, 殆どすべての学部 (畜産学部と文・教育学部を除く) に及んでいる。しかし入学者実数に対する該当学生数の割合からみると, 医・歯学部が8~6% (52年度) であるのに対して, 他の学部は多い場合でも1%に満たない (法学部0.84, 教育学部0.21)。

医・歯学部は年々増加の傾向にあり, しかも他の学部と違って, 大学卒の方が中退者よりも多いのが目立つ。

【第2部】

I 提案Ⅱ——3年修了時に優秀な学生には大学院受験資格を与えること——の検討の際の考慮事項については, 博士課程をもつ大学院研究科, 修士課程のみの大学院研究科, および学士課程のみの学部に分けても大きな差異がみられず, いずれも考慮すべき事項の順位として, 1位が4年次における卒業研究の重視, 2位が学部4年間の広い基礎学力の重視, 3位が3年終了時における学生の優秀性の判定基準, そして4位が現行学部及び大学制度との抵触の恐れがありはしないか, という事項であって, これらは, 提案Ⅱに対する消極的事項である。

次の5位になって, 修士課程のみの研究科が, 研究者養成には「能力に応じた教育を必要とするから, 修業年限に差があってもよい」という項目をあげており, 博士課程をもつ研究科は, 「学問の性質上, 若い時期の創造的研究の重視」など, いずれも初めて提案Ⅱに対する積極的事項を指摘してくる。これに対して, 学士課程のみの学部は, 5位にも, 「提案Ⅱの措置が一般教育の軽視, 専門教育の偏重を助長する恐れがないか」という消極的事項を指摘している。

なお, 研究科および学部を, 学問の性質上から, 人文科学, 社会科学, 自然科学別にグルーピングして考察しても, 全体的傾向とは違って甚しく目立つ特徴はみられなかった。

II 学部・研究科の一般論として, 提案Ⅱに対する意見については, 修士課程なり博士課程をもつ研究科は, いずれも, 過半数が「要望する研究科 (専攻) には, 受験資格を与えるようにしてよい」と寛容な態度を示すが, 研究科をもたない学部は, 「いかなる大学院研究科であって

も、受験資格を与えることは望ましくない」が首位を占めている。なお、この調査項目においても、研究科の学問の性質の差異は、はっきりした影響を及ぼしてはいない。

学部・研究科としての一般論と違う少数意見については、数学関係の専攻が提案Ⅱに対して強い要望をもっていることが明確になった。

履修課程に関するアンケート結果の報告

国大協第2常置委員会

本年5月実施のアンケートの有効回答75大学（回収率85%）

§ 提案Ⅰに対して

他大学卒業生で1学年に入学してきた学生の既修科目の単位認定について

- a 考慮する必要がある……………66大学
- b 考慮する必要がない……………6大学
- c a, bいずれともきめがたい……………3大学

考慮する大学が圧倒的多数である。ただし、総合大学で、学部単位に意見表示している場合は、多数決によって判定した。したがって、aにランクされた大学のなかにも、bの意見をもつ学部が含まれている（15大学）。そのうち、bを志向する学部としては、教養部（一般教育部を含む）、経済学部、法学部が比較的目立ち、そのほかに文学部、教育学部、理学部、水産学部などがある。

認定範囲は30単位程度が圧倒的に多く、最少は20単位、最大は40単位。ただし、上限を設ける必要なしとする学部が一つだけあった。

認定科目は、1位一般教育、2位保健体育、3位外国語であって、除外する科目として専門教育と基礎教育が目立つ。

認定方法は、対応科目ごとに筆記又は面接試験を行うことが共通にみられる。

単位認定措置と修業年限との関係については、以下のとおりである。

	年限短縮 しない	年限短縮 する	両論あって きめがたい	無回答	(計)
総合大学	5	19	20	2	46
(単科大学)					(9)
医科大	(1)	(1)	(2)	(5)	(9)
工科大	(3)	(4)	(1)	(1)	(9)
教育大	(3)	(1)	(0)	(2)	(6)
その他の単科大	(4)	(0)	(1)	(0)	(5)
(小計)	11	6	4	8	29
合計	16	25	24	10	75
%	21%	34%	32%	13%	100%

提案の「年限短縮と直接は結び付けない」とする消極的立場を支持するものよりも、「短縮を前提としなければ意味がない」とする積極的な立場が多い。しかし、両論があって大学としては決めがたいところも、同様に高率であって、今後の検討を必要とするところである。

§ 提案Ⅱに対して

優秀な学生に大学院教育を早期に開始することについての要望の有無は、次のとおりである。

	要望が全般的にある	要望が部分的にある	要望が全くない	無回答	(計)
総合大学	0	18	27	1	46
(単科大学)					
医科大	(0)	(0)	(4)	(5)	(9)
工科大	(2)	(4)	(3)	(0)	(9)
教育大	(0)	(0)	(3)	(3)	(6)
その他の単科大	(0)	(2)	(3)	(0)	(5)
(小計)	2	6	13	8	29
合計	2	24	40	9	75
%	2%	32%	54%	12%	100%

提案Ⅱについて要望をもつ大学は、26校(34%)にすぎない。

要望が全般的にある大学は、工科系の単科大学(2校)のみである。部分的に要望のある大学(24校)において、要望する研究科の筆頭は理学研究科であって、その中でも数学専攻(数理分析専攻を含む)が目立ち、それに次いで物理学専攻などである。理学研究科に次ぐものは、工学研究科(電気・電子, 高分子, 工学化学各専攻)である。その他に、芸術大学音楽部, 商学研究科経営管理専攻, 経済学研究科経済学専攻, 薬学研究科製薬化学専攻, 栄養学研究科などがある。

優秀な学生に対して第3学年の終りに大学院入試受験資格を与える措置と学部の修業年限については、「学部の修業年限を変更せずに、あくまで特例とする」考えが圧倒的に多数を占める。

こうした措置を過半数の大学が要望しない理由は、「優秀性の判断基準がむずかしい」「4年次における実験, 実習, 卒業研究ないし卒業論文作成なしに大学院受験は望ましくない」「大学3カ年では能力判定困難」等が主なものである。

また、優秀者処遇の途は、年限短縮に限らない。伸びる機会を与えるために共同研究に参加させることや、奨学金の拡充などを考えるべきだ、との主張もみられる。

大学院教育の早期開始については、4年次に大学院授業科目を受講させる方式の方がよいとする考えが目立つ。なお、大学院3カ年で博士課程を終了できる制度を活用すれば、それで十分であるとの考えもかなりある。また、優秀者に対する早期教育は、初等・中等教育から手を打つべきであるとの主張もみられる。

全般的な印象としては、専攻の学問によっては、提案Ⅱの必要があるだろうが、これを普遍化

することは時期尚早である。しかし、現行制度の改正を含めて、優秀学生処遇の可能性の途を検討することは望ましい、ということである。

そ の 他

学長等の異動

○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
和歌山大学	神野璋一郎	筒井信定

○委員の委嘱

特別会計制度協議会 篠沢 公平 (文部省学術国際局長)

○専門委員の委嘱

第6常置委員会	平間 巖 (東京医科歯科大事務局長)
同	舟橋 昭夫 (東京大庶務部長)
教員養成制度特別	片山 嘉雄 (岡山大教授)
特別会計制度協議会	遠藤 丞 (文部省高等教育計画課長)

○専門委員の解嘱

第1常置委員会 } 大学運営協議会 }	綿貫 芳源 (筑波大)
第3常置委員会	佐治 守夫 (東大教授)
第6常置委員会	荻原 博達 (東京大庶務部長)

○幹事の交代

	(前 任)	(新 任)
近畿地区	篠沢 公平 (京都大学)	大塚 希清 (京都大学)

寄贈図書

- 教育と情報 5月号, 6月号, 7月号, 8月号 (文部省)
- 厚生補導 4月号, 5月号, 6月号, 7月号, 8月号 (文部省)
- 産業と教育 5月号, 6月号, 7月号 (産業教育振興中央会)
- I D E 5月号, 6月号, 7・8月号合併号 (民主教育協会)
- みんぱく 5月号, 6月号, 7月号 (民族学振興会)
- E S P 6月号, 7月号, 8月号 (経済企画協会)
- 青少年問題 7月号, 8月号 (青少年問題研究会)
- 大学時報 5月号, 7月号 (日本私立大学連盟)
- 学生生活研究 1977年度 (民主教育協会)
- 学校基本調査報告書 昭和51年度 (文部省)
- 大学図書館実態調査結果報告 昭和52年度 (文部省)
- 現段階における日本の大学問題に関する見解 (大学問題研究会議)
- 大学教育における教育効果の評価測定に関する研究 (東海大学教育工学研究所)
- 大学入学者選抜に関する調査研究 (高等学校の立場から) 昭和52年度 (私学教育研究所)
- 学生相談所年報 昭和52年度 (学徒援護会)
- 学校安全の研究 昭和52年度学校安全の研究報告書 (日本学校安全会)
- 学校の管理下の災害-8 基本統計 (日本学校安全会)
- 東北大学院生生活実態調査集計報告 1977年度 (東北大学生協同組合)

編集後記

- * この夏、日本列島は記録的な猛暑に見舞われ、異常気象に関するニュースが話題を賑わわせた。残暑も終ろうとしているが、遅ればせながらお見舞いを申し上げます。
- * 今回の「特別寄稿」には、広根山形大学長の“教育・研究に関する論稿”を、また「窓」欄には神田東京水産大教授の“南極探険の体験談”を掲載することができた。ご多忙のところご寄稿下さった両先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

昭和53年8月29日 印刷 (非売品)
昭和53年8月31日 発行

会 報 第 81 号

(第28巻第3号 通巻第81号)

編集兼
発行者
発行所

石塚 龍之進

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)
03 (813) 0647

印刷・製本 (株)文唱堂